

令和7年度

あまがさきの介護

**尼崎市福祉局福祉部
介護保険事業担当**

『あまがさきの介護』目次

I	一般状況	7
1	市勢	9
(1)	尼崎市の沿革	9
(2)	尼崎市の位置及び面積	9
2	高齢者の状況	10
(1)	高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	10
(2)	年代別高齢者人口と高齢化率	11
3	介護保険制度のあゆみ	12
4	組織図と事務分掌(令和8年4月1日現在)	13
II	被保険者	15
1	第1号被保険者数の年度別推移	17
2	第1号被保険者数の月別推移	18
III	保険料	19
1	年度別保険料(年額)の推移	21
2	保険料収納状況	26
(1)	現年度分	26
(2)	所得段階別 現年度分	27
(3)	滞納繰越分	28
(4)	所得段階別 滞納繰越分	28
(5)	口座振替加入率	29
(6)	減免状況	29
(7)	コロナ減免	29
IV	認定審査	31
1	介護認定審査会	33
2	月別要支援・要介護認定申請状況	33
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	34
4	月別要介護度別認定者状況	35
5	年度末別要介護度別認定者状況	37
6	年度末別認定率	40
7	行政区別 要介護度別認定者状況	41

V	保険給付等	43
1	月別介護サービス利用者状況	45
(1)	居宅(介護予防)サービス利用者数	45
(2)	地域密着型(介護予防)サービス利用者数	46
(3)	施設別介護サービス利用者数	47
(4)	要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	48
2	年度別介護サービス利用者状況	49
(1)	居宅介護(介護予防)サービス利用者数	49
(2)	地域密着型(介護予防)サービス利用者数	49
(3)	施設別介護サービス利用者数	49
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	50
(1)	平成20年度～平成25年度 年度別支給額	50
(2)	令和7年度月別支給額及び平成26年度～令和6年度支給額	51
4	負担割合証交付状況	58
5	減免認定状況	58
(1)	食費・居住費に係る負担限度額認定	58
(2)	利用者負担減額・免除認定	58
(3)	介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	58
6	高額介護(予防)サービス費支給状況	59
7	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	59
8	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	60
9	一般施策	62
(1)	社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険 サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	62
(2)	障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	62
VI	地域支援事業 1	63
1	総合事業	65
(1)	介護予防・生活支援サービス事業	65
(2)	生活支援サポーター養成研修	66
2	任意事業	67
(1)	住宅改修支援事業	67
(2)	介護サービス相談員派遣事業	67
(3)	介護給付適正化事業	67

VII	地域支援事業 2	69
1	介護予防事業	71
2	包括的支援事業	74
(1)	地域包括支援センターの設置状況	74
(2)	総合相談支援、権利擁護業務	75
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	75
(4)	生活支援体制整備事業	77
(5)	医療・介護連携推進	78
(6)	認知症総合支援事業	78
3	任意事業	80
(1)	家族介護慰労事業	80
(2)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	80
(3)	認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業	80
(4)	高齢者向けグループハウス運営事業	81
(5)	在宅高齢者等あんしん通報システム事業	81
(6)	住宅改造相談事業	81
(7)	家族介護用品支給事業	81
(8)	介護マーク普及事業	81
(9)	成年後見制度利用支援事業	82
VIII	その他	83
1	広報活動	85
(1)	パンフレットの作成・配布	85
(2)	保険料のしおり	85
(3)	介護保険だよりの発行	85
(4)	市報あまがさきへの掲載	85
(5)	市民への説明(市政出前講座)等	85
(6)	ホームページへの掲載	85
2	苦情相談件数	85
3	尼崎市内 介護保険事業所・施設数	86
(1)	介護保険事業所・施設数	86
(2)	市内の介護保険施設	87
(3)	市内の地域密着型サービス事業所	88

4	尼崎市地域包括支援センター運営部会	89
(1)	設置年月日	89
(2)	設置目的	89
(3)	組織	89
(4)	所掌事項	89
(5)	開催回数	89
(6)	地域包括支援センターについて	89
5	尼崎居宅介護支援事業連絡会	90
(1)	設立	90
(2)	目的	90
(3)	会員数	90
(4)	主な活動内容	90
6	その他の支援	91
(1)	高齢者緊急一時保護事業	91
(2)	権利擁護推進事業	91
IX	財政・条例等	93
1	財 政	95
(1)	介護保険事業費歳入歳出予算決算	95
(2)	介護保険事業に係る基金の状況	96
2	条例等	97
(1)	尼崎市介護保険条例	97
(2)	尼崎市介護保険規則	109
(3)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	113

I 一般状況

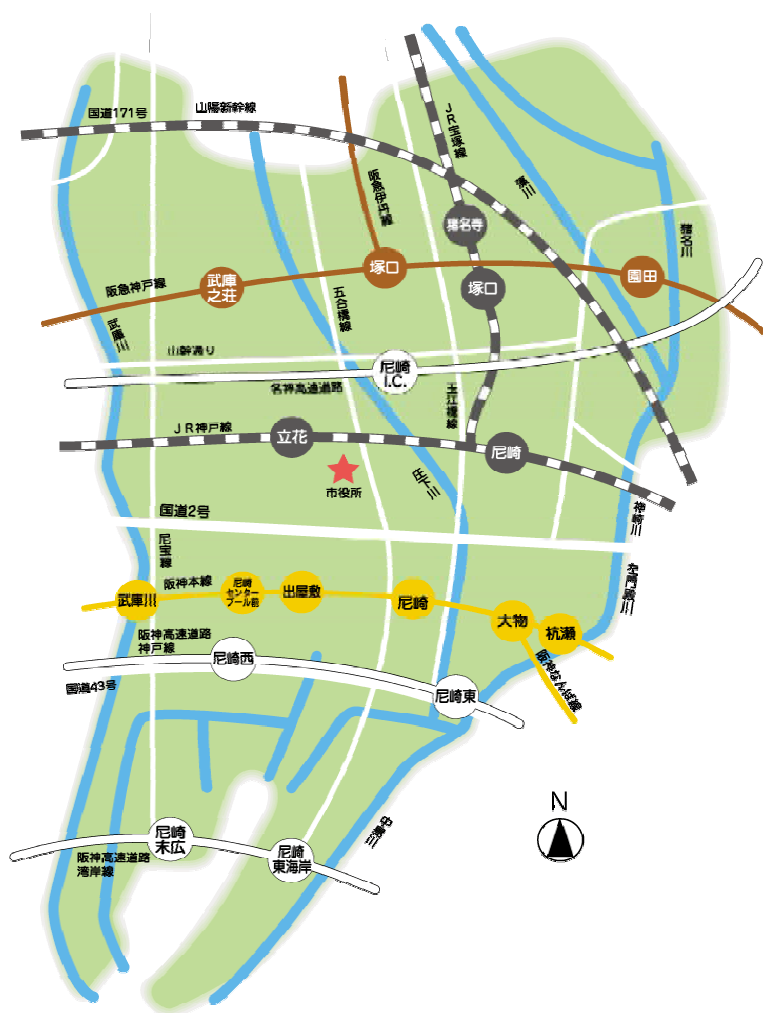
1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.71平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%
40歳以上	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%
65歳以上	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%
75歳以上	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%

区 分	平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%
40歳以上	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%
65歳以上	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%
75歳以上	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%

区 分	平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%	457,216	100.0%
40歳以上	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%	261,433	57.2%
65歳以上	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%	107,140	23.4%
75歳以上	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%	49,111	10.7%

区 分	平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末		平成28年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%	463,662	100.0%
40歳以上	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%	279,352	60.2%
65歳以上	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%	123,772	26.7%
75歳以上	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%	58,228	12.6%

区 分	平成29年3月末		平成30年3月末		令和元年3月末		令和2年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,520	100.0%	462,476	100.0%	462,934	100.0%	463,236	100.0%
40歳以上	280,934	60.7%	282,712	61.1%	283,958	61.3%	284,893	61.5%
65歳以上	125,574	27.1%	126,789	27.4%	127,410	27.5%	127,749	27.6%
75歳以上	61,137	13.2%	63,315	13.7%	65,513	14.2%	66,987	14.5%

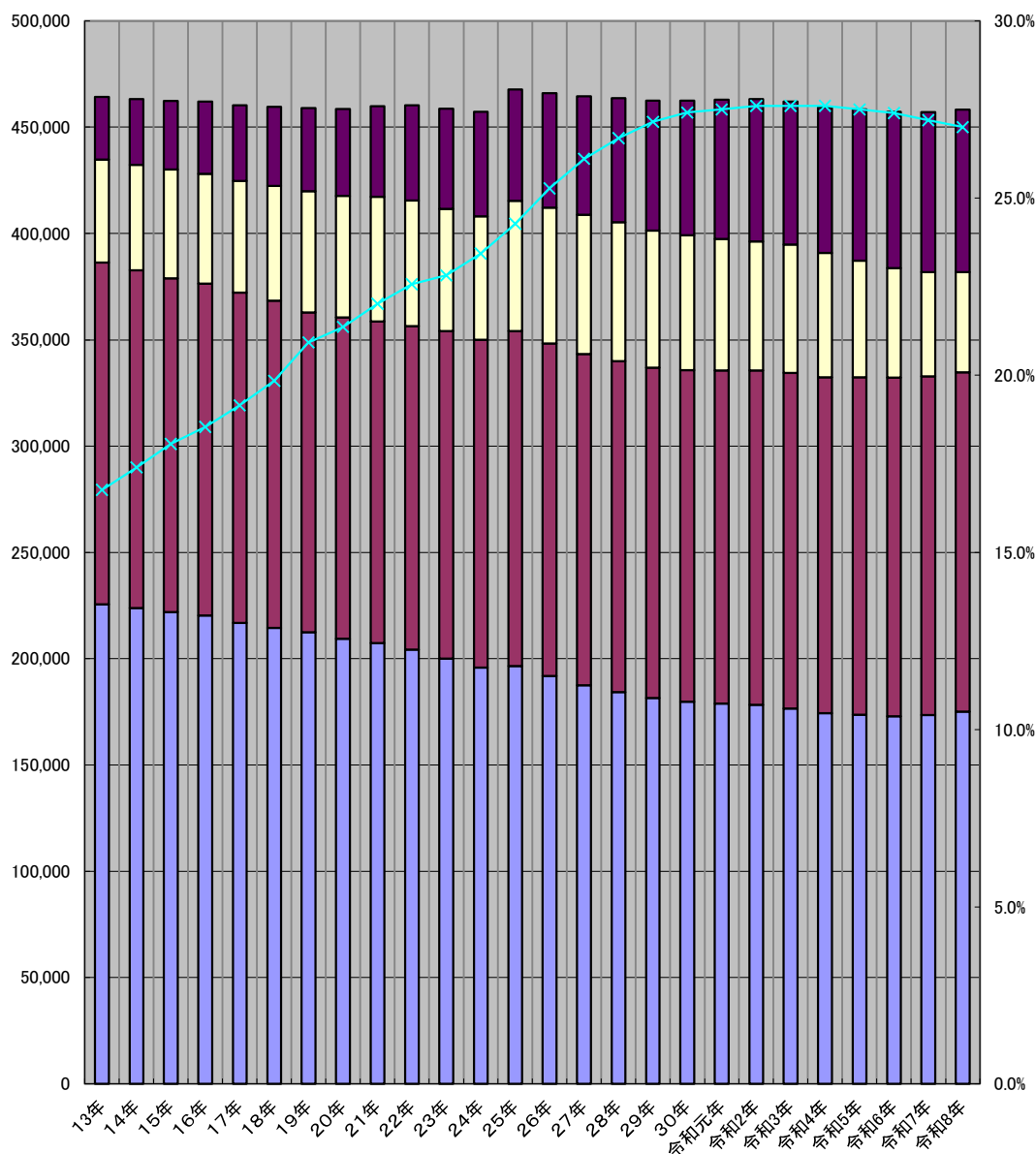
区 分	令和3年3月末		令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末A	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	461,988	100.0%	459,261	100.0%	458,313	100.0%	457,237	100.0%
40歳以上	285,381	61.8%	284,868	62.0%	280,867	61.3%	284,193	62.2%
65歳以上	127,585	27.6%	126,887	27.6%	125,871	27.5%	125,084	27.4%
75歳以上	67,187	14.5%	68,470	14.9%	71,072	15.5%	73,498	16.1%

区 分	令和7年3月末A		令和8年3月末B		前年度末比
	人数	割合	人数	割合	B/A
総人口	457,072	100.0%	458,203	100.0%	100.2%
40歳以上	283,521	62.0%	283,124	61.8%	99.9%
65歳以上	124,224	27.2%	123,487	27.0%	99.4%
75歳以上	75,266	16.5%	76,281	16.6%	101.3%

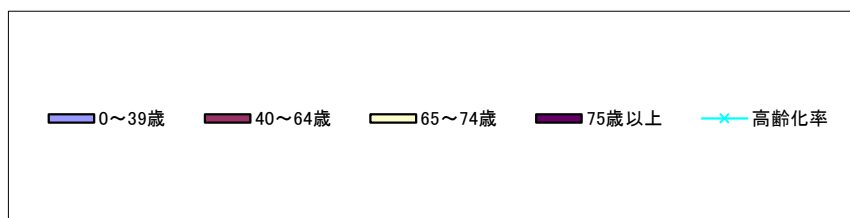
単位: 人

(2) 年代別高齢者人口と高齢化

高齢化率



※各年3月



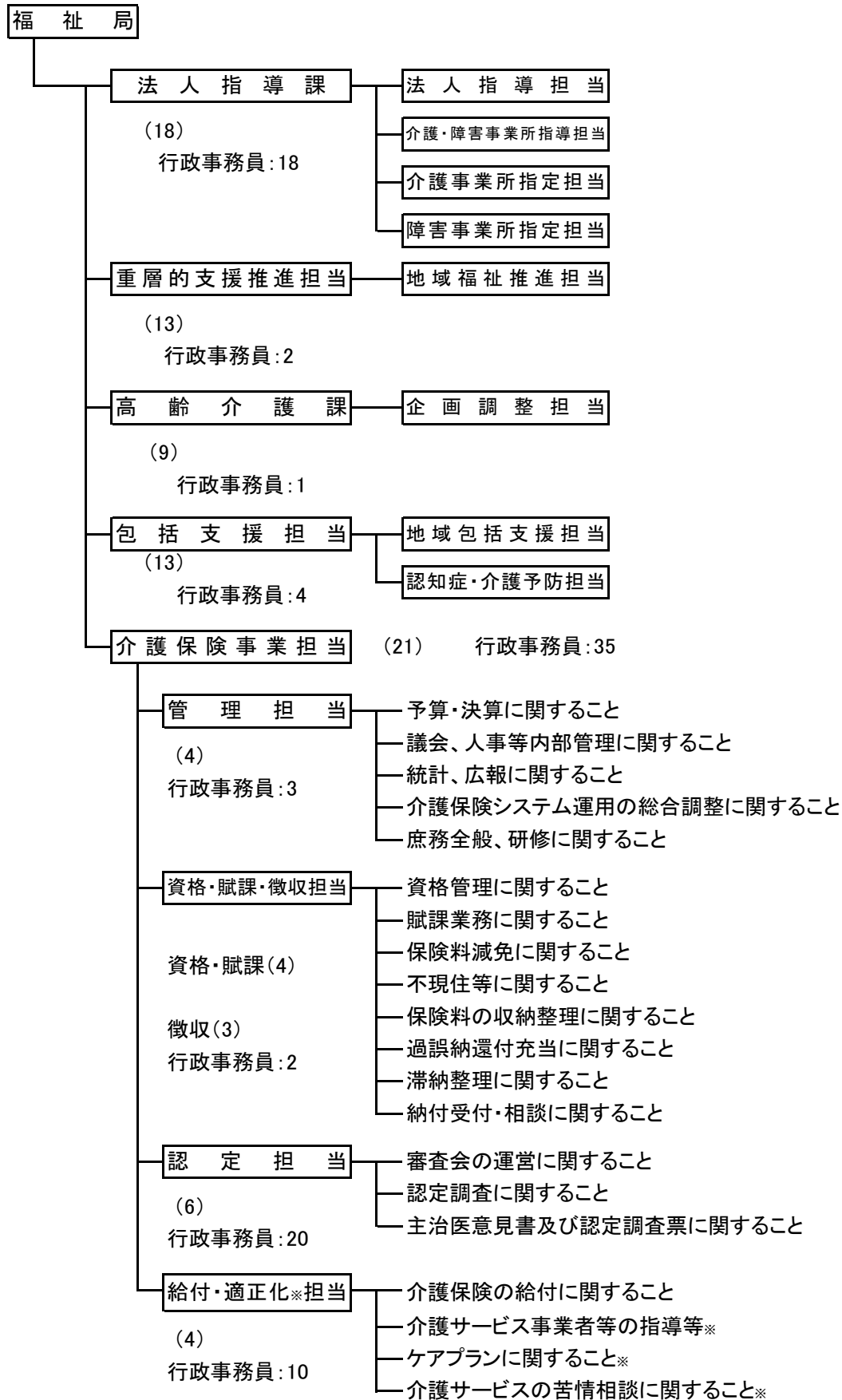
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H 26 . 4 . 1	介護保険法改正(地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H 27 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27 . 4 . 1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H 29 . 4 . 1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H 30 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 30 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
R 3 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
R 3 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
R 6 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
R 6 . 4		尼崎市介護保険条例改正
R 7 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
R 8 . 4 . 1	介護保険法施行令改正	尼崎市介護保険条例改正

4 組織図と事務分掌

組織図(令和8年4月1日現在)

※ ()内は職員数



※ 健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。

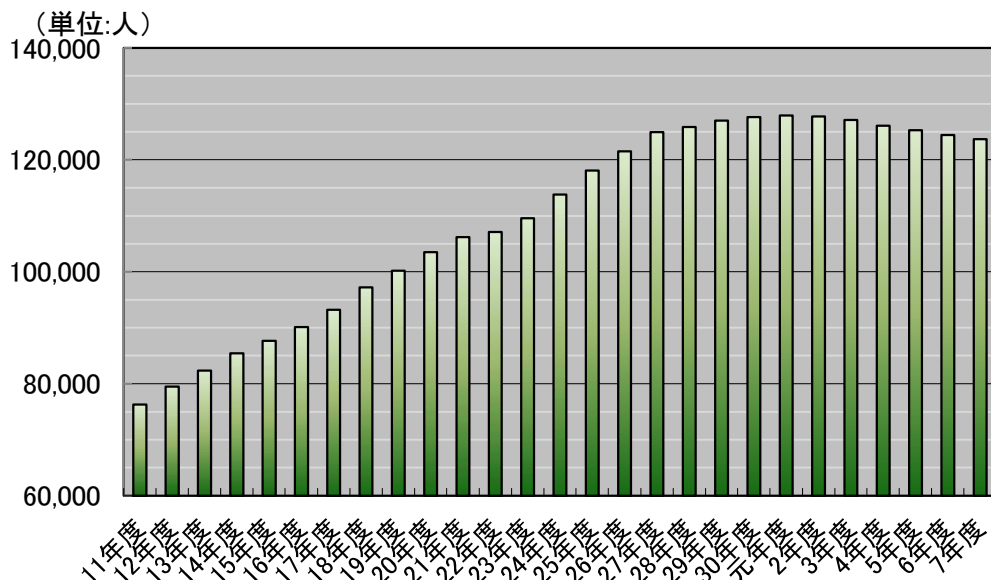
Ⅱ 被保險者

1 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)

	被保険者数	資 格 取 得				資 格 喪 失				
		転入	65歳 到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
30年度	127,638	1,008	5,190	9	58	927	21	4,644	11	23
元年度	127,947	921	4,953	5	63	872	17	4,704	13	27
2年度	127,766	810	4,723	0	97	885	9	4,880	7	30
3年度	127,105	739	4,658	4	114	863	2	5,255	6	50
4年度	126,099	899	4,562	4	93	1,018	1	5,472	6	67
5年度	125,307	814	4,742	9	130	970	0	5,452	3	62
6年度(a)	124,418	923	4,809	2	98	967	1	5,704	4	45
7年度(b)	123,677	795	4,836	4	130	956	0	5,470	0	80
前年度比 (b)/(a)	99.4%	86.1%	100.6%	200.0%	132.7%	98.9%	0.0%	95.9%	0.0%	177.8%

注) 被保険者数は年度末現在の人数



2 第1号被保険者数の月別推移

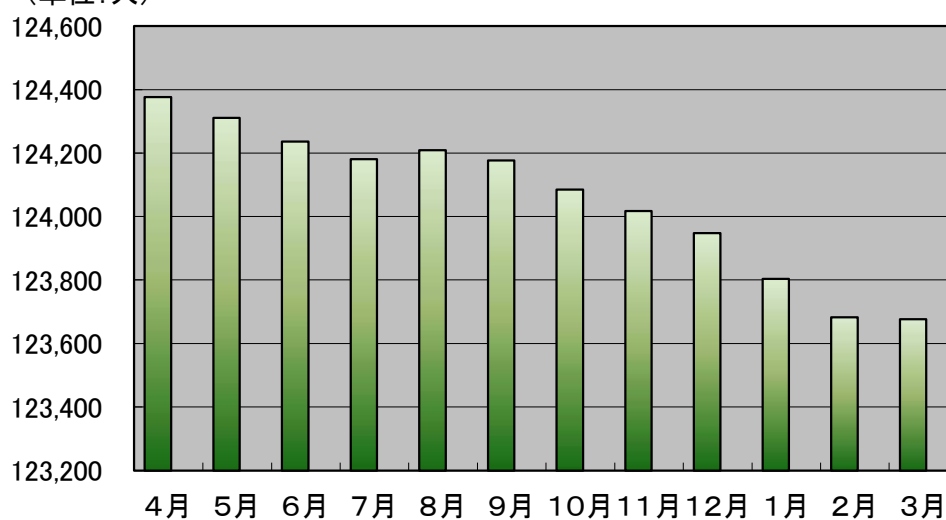
令和7年度

(単位:人)

	被保険者数	資 格 取 得				資 格 喪 失				
		転入	65歳 到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
4月	124,376	94	444	0	15	125	0	466	0	4
5月	124,311	62	389	0	11	80	0	435	0	12
6月	124,236	64	327	0	14	79	0	395	0	6
7月	124,181	58	387	0	8	82	0	423	0	3
8月	124,209	65	421	0	7	65	0	398	0	2
9月	124,177	57	406	1	13	51	0	454	0	4
10月	124,085	66	391	0	9	83	0	469	0	6
11月	124,017	78	373	3	9	89	0	434	0	8
12月	123,948	83	411	0	13	78	0	487	0	11
1月	123,804	53	446	0	6	61	0	582	0	6
2月	123,683	59	388	0	13	95	0	482	0	4
3月	123,677	56	453	0	12	68	0	445	0	14
合計	-	795	4,836	4	130	956	0	5,470	0	80

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人)



Ⅲ 保 險 料

1 年度別保険料(年額)の推移

令和7年度(令和6年度～令和8年度・第9期)の保険料等 ①はR6は80万円

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.455	40,912
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が①80万9000円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が①80万9000円を超え120万円以下の人	0.685	61,593
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.690	62,043
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が①80万9000円以下の人	0.900	80,925
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が①80万9000円を超える人	1.000 (基準額)	89,916
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	107,900
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	116,891
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	134,874
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	152,858
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	170,841
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	188,824
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	206,807
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.400	215,799
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	2.500	224,790
第15段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の人	2.600	233,782
第16段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上1,120万円未満の人	2.700	242,774
第17段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,120万円以上1,220万円未満の人	2.800	251,765
第18段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,220万円以上の人	2.900	260,757

※上記の表中で第1段階～第5段階の人は合計所得金額を給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10万円控除した額で算定します。(ただし、合計額が0円を下回る場合は0円とします。)

公費による低所得者の保険料軽減強化

段階	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度～令和5年度		
	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	28,854円	2,405円	0.375	23,083円	1,924円	0.3	23,793円	1,983円	0.3
第2段階				43,089円	3,591円	0.56	33,471円	2,789円	0.435	34,500円	2,875円	0.435
第3段階				55,784円	4,649円	0.725	53,861円	4,488円	0.7	55,517円	4,626円	0.7

軽減後保険料

公費による低所得者の保険料軽減強化

平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

※上記の表中で給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10万円控除した額で算定します。(ただし、合計額が0円を下回る場合は0円とします。)

令和3年度～令和5年度(第8期)の保険料等

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	39,655
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	54,327
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	59,483
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	71,379
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	79,310
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	95,172
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	103,103
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	118,965
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.700	134,827
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	144,741
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	154,655
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	164,568
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	174,482
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	184,396

平成30年度～令和2年度(第7期)の保険料等

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	38,472
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成27年度～平成29年度(第6期)の保険料等

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

段階	軽減後保険料			
	平成30年度		令和元年度	
	年額	月額	年額	月額
第1段階	34,625円	2,885円	28,854円	2,405円
第2段階	43,089円	3,591円	43,089円	3,591円
第3段階	55,784円	4,649円	55,784円	4,649円

平成27年度～平成29年度の第1段階の保険料			
年額	軽減前		軽減後
	年額	月額	年額
35,532円	2,961円	0.5	31,979円
			2,665円
			0.45

平成24年度～平成26年度(第5期)の保険料等

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入 と合計所得金額の合計が80万円を超え120 万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されている が、本人は市民税非課税であり、本人の 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されている が、本人は市民税非課税であり、本人の 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変 緩和措置対象者	H24 1.333	85,458
		H25 1.417	90,804
		H26 1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が190万円以上400万円未満の人	1.500	96,143
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.750	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※平成21年度～平成23年度の保険料等の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を
全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

平成21年度～平成23年度(第4期)の保険料等

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.500	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.750	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されている が、本人は市民税非課税であり、本人の 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	0.900	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されている が、本人は市民税非課税であり、本人の 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円を超える人	1.000 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.150	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.250	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.500	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.750	98,926

平成18年度～平成20年度(第3期)の保険料等

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.500	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合	0.750	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.000 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.250	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.500	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.750	99,694

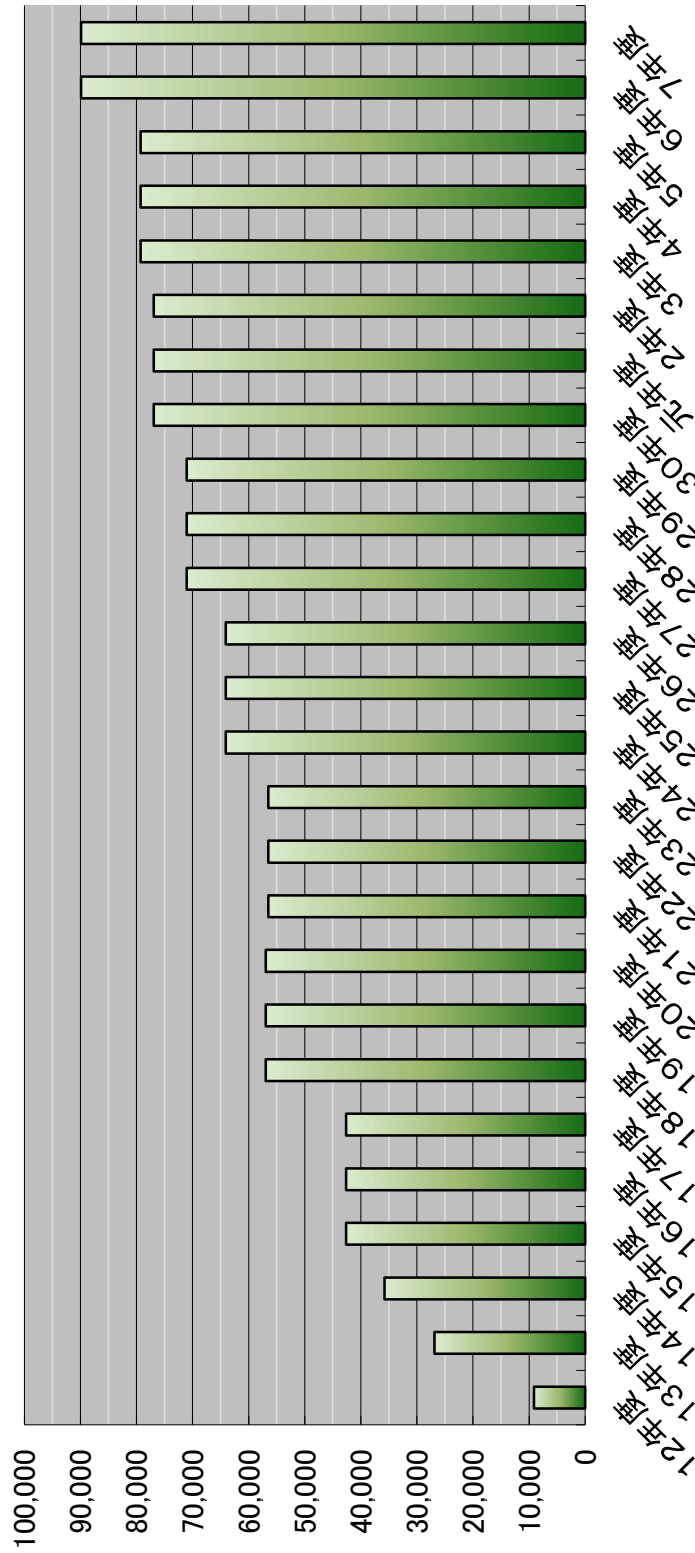
平成12年度～17年度(第1期～2期)の保険料等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.500	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.750	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.000 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満)	1.250	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上)	1.500	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

保険料(基準額年額)の推移グラフ

(単位:円)



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

年 度	内 訳 徴収区分	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	合 計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36
30	合 計	137,697	9,146,505,509	135,748	9,022,884,547	2,991	123,620,962	98.65
元	特別徴収	117,954	7,972,460,197	117,954	7,972,460,197	0	0	100.00
	普通徴収	19,691	877,545,937	17,838	765,622,459	2,773	111,923,478	87.25
	合 計	137,645	8,850,006,134	135,792	8,738,082,656	2,773	111,923,478	98.74
2	特別徴収	117,438	7,658,295,012	117,438	7,658,295,012	0	0	100.00
	普通徴収	19,946	867,386,332	18,325	751,172,095	3,456	116,214,237	86.60
	合 計	137,384	8,525,681,344	135,763	8,409,467,107	3,456	116,214,237	98.64
3	特別徴収	117,744	7,774,919,220	117,744	7,774,919,220	0	0	100.00
	普通徴収	22,275	973,371,631	22,011	863,778,701	2,888	109,592,930	88.74
	合 計	140,019	8,748,290,851	139,755	8,638,697,921	2,888	109,592,930	98.75
4	特別徴収	117,045	7,757,871,937	117,045	7,757,871,937	0	0	100.00
	普通徴収	21,124	976,093,821	19,667	877,692,509	2,457	98,401,312	89.92
	合 計	138,169	8,733,965,758	136,712	8,635,564,446	2,457	98,401,312	98.87
5	特別徴収	115,474	7,664,151,993	115,474	7,664,151,993	0	0	100.00
	普通徴収	21,095	970,280,415	19,685	881,223,497	2,388	89,056,918	90.82
	合 計	136,569	8,634,432,408	135,159	8,545,375,490	2,388	89,056,918	98.97
6	特別徴収	115,133	8,818,190,402	115,133	8,818,190,402	0	0	100.00
	普通徴収	22,130	1,172,331,913	20,712	1,072,886,259	2,407	99,445,654	91.52
	合 計	137,263	9,990,522,315	135,845	9,891,076,661	2,407	99,445,654	99.01
7	特別徴収	114,287	8,918,842,940	114,287	8,918,842,940	0	0	100.00
	普通徴収	21,124	1,208,552,662	19,734	1,106,001,290	2,386	102,551,372	91.52
	合 計	135,411	10,127,395,602	134,021	10,024,844,230	2,386	102,551,372	98.99

※各年度分とも翌年度5月末現在

(2)所得段階別 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

内 段階	内 容	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	24,145	584,930,460	24,145	584,930,460	0	0	100.00
	普徴	8,269	175,410,600	7,666	159,992,736	1,038	15,417,864	91.21
	計	32,414	760,341,060	31,811	744,923,196	1,038	15,417,864	97.97
2	特徴	13,141	551,637,024	13,141	551,637,024	0	0	100.00
	普徴	639	14,531,608	611	13,727,692	51	803,916	94.47
	計	13,780	566,168,632	13,752	565,364,716	51	803,916	99.86
3	特徴	11,674	686,046,573	11,674	686,046,573	0	0	100.00
	普徴	738	23,049,539	713	22,092,636	48	956,903	95.85
	計	12,412	709,096,112	12,387	708,139,209	48	956,903	99.87
4	特徴	9,306	711,761,855	9,306	711,761,855	0	0	100.00
	普徴	2,395	135,272,932	2,189	118,116,027	289	17,156,905	87.32
	計	11,701	847,034,787	11,495	829,877,882	289	17,156,905	97.97
5	特徴	12,414	1,092,587,096	12,414	1,092,587,096	0	0	100.00
	普徴	408	18,290,189	397	17,456,376	23	833,813	95.44
	計	12,822	1,110,877,285	12,811	1,110,043,472	23	833,813	99.92
6	特徴	12,685	1,308,750,101	12,685	1,308,750,101	0	0	100.00
	普徴	1,730	120,182,011	1,585	104,602,450	242	15,579,561	87.04
	計	14,415	1,428,932,112	14,270	1,413,352,551	242	15,579,561	98.91
7	特徴	16,976	1,897,207,747	16,976	1,897,207,747	0	0	100.00
	普徴	2,212	168,109,555	2,015	146,045,093	314	22,064,462	86.87
	計	19,188	2,065,317,302	18,991	2,043,252,840	314	22,064,462	98.93
8	特徴	7,116	899,865,614	7,116	899,865,614	0	0	100.00
	普徴	1,895	166,761,952	1,794	151,306,242	199	15,455,710	90.73
	計	9,011	1,066,627,566	8,910	1,051,171,856	199	15,455,710	98.55
9	特徴	2,813	402,172,736	2,813	402,172,736	0	0	100.00
	普徴	993	99,567,165	955	93,208,477	85	6,358,688	93.61
	計	3,806	501,739,901	3,768	495,381,213	85	6,358,688	98.73
10	特徴	1,269	203,060,080	1,269	203,060,080	0	0	100.00
	普徴	559	69,093,041	542	66,112,489	36	2,980,552	95.69
	計	1,828	272,153,121	1,811	269,172,569	36	2,980,552	98.90
11	特徴	662	114,373,154	662	114,373,154	0	0	100.00
	普徴	289	38,930,452	284	37,641,150	19	1,289,302	96.69
	計	951	153,303,606	946	152,014,304	19	1,289,302	99.16
12	特徴	382	73,188,009	382	73,188,009	0	0	100.00
	普徴	189	28,797,804	183	27,697,316	12	1,100,488	96.18
	計	571	101,985,813	565	100,885,325	12	1,100,488	98.92
13	特徴	294	59,933,985	294	59,933,985	0	0	100.00
	普徴	116	17,799,944	116	17,603,069	4	196,875	98.89
	計	410	77,733,929	410	77,537,054	4	196,875	99.75
14	特徴	190	39,989,628	190	39,989,628	0	0	100.00
	普徴	101	16,385,687	101	16,250,225	4	135,462	99.17
	計	291	56,375,315	291	56,239,853	4	135,462	99.76
15	特徴	167	36,364,873	167	36,364,873	0	0	100.00
	普徴	79	13,898,242	76	13,296,688	6	601,554	95.67
	計	246	50,263,115	243	49,661,561	6	601,554	98.80
16	特徴	106	23,215,307	106	23,215,307	0	0	100.00
	普徴	62	11,629,498	61	11,487,818	1	141,680	98.78
	計	168	34,844,805	167	34,703,125	1	141,680	99.59
17	特徴	104	24,982,848	104	24,982,848	0	0	100.00
	普徴	41	7,404,913	41	7,404,913	0	0	100.00
	計	145	32,387,761	145	32,387,761	0	0	100.00
18	特徴	843	208,775,850	843	208,775,850	0	0	100.00
	普徴	409	83,437,530	405	81,959,893	15	1,477,637	98.23
	計	1,252	292,213,380	1,248	290,735,743	15	1,477,637	99.49

※翌年度5月末現在

(3)滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23
平成30年度	4,479	280,472,127	1,151	28,207,671	2,593	109,039,933	3,122	143,224,523	10.06
令和元年度	4,296	266,668,654	1,101	28,488,565	2,601	107,189,425	2,859	130,990,664	10.68
令和2年度	3,939	242,254,175	851	23,306,192	2,401	97,095,832	2,690	121,852,151	9.62
令和3年度	4,045	229,511,269	1,462	32,713,921	2,107	73,893,794	2,401	122,903,554	14.25
令和4年度	3,566	223,934,780	1,189	32,455,982	1,861	64,787,984	2,211	126,690,814	14.49
令和5年度	3,396	230,158,504	1,103	27,585,709	1,721	72,439,225	2,151	130,133,570	11.99
令和6年度	3,259	218,972,053	987	23,284,213	1,647	66,602,917	2,102	129,084,923	10.63
令和7年度	3,254	228,204,299	926	23,992,361	1,634	76,876,612	2,112	127,335,326	10.51

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

(4)所得段階別 滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1段階	1,466	47,211,914	316	3,677,842	763	16,786,325	959	22,464,412	7.79
2段階	91	3,178,237	26	461,997	41	992,428	49	1,328,565	14.54
3段階	99	3,674,160	29	538,004	39	1,393,194	57	1,800,636	14.64
4段階	373	37,678,368	117	3,139,856	217	13,139,246	265	22,597,538	8.33
5段階	40	2,921,717	17	485,122	19	1,025,871	19	1,325,545	16.60
6段階	373	37,047,588	122	3,350,476	199	14,452,619	249	21,718,805	9.04
7段階	396	44,770,133	123	4,780,291	184	13,661,100	279	27,213,382	10.68
8段階	239	30,287,743	93	3,451,258	95	8,102,462	150	17,366,204	11.39
9段階	81	9,446,329	34	1,334,315	36	3,684,786	47	5,950,984	14.13
10段階	43	5,347,795	19	1,012,675	27	2,350,160	19	2,137,127	18.94
11段階	13	2,157,378	6	240,700	4	308,565	7	1,323,731	11.16
12段階	11	680,146	7	281,437	3	134,686	2	306,168	41.38
13段階	4	466,337	3	111,938	2	209,282	1	292,799	24.00
14段階	10	975,227	4	116,360	5	635,888	4	552,971	11.93
15段階	3	105,045	2	46,600	0	0	1	58,445	44.36
16段階	3	176,624	2	83,124	0	0	1	93,500	47.06
17段階	1	51,200	1	51,200	0	0	0	0	100.00
18段階	8	2,028,358	5	829,166	0	0	3	804,514	40.88
合 計	3,254	228,204,299	926	23,992,361	1,634	76,876,612	2,112	127,335,326	10.51

※3月末現在

※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

(5)口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成30年度	22.41
令和元年度	23.56
令和2年度	19.12
令和3年度	22.19
令和4年度	21.67
令和5年度	20.49
令和6年度	19.46
令和7年度	19.17

(6)減免状況

(保険料減免)

年度 内訳		令和5年度	令和6年度	令和7年度
被災	件数	11	4	4
	金額	315,106	271,697	149,748
所得激減	件数	262	214	225
	金額	4,557,877	3,847,011	4,279,184
生活困窮	件数	4	89	68
	金額	63,448	267,094	187,057
制度的	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
その他	件数	42	41	45
	金額	692,336	884,728	979,877
合計	件数	319	348	342
	金額	5,628,767	5,270,530	5,595,866

(7)コロナ減免

年度 内訳		令和2年度	令和3年度	令和4年度
コロナ1.0	件数	203	33	0
	金額	14,117,370	2,198,079	0
コロナ0.8	件数	66	11	2
	金額	5,389,134	737,007	239,517
コロナ廃失	件数	32	53	3
	金額	2,318,580	3,944,362	227,563
コロナ死重	件数	0	8	1
	金額	0	391,890	55,517
合計	件数	301	105	6
	金額	21,825,084	7,271,338	522,597

※R5以降実施なし

IV 認定審査

1 介護認定審査会

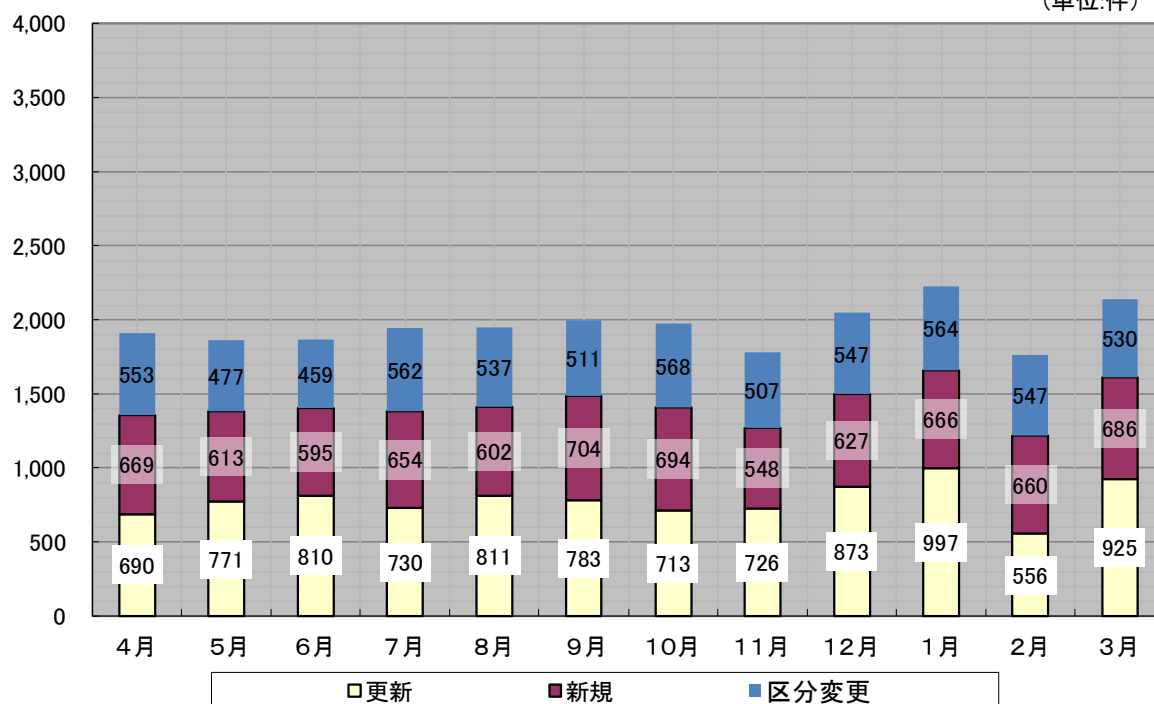
項 目	内 容
合 議 体 数	20合議体(40グループ)
委員数及び内訳	174人 (医療 117人 ・ 保健 26人 ・ 福祉 31人) (令和8年3月31日現在)
1回の審査件数	約 50件
開 催 日 時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 436回 (R6年度 470回)
認定処理件数	計23,465件 (R6年度 24,426件)

2 月別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申 請 区 分		
		新規	更新	区分変更
4月	1,912	669	690	553
5月	1,861	613	771	477
6月	1,864	595	810	459
7月	1,946	654	730	562
8月	1,950	602	811	537
9月	1,998	704	783	511
10月	1,975	694	713	568
11月	1,781	548	726	507
12月	2,047	627	873	547
1月	2,227	666	997	564
2月	1,763	660	556	547
3月	2,141	686	925	530
合計	23,465	7,718	9,385	6,362

令和7年度月別要支援・要介護認定申請状況

(単位:件)

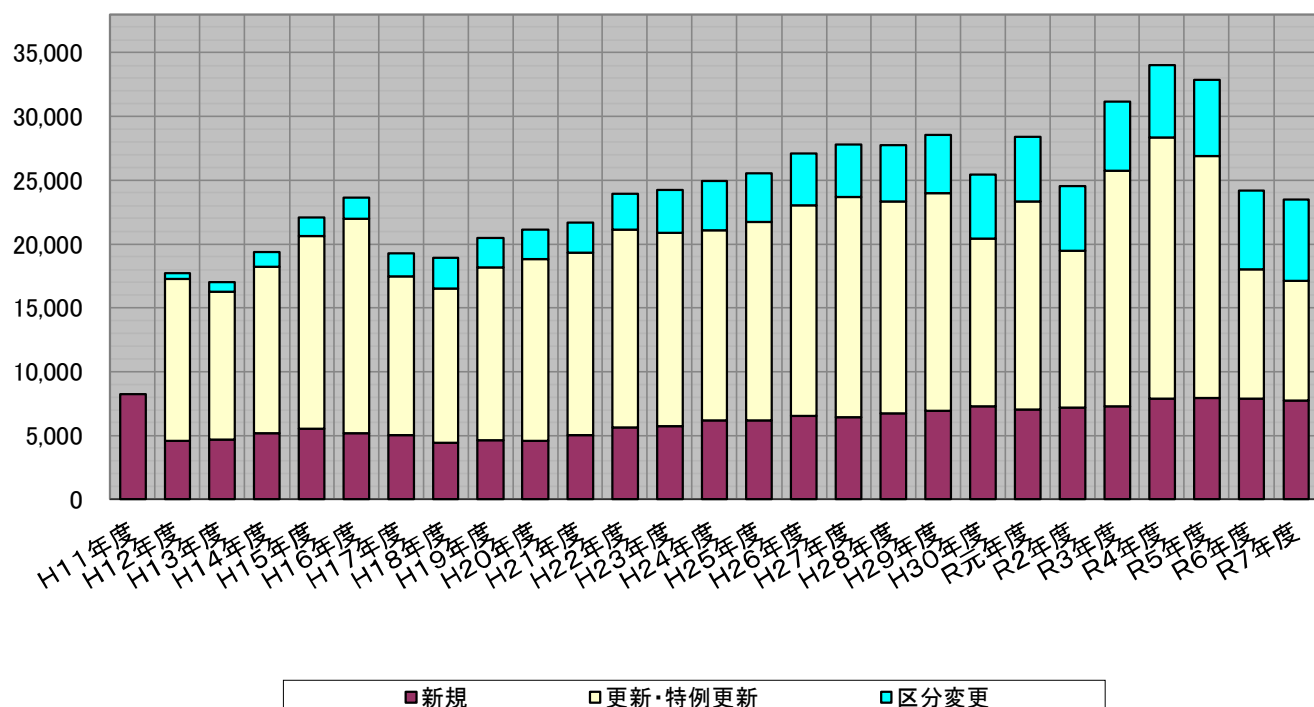


3 年度別要支援・要介護認定申請状況

年度	申請件数	申 請 区 分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
H11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
H12年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
H13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
H14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
H15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
H16年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
H17年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
H18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
H19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
H20年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
H21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
H22年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
H23年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
H24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
H25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
H26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
H27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
H28年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
H29年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%
H30年度	25,440	7,283	28.63%	13,136	51.64%	5,021	19.74%
R元年度	28,380	7,014	24.71%	16,338	57.57%	5,028	17.72%
R2年度	24,538	7,183	29.27%	12,288	50.08%	5,067	20.65%
R3年度	31,156	7,296	23.42%	18,428	59.15%	5,432	17.43%
R4年度	34,049	7,879	23.14%	20,492	60.18%	5,678	16.68%
R5年度	32,853	7,893	24.03%	18,994	57.82%	5,966	18.16%
R6年度	24,217	7,866	32.48%	10,154	41.93%	6,197	25.59%
R7年度	23,465	7,718	32.89%	9,385	40.00%	6,362	27.11%

年度別 要支援・要介護認定申請状況

(単位: 件)



4 月別要介護度別認定者状況

(単位:人)

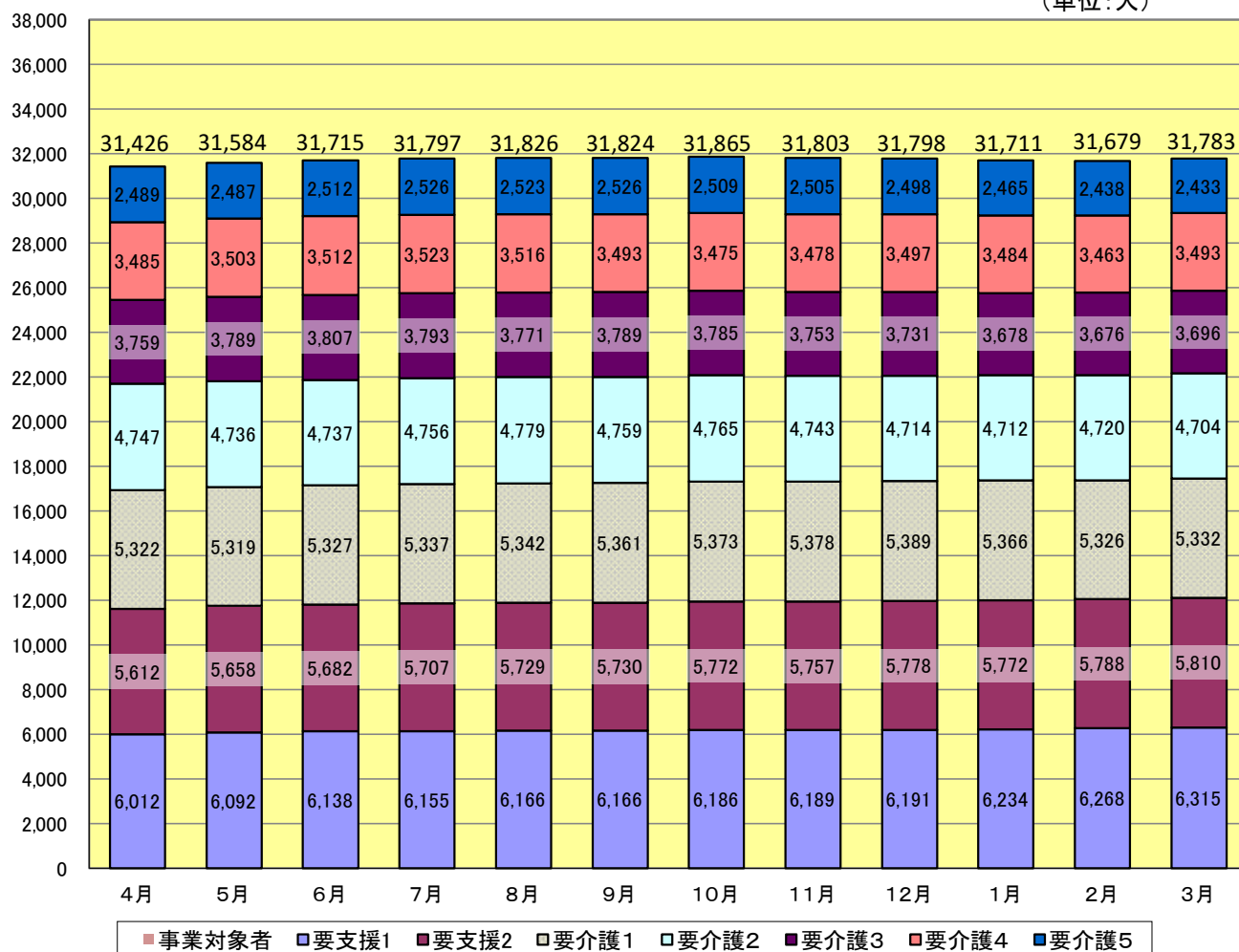
		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
4月末	第1号	0	5,945	5,497	11,442	5,277	4,635	3,687	3,427	2,398	19,424	30,866
	65歳～74歳	0	635	670	1,305	417	511	338	293	284	1,843	3,148
	75歳以上	0	5,310	4,827	10,137	4,860	4,124	3,349	3,134	2,114	17,581	27,718
	第2号		67	115	182	45	112	72	58	91	378	560
	小 計	0	6,012	5,612	11,624	5,322	4,747	3,759	3,485	2,489	19,802	31,426
5月末	第1号	0	6,027	5,539	11,566	5,273	4,627	3,717	3,442	2,394	19,453	31,019
	65歳～74歳	0	643	673	1,316	406	511	341	305	279	1,842	3,158
	75歳以上	0	5,384	4,866	10,250	4,867	4,116	3,376	3,137	2,115	17,611	27,861
	第2号		65	119	184	46	109	72	61	93	381	565
	小 計	0	6,092	5,658	11,750	5,319	4,736	3,789	3,503	2,487	19,834	31,584
6月末	第1号	0	6,071	5,566	11,637	5,279	4,633	3,741	3,447	2,420	19,520	31,157
	65歳～74歳	0	634	669	1,303	401	507	343	313	284	1,848	3,151
	75歳以上	0	5,437	4,897	10,334	4,878	4,126	3,398	3,134	2,136	17,672	28,006
	第2号		67	116	183	48	104	66	65	92	375	558
	小 計	0	6,138	5,682	11,820	5,327	4,737	3,807	3,512	2,512	19,895	31,715
7月末	第1号	0	6,087	5,594	11,681	5,286	4,652	3,726	3,456	2,434	19,554	31,235
	65歳～74歳	0	633	659	1,292	402	513	335	308	280	1,838	3,130
	75歳以上	0	5,454	4,935	10,389	4,884	4,139	3,391	3,148	2,154	17,716	28,105
	第2号		68	113	181	51	104	67	67	92	381	562
	小 計	0	6,155	5,707	11,862	5,337	4,756	3,793	3,523	2,526	19,935	31,797
8月末	第1号	0	6,099	5,610	11,709	5,296	4,673	3,708	3,451	2,429	19,557	31,266
	65歳～74歳	0	629	657	1,286	409	512	331	309	282	1,843	3,129
	75歳以上	0	5,470	4,953	10,423	4,887	4,161	3,377	3,142	2,147	17,714	28,137
	第2号		67	119	186	46	106	63	65	94	374	560
	小 計	0	6,166	5,729	11,895	5,342	4,779	3,771	3,516	2,523	19,931	31,826
9月末	第1号	0	6,095	5,612	11,707	5,317	4,652	3,723	3,429	2,434	19,555	31,262
	65歳～74歳	0	623	666	1,289	402	507	326	313	277	1,825	3,114
	75歳以上	0	5,472	4,946	10,418	4,915	4,145	3,397	3,116	2,157	17,730	28,148
	第2号		71	118	189	44	107	66	64	92	373	562
	小 計	0	6,166	5,730	11,896	5,361	4,759	3,789	3,493	2,526	19,928	31,824
10月末	第1号	0	6,116	5,657	11,773	5,323	4,655	3,722	3,413	2,420	19,533	31,306
	65歳～74歳	0	617	671	1,288	397	500	331	314	277	1,819	3,107
	75歳以上	0	5,499	4,986	10,485	4,926	4,155	3,391	3,099	2,143	17,714	28,199
	第2号		70	115	185	50	110	63	62	89	374	559
	小 計	0	6,186	5,772	11,958	5,373	4,765	3,785	3,475	2,509	19,907	31,865
11月末	第1号	0	6,122	5,648	11,770	5,327	4,634	3,688	3,418	2,418	19,485	31,255
	65歳～74歳	0	607	665	1,272	397	492	329	317	277	1,812	3,084
	75歳以上	0	5,515	4,983	10,498	4,930	4,142	3,359	3,101	2,141	17,673	28,171
	第2号		67	109	176	51	109	65	60	87	372	548
	小 計	0	6,189	5,757	11,946	5,378	4,743	3,753	3,478	2,505	19,857	31,803
12月末	第1号	0	6,127	5,667	11,794	5,336	4,604	3,665	3,433	2,413	19,451	31,245
	65歳～74歳	0	601	662	1,263	403	482	324	312	275	1,796	3,059
	75歳以上	0	5,526	5,005	10,531	4,933	4,122	3,341	3,121	2,138	17,655	28,186
	第2号		64	111	175	53	110	66	64	85	378	553
	小 計	0	6,191	5,778	11,969	5,389	4,714	3,731	3,497	2,498	19,829	31,798

(単位:人)

		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
1月末	第1号	0	6,169	5,657	11,826	5,315	4,607	3,615	3,419	2,382	19,338	31,164
	65歳～74歳	0	607	644	1,251	403	467	323	307	280	1,780	3,031
	75歳以上	0	5,562	5,013	10,575	4,912	4,140	3,292	3,112	2,102	17,558	28,133
	第2号		65	115	180	51	105	63	65	83	367	547
	小 計	0	6,234	5,772	12,006	5,366	4,712	3,678	3,484	2,465	19,705	31,711
2月末	第1号	0	6,205	5,669	11,874	5,272	4,617	3,611	3,404	2,355	19,259	31,133
	65歳～74歳	0	621	640	1,261	401	465	325	306	270	1,767	3,028
	75歳以上	0	5,584	5,029	10,613	4,871	4,152	3,286	3,098	2,085	17,492	28,105
	第2号		63	119	182	54	103	65	59	83	364	546
	小 計	0	6,268	5,788	12,056	5,326	4,720	3,676	3,463	2,438	19,623	31,679
3月末	第1号	0	6,253	5,691	11,944	5,277	4,597	3,627	3,437	2,352	19,290	31,234
	65歳～74歳	0	607	640	1,247	389	471	317	309	262	1,748	2,995
	75歳以上	0	5,646	5,051	10,697	4,888	4,126	3,310	3,128	2,090	17,542	28,239
	第2号		62	119	181	55	107	69	56	81	368	549
	小 計	0	6,315	5,810	12,125	5,332	4,704	3,696	3,493	2,433	19,658	31,783

令和7年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)



5 年度末別要介護度別認定者状況(H12年度末～R7年度末)

(単位:人)

		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
H12 年度末	第1号		788			2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	8,306	9,094
	65歳～74歳		191			577	427	263	254	231	1,752	1,943
	75歳以上		597			1,921	1,547	1,117	1,144	825	6,554	7,151
	第2号		7			83	97	70	64	66	380	387
	小 計		795			2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	8,686	9,481
H13 年度末	第1号		919			3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,067	10,986
	65歳～74歳		234			762	558	320	286	230	2,156	2,390
	75歳以上		685			2,541	1,939	1,264	1,217	950	7,911	8,596
	第2号		5			86	140	83	75	67	451	456
	小 計		924			3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	10,518	11,442
H14 年度末	第1号		1,465			4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	11,651	13,116
	65歳～74歳		381			1,007	611	317	303	271	2,509	2,890
	75歳以上		1,084			3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	9,142	10,226
	第2号		18			122	141	85	76	77	501	519
	小 計		1,483			4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	12,152	13,635
H15 年度末	第1号		2,031			5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	13,183	15,214
	65歳～74歳		553			1,232	581	377	361	299	2,850	3,403
	75歳以上		1,478			4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	10,333	11,811
	第2号		33			167	120	107	84	85	563	596
	小 計		2,064			5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	13,746	15,810
H16 年度末	第1号		2,782			5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	13,863	16,645
	65歳～74歳		738			1,211	556	385	369	313	2,834	3,572
	75歳以上		2,044			4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	11,029	13,073
	第2号		55			179	116	112	89	90	586	641
	小 計		2,837			5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	14,449	17,286
H17 年度末	第1号		3,255			5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	14,559	17,814
	65歳～74歳		829			1,231	577	427	353	318	2,906	3,735
	75歳以上		2,426			4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	11,653	14,079
	第2号		58			176	130	120	94	94	614	672
	小 計		3,313			5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	15,173	18,486
H18 年度末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	14,152	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	2,786	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	11,366	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	583	677
	小 計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	14,735	19,106
H19 年度末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	12,492	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	2,296	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	10,196	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	517	656
	小 計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	13,009	19,448
H20 年度末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	12,818	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	2,339	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	10,479	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	498	629
	小 計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	13,316	19,783
H21 年度末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	13,817	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	2,432	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	11,385	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	513	653
	小 計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	14,330	20,616
H22 年度末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	14,156	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	2,306	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	11,850	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	501	661
	小 計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	14,657	21,495

(単位:人)

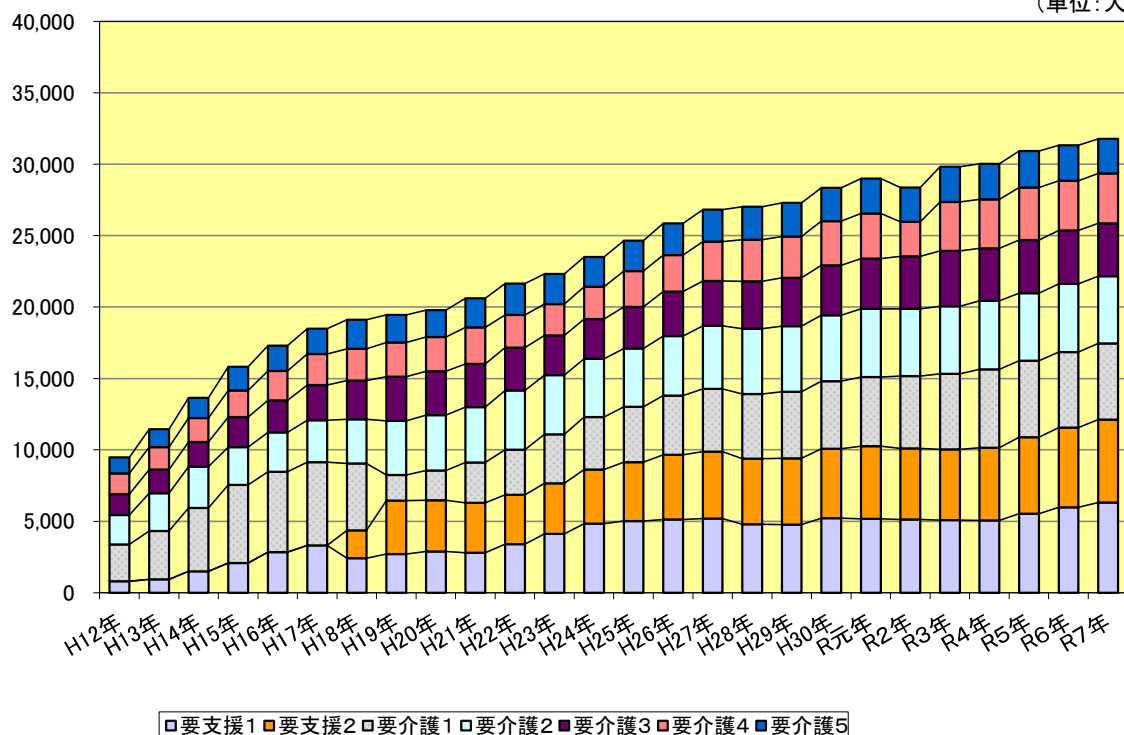
		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
H23 年度末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	14,170	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	2,209	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	11,961	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	486	684
	小 計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	14,656	22,307
H24 年度末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	14,435	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	2,221	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	12,214	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	469	673
	小 計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	14,904	23,514
H25 年度末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	15,077	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	2,332	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	12,745	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	438	627
	小 計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	15,515	24,654
H26 年度末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	15,764	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	2,384	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	13,380	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	432	600
	小 計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	16,196	25,849
H27 年度末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	16,539	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	2,468	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	14,071	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	417	581
	小 計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	16,956	26,832
H28 年度末	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	17,247	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	2,401	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	14,846	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	386	530
	小 計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	17,633	27,025
H29 年度末	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	17,509	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	2,282	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	15,227	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	369	526
	小 計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	17,878	27,287
H30 年度末	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	17,925	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	2,231	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	15,694	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	357	516
	小 計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	18,282	28,351
R元 年度末	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	18,377	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	2,186	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	16,191	24,670
	第2号		57	112	169	52	107	59	56	81	355	524
	小 計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	18,732	28,990
R2 年度末	第1号	0	5,061	4,868	9,929	5,018	4,607	3,597	3,155	2,333	18,710	28,639
	65歳～74歳	0	713	823	1,536	527	636	427	403	315	2,308	3,844
	75歳以上	0	4,348	4,045	8,393	4,491	3,971	3,170	2,752	2,018	16,402	24,795
	第2号		59	104	163	53	108	68	53	84	366	529
	小 計	0	5,120	4,972	10,092	5,071	4,715	3,665	3,208	2,417	19,076	29,168
R3 年度末	第1号	0	5,018	4,859	9,877	5,207	4,630	3,788	3,371	2,395	19,391	29,268
	65歳～74歳	0	729	790	1,519	555	640	409	406	329	2,339	3,858
	75歳以上	0	4,289	4,069	8,358	4,652	3,990	3,379	2,965	2,066	17,052	25,410
	第2号		49	115	164	68	109	80	61	87	405	569
	小 計	0	5,067	4,974	10,041	5,275	4,739	3,868	3,432	2,482	19,796	29,837

(単位:人)

		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
R4 年度末	第1号	0	5,001	4,976	9,977	5,414	4,704	3,858	3,619	2,457	20,052	30,029
	65歳～74歳	0	608	704	1,312	538	620	393	395	336	2,282	3,594
	75歳以上	0	4,393	4,272	8,665	4,876	4,084	3,465	3,224	2,121	17,770	26,435
	第2号		46	115	161	74	103	77	57	94	405	566
	小 計	0	5,047	5,091	10,138	5,488	4,807	3,935	3,676	2,551	20,457	30,595
R5 年度末	第1号	0	5,460	5,237	10,697	5,306	4,611	3,657	3,445	2,503	19,522	30,219
	65歳～74歳	0	641	725	1,366	476	553	352	330	315	2,026	3,392
	75歳以上	0	4,819	4,512	9,331	4,830	4,058	3,305	3,115	2,188	17,496	26,827
	第2号		63	123	186	55	118	68	55	98	394	580
	小 計	0	5,523	5,360	10,883	5,361	4,729	3,725	3,500	2,601	19,916	30,799
R6 年度末 A	第1号	0	5,908	5,464	11,372	5,251	4,649	3,688	3,402	2,401	19,391	30,763
	65歳～74歳	0	625	668	1,293	406	518	340	287	300	1,851	3,144
	75歳以上	0	5,283	4,796	10,079	4,845	4,131	3,348	3,115	2,101	17,540	27,619
	第2号		69	115	184	49	112	70	60	89	380	564
	小 計	0	5,977	5,579	11,556	5,300	4,761	3,758	3,462	2,490	19,771	31,327
R7 年度末 B	第1号	0	6,253	5,691	11,944	5,277	4,597	3,627	3,437	2,352	19,290	31,234
	65歳～74歳	0	607	640	1,247	389	471	317	309	262	1,748	2,995
	75歳以上	0	5,646	5,051	10,697	4,888	4,126	3,310	3,128	2,090	17,542	28,239
	第2号		62	119	181	55	107	69	56	81	368	549
	小 計	0	6,315	5,810	12,125	5,332	4,704	3,696	3,493	2,433	19,658	31,783
前 年度 比 B/A	第1号	0.0%	105.8%	104.2%	105.0%	100.5%	98.9%	98.3%	101.0%	98.0%	99.5%	101.5%
	65歳～74歳	0.0%	97.1%	95.8%	96.4%	95.8%	90.9%	93.2%	107.7%	87.3%	94.4%	95.3%
	75歳以上	0.0%	106.9%	105.3%	106.1%	100.9%	99.9%	98.9%	100.4%	99.5%	100.0%	102.2%
	第2号		89.9%	103.5%	98.4%	112.2%	95.5%	98.6%	93.3%	91.0%	96.8%	97.3%
	小 計	0.0%	105.7%	104.1%	104.9%	100.6%	98.8%	98.4%	100.9%	97.7%	99.4%	101.5%

年度末別 要介護度別認定者状況 (H12年度～R7年度)

(単位:人)



6 年度末別認定率

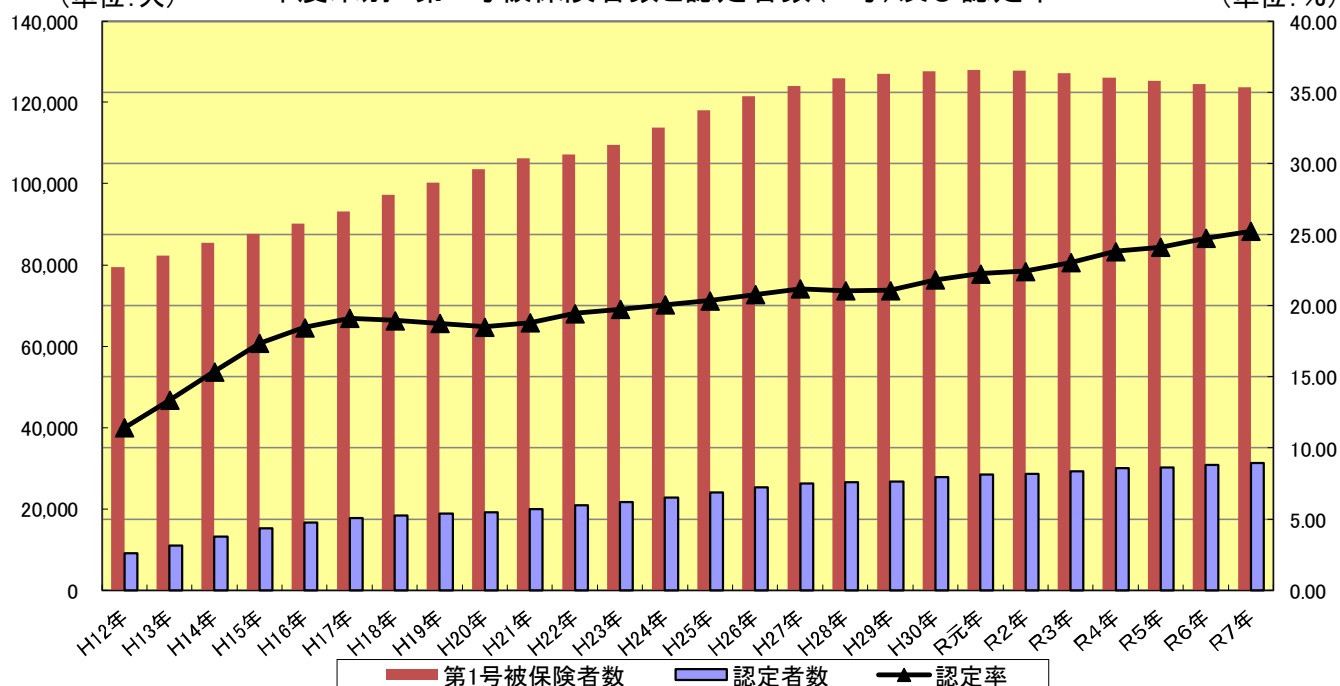
(単位:人)

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
H12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
H13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
H14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
H15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
H16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
H17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
H18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
H19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
H20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
H21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
H22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
H23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
H24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
H25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
H26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
H27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
H28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
H29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49
H30年度	127,611	27,835	516	28,351	21.81	22.22
R元年度	127,947	28,466	524	28,990	22.25	22.66
R2年度	127,766	28,639	529	29,168	22.42	22.83
R3年度	127,105	29,268	569	29,837	23.03	23.47
R4年度	126,099	30,029	566	30,595	23.81	24.26
R5年度	125,307	30,219	580	30,799	24.12	24.58
R6年度	124,418	30,763	564	31,327	24.73	25.18
R7年度	123,677	31,234	549	31,783	25.25	25.70

(単位:人)

年度末別 第1号被保険者数と認定者数(1号)及び認定率

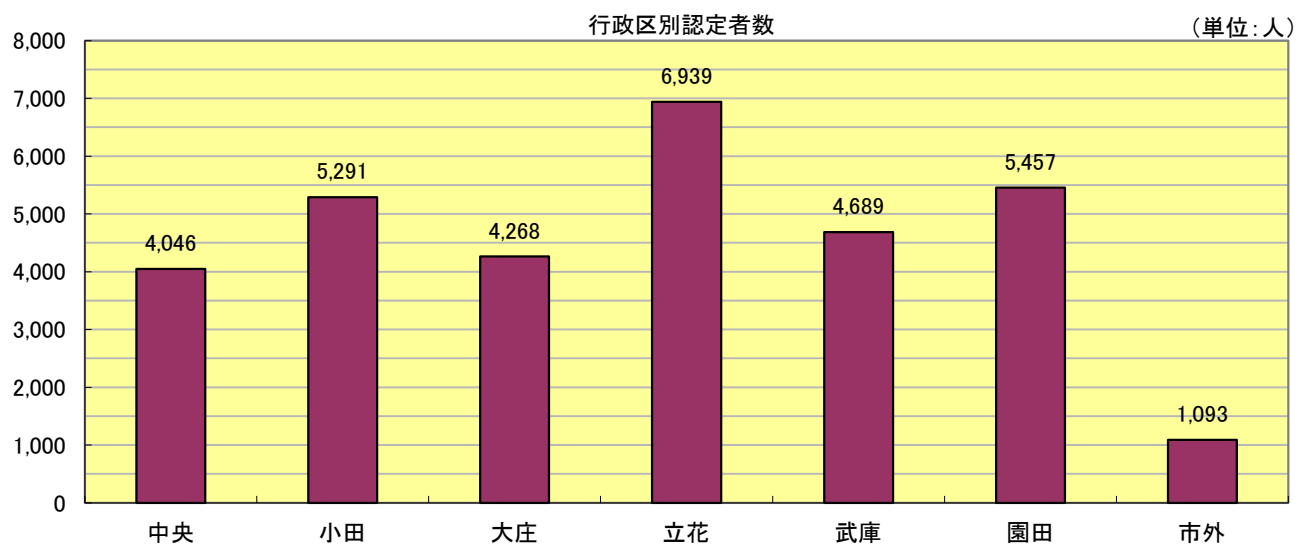
(単位:%)



7 行政区別 要介護度別認定者状況(令和8年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度 地区		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
中 央	第1号	0	789	757	1,546	626	554	501	441	309	2,431	3,977
	65歳～74歳	0	81	102	183	44	58	54	49	33	238	421
	75歳以上	0	708	655	1,363	582	496	447	392	276	2,193	3,556
	第2号		10	22	32	4	10	9	7	7	37	69
	小 計	0	799	779	1,578	630	564	510	448	316	2,468	4,046
小 田	第1号	0	960	992	1,952	866	790	629	557	415	3,257	5,209
	65歳～74歳	0	118	113	231	80	69	52	38	57	296	527
	75歳以上	0	842	879	1,721	786	721	577	519	358	2,961	4,682
	第2号		7	24	31	3	9	14	6	19	51	82
	小 計	0	967	1,016	1,983	869	799	643	563	434	3,308	5,291
大 庄	第1号	0	731	747	1,478	653	722	516	495	332	2,718	4,196
	65歳～74歳	0	63	79	142	58	77	46	46	39	266	408
	75歳以上	0	668	668	1,336	595	645	470	449	293	2,452	3,788
	第2号		10	13	23	8	12	13	7	9	49	72
	小 計	0	741	760	1,501	661	734	529	502	341	2,767	4,268
立 花	第1号	0	1,476	1,286	2,762	1,209	975	707	727	441	4,059	6,821
	65歳～74歳	0	149	136	285	84	101	63	51	41	340	625
	75歳以上	0	1,327	1,150	2,477	1,125	874	644	676	400	3,719	6,196
	第2号		12	26	38	19	23	14	7	17	80	118
	小 計	0	1,488	1,312	2,800	1,228	998	721	734	458	4,139	6,939
武 庫	第1号	0	1,020	869	1,889	796	723	472	420	307	2,718	4,607
	65歳～74歳	0	78	90	168	46	67	36	37	38	224	392
	75歳以上	0	942	779	1,721	750	656	436	383	269	2,494	4,215
	第2号		8	14	22	13	19	9	7	12	60	82
	小 計	0	1,028	883	1,911	809	742	481	427	319	2,778	4,689
園 田	第1号	0	1,226	985	2,211	985	672	554	553	378	3,142	5,353
	65歳～74歳	0	118	121	239	65	76	37	60	33	271	510
	75歳以上	0	1,108	864	1,972	920	596	517	493	345	2,871	4,843
	第2号		15	17	32	8	29	10	16	9	72	104
	小 計	0	1,241	1,002	2,243	993	701	564	569	387	3,214	5,457
市 外	第1号	0	51	58	109	142	162	248	245	172	969	1,078
	65歳～74歳	0	0	2	2	12	24	29	29	23	117	119
	75歳以上	0	51	56	107	130	138	219	216	149	852	959
	第2号		0	0	0	0	4	0	5	6	15	15
	小 計	0	51	58	109	142	166	248	250	178	984	1,093
総 数	第1号	0	6,253	5,694	11,947	5,277	4,598	3,627	3,438	2,354	19,294	31,241
	65歳～74歳	0	607	643	1,250	389	472	317	310	264	1,752	3,002
	75歳以上	0	5,646	5,051	10,697	4,888	4,126	3,310	3,128	2,090	17,542	28,239
	第2号		62	116	178	55	106	69	55	79	364	542
	合 計	0	6,315	5,810	12,125	5,332	4,704	3,696	3,493	2,433	19,658	31,783



V 保険給付等

1 月別介護サービス利用者状況

(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
4月	第1号	2,164	3,267	5,431	4,288	4,036	2,547	1,949	1,356	19,607
	第2号	30	80	110	37	97	57	41	61	403
	小 計	2,194	3,347	5,541	4,325	4,133	2,604	1,990	1,417	20,010
5月	第1号	2,158	3,285	5,443	4,320	4,037	2,567	1,972	1,358	19,697
	第2号	31	80	111	36	97	57	41	63	405
	小 計	2,189	3,365	5,554	4,356	4,134	2,624	2,013	1,421	20,102
6月	第1号	2,201	3,305	5,506	4,317	4,043	2,598	1,952	1,389	19,805
	第2号	29	81	110	32	91	53	41	61	388
	小 計	2,230	3,386	5,616	4,349	4,134	2,651	1,993	1,450	20,193
7月	第1号	2,225	3,336	5,561	4,277	4,051	2,555	1,965	1,391	19,800
	第2号	31	74	105	39	97	56	44	62	403
	小 計	2,256	3,410	5,666	4,316	4,148	2,611	2,009	1,453	20,203
8月	第1号	2,212	3,332	5,544	4,271	3,996	2,563	1,941	1,365	19,680
	第2号	28	73	101	34	98	53	46	62	394
	小 計	2,240	3,405	5,645	4,305	4,094	2,616	1,987	1,427	20,074
9月	第1号	2,238	3,359	5,597	4,328	4,016	2,568	1,940	1,393	19,842
	第2号	30	74	104	32	101	54	46	58	395
	小 計	2,268	3,433	5,701	4,360	4,117	2,622	1,986	1,451	20,237
10月	第1号	2,246	3,354	5,600	4,355	4,017	2,588	1,926	1,388	19,874
	第2号	29	76	105	36	101	51	48	57	398
	小 計	2,275	3,430	5,705	4,391	4,118	2,639	1,974	1,445	20,272
11月	第1号	2,278	3,401	5,679	4,352	4,000	2,558	1,932	1,385	19,906
	第2号	29	72	101	33	100	48	46	55	383
	小 計	2,307	3,473	5,780	4,385	4,100	2,606	1,978	1,440	20,289
12月	第1号	2,317	3,399	5,716	4,389	4,011	2,534	1,943	1,399	19,992
	第2号	29	70	99	33	102	52	42	52	380
	小 計	2,346	3,469	5,815	4,422	4,113	2,586	1,985	1,451	20,372
1月	第1号	2,349	3,405	5,754	4,338	3,970	2,468	1,950	1,410	19,890
	第2号	29	72	101	32	94	49	42	55	373
	小 計	2,378	3,477	5,855	4,370	4,064	2,517	1,992	1,465	20,263
2月	第1号	2,387	3,410	5,797	4,280	3,968	2,453	1,943	1,376	19,817
	第2号	31	73	104	38	98	49	41	58	388
	小 計	2,418	3,483	5,901	4,318	4,066	2,502	1,984	1,434	20,205
3月	第1号	2,430	3,453	5,883	4,310	3,982	2,455	1,944	1,355	19,929
	第2号	31	72	103	38	97	49	37	57	381
	小 計	2,461	3,525	5,986	4,348	4,079	2,504	1,981	1,412	20,310
累計	第1号	27,205	40,306	67,511	51,825	48,127	30,454	23,357	16,565	237,839
	第2号	357	897	1,254	420	1,173	628	515	701	4,691
	合 計	27,562	41,203	68,765	52,245	49,300	31,082	23,872	17,266	242,530

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
4月	第1号	17	16	33	1,097	978	663	479	294	3,544
	第2号	0	0	0	9	12	8	2	9	40
	小 計	17	16	33	1,106	990	671	481	303	3,584
5月	第1号	13	13	26	1,122	974	686	472	283	3,563
	第2号	0	0	0	11	12	11	4	8	46
	小 計	13	13	26	1,133	986	697	476	291	3,609
6月	第1号	16	15	31	1,104	956	670	452	306	3,519
	第2号	0	0	0	7	13	12	7	8	47
	小 計	16	15	31	1,111	969	682	459	314	3,566
7月	第1号	15	15	30	1,119	987	657	451	305	3,549
	第2号	0	0	0	8	13	10	10	8	49
	小 計	15	15	30	1,127	1,000	667	461	313	3,598
8月	第1号	15	15	30	1,101	956	658	458	311	3,514
	第2号	0	0	0	8	13	10	10	9	50
	小 計	15	15	30	1,109	969	668	468	320	3,564
9月	第1号	17	12	29	1,083	934	658	443	309	3,456
	第2号	0	1	1	7	12	10	9	10	49
	小 計	17	13	30	1,090	946	668	452	319	3,505
10月	第1号	18	13	31	1,085	948	665	457	300	3,486
	第2号	0	0	0	8	13	10	8	8	47
	小 計	18	13	31	1,093	961	675	465	308	3,533
11月	第1号	16	14	30	1,078	917	666	456	302	3,449
	第2号	0	0	0	6	15	9	9	9	48
	小 計	16	14	30	1,084	932	675	465	311	3,497
12月	第1号	16	12	28	1,093	929	668	466	297	3,481
	第2号	0	0	0	6	14	9	7	11	47
	小 計	16	12	28	1,099	943	677	473	308	3,528
1月	第1号	14	12	26	1,080	925	634	473	297	3,435
	第2号	0	0	0	6	14	10	8	11	49
	小 計	14	12	26	1,086	939	644	481	308	3,484
2月	第1号	16	12	28	1,081	934	613	477	302	3,435
	第2号	0	0	0	5	13	8	8	11	45
	小 計	16	12	28	1,086	947	621	485	313	3,480
3月	第1号	16	12	28	1,100	913	640	459	304	3,444
	第2号	0	0	0	6	16	7	6	11	46
	小 計	16	12	28	1,106	929	647	465	315	3,490
累計	第1号	189	161	350	13,143	11,351	7,878	5,543	3,610	41,875
	第2号	0	1	1	87	160	114	88	113	563
	合 計	189	162	351	13,230	11,511	7,992	5,631	3,723	42,438

(3) 施設別介護サービス利用者数

- * 利用月ベースで決算との対応はしない
- * 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している
- * 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く
- * 介護療養型医療施設は令和6年3月末廃止

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計
4月	第1号	2,027	1,051	0	135	3,213
	第2号	18	15	0	2	35
	小 計	2,045	1,066	0	137	総数 3,236
5月	第1号	2,099	1,069	0	150	3,318
	第2号	17	14	0	2	33
	小 計	2,116	1,083	0	152	総数 3,333
6月	第1号	2,037	1,057	0	147	3,241
	第2号	17	13	0	4	34
	小 計	2,054	1,070	0	151	総数 3,259
7月	第1号	2,035	1,043	0	150	3,228
	第2号	16	12	0	3	31
	小 計	2,051	1,055	0	153	総数 3,243
8月	第1号	1,943	1,049	0	142	3,134
	第2号	16	9	0	3	28
	小 計	1,959	1,058	0	145	総数 3,155
9月	第1号	2,018	1,072	0	143	3,233
	第2号	16	9	0	3	28
	小 計	2,034	1,081	0	146	総数 3,253
10月	第1号	2,020	1,066	0	145	3,231
	第2号	14	13	0	3	30
	小 計	2,034	1,079	0	148	総数 3,249
11月	第1号	2,021	1,075	0	142	3,238
	第2号	14	10	0	3	27
	小 計	2,035	1,085	0	145	総数 3,257
12月	第1号	2,041	1,036	0	154	3,231
	第2号	14	10	0	2	26
	小 計	2,055	1,046	0	156	総数 3,243
1月	第1号	2,038	1,041	0	152	3,231
	第2号	14	6	0	2	22
	小 計	2,052	1,047	0	154	総数 3,240
2月	第1号	2,019	1,013	0	154	3,186
	第2号	15	9	0	2	26
	小 計	2,034	1,022	0	156	総数 3,196
3月	第1号	2,026	1,033	0	153	3,212
	第2号	15	8	0	3	26
	小 計	2,041	1,041	0	156	総数 3,226
累計	第1号	24,324	12,605	0	1,767	38,696
	第2号	186	128	0	32	346
	合 計	24,510	12,733	0	1,799	総数 38,890

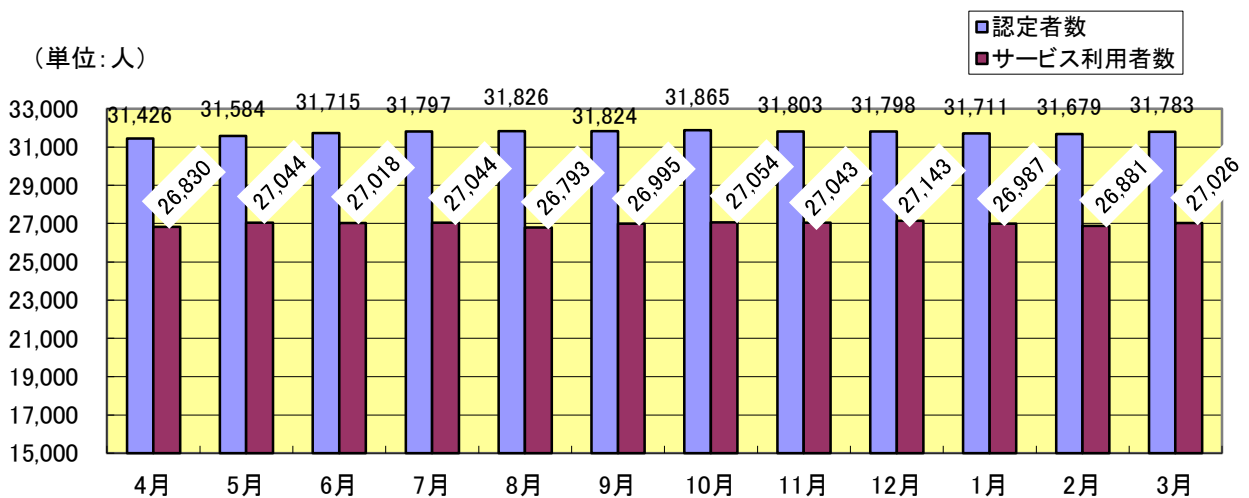
(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

- * 利用月ベースで決算との対応はしない
- * 同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を1人として計上している

(単位: 人)

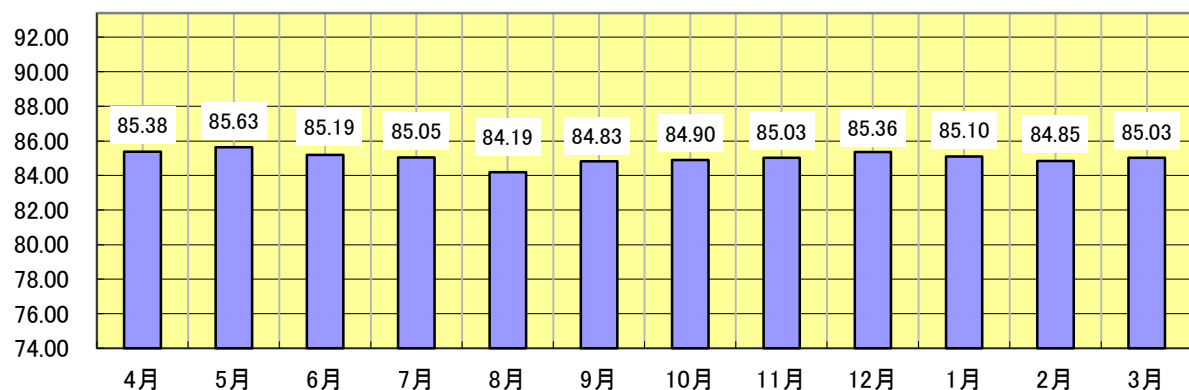
対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	31,426	20,010	63.67	3,584	11.40	3,236	10.30	26,830	85.38
5月	31,584	20,102	63.65	3,609	11.43	3,333	10.55	27,044	85.63
6月	31,715	20,193	63.67	3,566	11.24	3,259	10.28	27,018	85.19
7月	31,797	20,203	63.54	3,598	11.32	3,243	10.20	27,044	85.05
8月	31,826	20,074	63.07	3,564	11.20	3,155	9.91	26,793	84.19
9月	31,824	20,237	63.59	3,505	11.01	3,253	10.22	26,995	84.83
10月	31,865	20,272	63.62	3,533	11.09	3,249	10.20	27,054	84.90
11月	31,803	20,289	63.80	3,497	11.00	3,257	10.24	27,043	85.03
12月	31,798	20,372	64.07	3,528	11.10	3,243	10.20	27,143	85.36
1月	31,711	20,263	63.90	3,484	10.99	3,240	10.22	26,987	85.10
2月	31,679	20,205	63.78	3,480	10.99	3,196	10.09	26,881	84.85
3月	31,783	20,310	63.90	3,490	10.98	3,226	10.15	27,026	85.03
年平均	—	—	63.69	—	11.14	—	10.21	—	85.04

(単位: 人)



(単位: %)

認定者に占めるサービス利用者の割合



2 年度別介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
30年度	16,958	29,024	0	46,018	47,895	28,191	20,234	15,007	203,327
元年度	18,833	31,698	0	46,315	48,809	28,808	21,007	15,339	210,809
2年度	19,469	32,701	0	46,850	49,293	29,352	22,031	15,633	215,329
3年度	19,554	32,920	0	49,422	49,414	31,055	23,751	16,006	222,122
4年度	20,086	33,073	0	51,621	49,353	32,217	25,717	16,642	228,709
5年度	21,578	34,737	0	52,298	49,836	32,517	25,804	17,692	234,462
6年度A	24,310	38,576	0	51,385	49,164	31,554	23,897	17,180	236,066
7年度B	27,562	41,203	0	52,245	49,300	31,082	23,872	17,266	242,530
前年度比B/A	113.4%	106.8%	0.0%	101.7%	100.3%	98.5%	99.9%	100.5%	102.7%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
30年度	137	202	0	11,476	11,093	7,452	4,983	3,438	38,781
元年度	165	214	0	12,116	11,659	7,919	4,869	3,715	40,657
2年度	161	177	0	12,120	10,841	7,566	4,969	3,619	39,453
3年度	126	175	0	12,478	10,786	7,513	5,266	3,669	40,013
4年度	159	151	0	13,422	11,028	7,825	5,758	3,930	42,273
5年度	162	175	0	13,089	11,879	8,286	5,891	4,021	43,503
6年度A	173	205	0	12,788	11,856	8,430	5,686	3,914	43,052
7年度B	189	162	0	13,230	11,511	7,992	5,631	3,723	42,438
前年度比B/A	109.2%	79.0%	0.0%	103.5%	97.1%	94.8%	99.0%	95.1%	98.6%

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

* 介護療養型医療施設は令和6年3月末廃止

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	合 計
30年度	20,654	12,892	299	0	総数 33,708
元年度	21,298	13,169	206	51	総数 34,595
2年度	22,685	13,347	266	74	総数 36,226
3年度	23,513	13,672	259	139	総数 37,418
4年度	23,508	13,680	215	683	総数 37,930
5年度	23,929	13,618	78	802	総数 38,269
6年度A	24,233	13,216	—	1,055	総数 38,297
7年度B	24,510	12,733	—	1,799	総数 38,890
前年度比B/A	101.1%	96.3%	—	170.5%	総数 101.5%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成20年度～平成25年度 年度別支給額

* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成25年度合計		平成24年度合計		平成23年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	115,315	6,076,621,329	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737
訪問入浴介護	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655
訪問看護	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468
訪問リハビリテーション	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529	7,129	189,358,942
通所介護	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170
通所リハビリテーション	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282
福祉用具貸与	101,376	1,183,998,143	93,398	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775
訪問通所計	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029
短期入所生活介護	13,739	1,208,729,660	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270
短期入所療養介護	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386
短期入所計	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656
居宅療養管理指導	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035
地域密着型	8,928	1,789,658,656	8,960	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682
特定施設	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832
居宅サービス計画費	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237
その他単品計	253,122	5,268,826,109	232,520	5,063,426,734	219,295	4,837,192,786
福祉用具購入費	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006
住宅改修費	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571
施設サービス費	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365
介護老人福祉施設	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300
介護老人保健施設	12,799	3,366,712,372	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980
介護療養型医療施設	1,398	529,934,623	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085
うち食費(再掲)	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-
特定入所者サービス費	33,852	1,055,867,801	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815
審査支払手数料	660,389	29,717,505	614,925	30,746,250	578,782	31,833,010
高額介護サービス費	63,525	635,758,585	58,351	591,057,589	55,489	558,767,405
高額医療合算介護サービス費	3,032	95,149,332	4,206	129,768,212	2,624	75,466,851
合 計	1,429,165	32,273,367,119	1,328,614	30,479,048,683	1,253,614	29,043,308,494

サービス種類	平成22年度合計		平成21年度合計		平成20年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	102,876	5,174,632,696	98,491	4,857,508,907	97,442	4,581,722,562
訪問入浴介護	3,604	193,519,284	3,335	182,670,096	3,470	181,033,676
訪問看護	23,467	876,901,239	21,865	809,036,698	20,697	767,819,108
訪問リハビリテーション	6,483	169,656,594	5,570	132,942,681	4,461	93,301,066
通所介護	63,993	3,972,402,910	57,522	3,549,737,565	52,036	3,242,878,142
通所リハビリテーション	15,991	1,227,364,967	15,812	1,188,222,764	15,708	1,118,818,681
福祉用具貸与	79,397	957,028,086	72,078	882,431,886	68,013	824,140,107
訪問通所計	295,811	12,571,505,776	274,673	11,602,550,597	261,827	10,809,713,342
短期入所生活介護	11,022	866,192,859	10,245	792,025,153	9,119	663,528,051
短期入所療養介護	2,044	132,964,070	2,033	140,412,932	2,129	138,601,117
短期入所計	13,066	999,156,929	12,278	932,438,085	11,248	802,129,168
居宅療養管理指導	36,136	301,168,205	31,076	263,007,435	27,972	217,755,940
地域密着型	8,793	1,595,329,822	7,702	1,400,140,643	7,005	1,212,835,267
特定施設	5,556	959,241,662	5,433	923,422,208	5,309	882,601,490
居宅サービス計画費	153,050	1,747,975,481	143,201	1,570,561,421	135,441	1,315,901,256
その他単品計	203,535	4,603,715,170	187,412	4,157,131,707	175,727	3,629,093,953
福祉用具購入費	2,231	67,991,389	2,157	65,521,217	2,091	60,580,839
住宅改修費	1,552	144,330,967	1,582	149,808,517	1,518	137,478,021
施設サービス費	30,813	8,155,016,345	31,396	8,364,743,391	32,513	8,455,280,319
介護老人福祉施設	15,568	3,895,035,105	15,944	4,013,153,511	16,223	3,920,757,231
介護老人保健施設	13,320	3,543,412,731	12,946	3,440,815,831	12,727	3,204,228,412
介護療養型医療施設	1,925	716,568,509	2,506	910,774,049	3,563	1,330,294,676
うち食費(再掲)	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-
特定入所者サービス費	30,121	904,414,593	28,942	880,887,833	28,146	848,548,751
審査支払手数料	497,919	37,794,330	503,276	40,262,080	478,097	40,399,192
高額介護サービス費	53,083	544,740,741	49,608	510,498,209	46,278	465,862,348
高額医療合算介護サービス費	2,467	98,055,412	62	2,444,853	-	-
合 計	1,130,598	28,126,721,652	1,091,386	26,706,286,489	1,037,445	25,249,085,933

(2) 令和7年度月別支給額及び平成26年度～令和6年度支給額

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	50,006	2,028,676,958	50,151	2,019,692,076	50,861	2,065,258,960	50,904	2,031,258,736
〔介護給付〕	42,594	1,922,793,427	42,629	1,909,516,638	43,303	1,955,772,280	43,295	1,921,416,310
〔予防給付〕	7,412	105,883,531	7,522	110,175,438	7,558	109,486,680	7,609	109,842,426
訪問通所サービス	35,672	1,662,222,307	35,925	1,658,901,324	36,274	1,694,324,805	36,328	1,665,277,368
〔介護給付〕	29,280	1,572,602,729	29,410	1,564,857,273	29,732	1,601,015,078	29,714	1,570,880,933
〔予防給付〕	6,392	89,619,578	6,515	93,044,051	6,542	93,309,727	6,614	94,396,435
訪問介護	7,662	804,276,031	7,602	789,937,274	7,602	799,460,617	7,758	804,041,912
〔介護給付〕	7,662	804,276,031	7,602	789,937,274	7,602	799,460,617	7,758	804,041,912
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	265	15,834,548	261	15,318,699	260	15,810,075	261	15,542,421
〔介護給付〕	265	15,834,548	261	15,318,699	260	15,810,075	261	15,542,421
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	4,994	172,613,707	5,163	179,395,186	5,136	180,062,236	5,208	176,650,548
〔介護給付〕	4,155	150,051,831	4,271	154,629,111	4,267	156,186,107	4,316	152,468,483
〔予防給付〕	839	22,561,876	892	24,766,075	869	23,876,129	892	24,182,065
訪問リハビリテーション	1,290	43,994,028	1,301	45,747,819	1,315	46,180,328	1,333	47,104,833
〔介護給付〕	1,010	36,070,148	1,021	37,249,696	1,026	37,894,217	1,048	38,602,937
〔予防給付〕	280	7,923,880	280	8,498,123	289	8,286,111	285	8,501,896
通所介護	4,491	321,441,032	4,508	323,770,907	4,646	342,205,053	4,485	314,293,980
〔介護給付〕	4,491	321,523,426	4,508	323,770,907	4,646	342,205,053	4,485	314,352,730
〔予防給付〕	0	-82,394	0	0	0	0	0	-58,750
通所リハビリテーション	2,520	137,387,159	2,530	136,928,879	2,537	140,063,128	2,553	136,454,398
〔介護給付〕	1,522	103,656,862	1,503	102,119,155	1,507	105,138,268	1,516	101,296,717
〔予防給付〕	998	33,730,497	1,027	34,809,724	1,030	34,924,860	1,037	35,157,681
福祉用具貸与	14,450	166,675,802	14,560	167,802,560	14,778	170,543,368	14,730	171,189,276
〔介護給付〕	10,175	141,190,083	10,244	141,832,431	10,424	144,320,741	10,330	144,575,733
〔予防給付〕	4,275	25,485,719	4,316	25,970,129	4,354	26,222,627	4,400	26,613,543
短期入所サービス(小計)	1,055	113,033,254	1,065	110,939,525	1,107	117,383,442	1,066	110,142,483
〔介護給付〕	1,038	112,404,942	1,046	110,275,466	1,081	116,626,052	1,040	109,450,791
〔予防給付〕	17	628,312	19	664,059	26	757,390	26	691,692
短期入所生活介護	963	105,747,679	966	103,751,644	1,016	110,116,521	977	104,157,406
〔介護給付〕	951	105,391,280	950	103,198,248	994	109,485,688	953	103,536,119
〔予防給付〕	12	356,399	16	552,396	22	630,833	24	621,287
短期入所療養介護	92	7,285,575	99	7,187,881	91	7,266,921	89	5,985,077
〔介護給付・老健〕	87	7,013,662	96	7,076,218	87	7,140,364	87	5,914,672
〔介護給付・病院等〕	0	0	0	0	0	0	0	0
〔予防給付・老健〕	5	271,913	3	11,663	4	126,557	2	70,405
〔予防給付・病院等〕	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	12,475	101,004,232	12,365	101,644,044	12,695	104,158,913	12,691	104,537,500
〔介護給付〕	11,589	94,877,013	11,489	95,426,409	11,820	98,139,258	11,833	98,740,284
〔予防給付〕	886	6,127,219	876	6,217,635	875	6,019,655	858	5,797,216
特定施設入居者生活介護	804	152,417,165	796	148,207,183	785	149,391,800	819	151,301,385
〔介護給付〕	687	142,908,743	684	138,957,490	670	139,991,892	708	142,344,302
〔予防給付〕	117	9,508,422	112	9,249,693	115	9,399,908	111	8,957,083
福祉用具購入	178	7,079,799	128	4,967,516	149	5,186,971	154	5,396,807
〔介護給付〕	118	4,728,508	90	3,591,372	95	3,372,660	95	3,413,316
〔予防給付〕	60	2,351,293	38	1,372,544	54	1,814,311	59	1,983,491
住宅改修費	131	12,812,763	112	8,198,619	111	10,138,570	126	10,753,538
〔介護給付〕	63	5,691,639	59	3,711,285	53	4,619,625	76	6,716,348
〔予防給付〕	68	7,121,124	53	4,487,334	58	5,518,945	50	4,037,190
介護予防支援・居宅介護支援	18,310	231,002,433	18,580	232,632,590	18,624	235,100,527	18,568	234,211,453
〔居宅介護支援〕	13,021	204,978,477	13,207	206,013,479	13,270	208,892,989	13,161	207,478,772
〔介護予防支援〕	5,289	26,023,956	5,373	26,619,111	5,354	26,207,538	5,407	26,732,681
地域密着型(介護予防)サービス	3,711	473,226,622	3,750	464,840,514	3,833	476,986,043	3,778	466,378,458
〔介護給付〕	3,618	470,927,345	3,713	462,301,372	3,804	474,944,084	3,747	463,832,694
〔予防給付〕	33	2,299,227	37	2,539,118	29	2,041,959	37	2,545,764
定期巡回・随時対応訪問介護看護	173	34,126,864	181	33,414,102	163	32,015,355	187	33,909,714
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	153	17,991,951	146	17,104,573	162	18,740,913	157	18,035,476
〔介護給付〕	153	17,991,951	146	17,104,573	162	18,740,913	157	18,035,476
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	337	69,227,038	326	65,610,365	327	67,609,940	349	70,542,485
〔介護給付〕	305	67,186,975	290	63,322,293	299	65,827,145	313	68,247,551
〔予防給付〕	32	2,040,063	36	2,288,072	28	1,782,795	36	2,294,934
認知症対応型共同生活介護	527	146,073,077	512	136,231,747	509	140,557,620	507	135,666,652
〔介護給付〕	526	145,813,913	511	135,980,701	508	140,298,456	506	135,415,822
〔予防給付〕	1	259,164	1	251,046	1	259,164	1	250,830
地域密着型特定施設	50	12,084,088	51	10,997,524	50	11,557,121	50	10,940,048
地域密着型介護老人福祉施設	93	28,870,425	93	28,941,244	92	29,142,002	95	29,006,083
複合型サービス	72	22,276,717	75	22,807,481	70	21,832,590	82	24,823,691
地域密着型通所介護	2,306	142,576,462	2,366	149,733,478	2,460	155,530,502	2,351	143,454,309
施設サービス	3,316	1,007,476,975	3,290	972,375,914	3,304	1,002,995,696	3,316	978,325,603
介護老人福祉施設	2,062	598,487,122	2,049	576,255,282	2,061	596,318,525	2,074	583,387,376
介護老人保健施設	1,101	350,506,254	1,101	343,982,478	1,089	350,005,144	1,089	338,595,576
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	153	58,483,599	140	52,138,154	154	56,672,027	153	56,342,651
特定入所者介護(予防)サービス費	2,491	73,504,015	2,513	71,153,143	2,530	74,532,041	2,520	71,860,817
〔介護給付〕	2,488	73,488,923	2,510	71,123,599	2,523	74,501,077	2,513	71,814,716
〔予防給付〕	3	15,092	3	29,544	7	30,964	7	46,101
計	78,143	3,833,779,565	78,524	3,773,860,372	79,412	3,870,198,808	79,366	3,798,185,412
〔介護給付〕	65,278	3,690,085,342	65,498	3,628,637,283	66,352	3,725,098,411	66,197	3,652,997,759
〔予防給付〕	12,865	143,694,223	13,026	145,223,089	13,060	145,100,397	13,169	145,187,653
高額介護(予防)サービス費	8,404	117,953,307	8,181	101,929,044	8,510	119,768,644	8,500	115,960,982
高額医療合算介護(予防)サービス費	8	307,027	113	4,989,563	1,842	68,152,557	1,744	64,260,305
審査支払手数料	75,014	3,878,223	75,428	3,899,626	76,256	3,942,435	76,194	3,939,229
合 計	161,569	3,955,918,122	162,246	3,884,678,605	166,020	4,062,062,444	165,804	3,982,345,928

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	51,261	2,104,690,623	50,244	2,021,206,726	51,529	2,051,006,935	51,318	2,108,256,074
（介護給付）	43,572	1,990,702,173	42,601	1,909,940,325	43,780	1,937,906,974	43,546	1,992,342,796
（予防給付）	7,689	113,988,450	7,643	111,266,401	7,749	113,099,961	7,772	115,913,278
訪問通所サービス	36,364	1,735,259,395	35,638	1,650,475,193	36,339	1,682,191,117	36,489	1,730,644,451
（介護給付）	29,712	1,637,721,446	29,036	1,555,864,163	29,654	1,585,312,964	29,767	1,630,682,242
（予防給付）	6,652	97,537,949	6,602	94,611,030	6,685	96,878,153	6,722	99,962,209
訪問介護	7,603	821,106,094	7,454	799,165,570	7,593	800,038,238	7,658	819,912,581
（介護給付）	7,603	821,106,094	7,454	799,165,570	7,593	800,038,238	7,658	819,912,581
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	254	15,688,239	237	14,442,121	247	14,825,919	251	15,589,917
（介護給付）	252	15,627,036	237	14,442,121	247	14,825,919	251	15,589,917
（予防給付）	2	61,203	0	0	0	0	0	0
訪問看護	5,129	185,291,360	5,042	171,350,733	5,174	177,383,586	5,187	185,782,629
（介護給付）	4,244	159,872,152	4,153	147,253,731	4,259	152,188,639	4,268	159,478,117
（予防給付）	885	25,419,208	889	24,097,002	915	25,194,947	919	26,304,512
訪問リハビリテーション	1,298	47,787,240	1,294	43,325,784	1,307	45,249,093	1,310	48,308,182
（介護給付）	1,013	38,746,827	999	35,103,769	1,014	36,753,244	1,011	39,139,306
（予防給付）	285	9,040,413	295	8,222,015	293	8,495,849	299	9,168,876
通所介護	4,754	350,417,125	4,475	316,836,756	4,655	333,291,802	4,679	344,907,108
（介護給付）	4,754	350,417,125	4,475	316,836,756	4,655	333,356,373	4,679	344,907,108
（予防給付）	0	0	0	0	0	-64,571	0	0
通所リハビリテーション	2,621	144,351,815	2,549	135,961,760	2,606	140,165,965	2,636	143,880,012
（介護給付）	1,244	108,144,689	1,407	100,134,425	1,541	103,932,176	1,544	106,908,380
（予防給付）	1,070	36,207,146	1,052	35,827,335	1,065	36,333,789	1,092	37,073,632
福祉用具貸与	14,705	170,617,522	14,587	169,392,469	14,757	171,236,514	14,768	172,264,022
（介護給付）	10,295	143,807,543	10,221	142,927,791	10,345	144,318,375	10,356	144,848,833
（予防給付）	4,410	26,809,979	4,366	26,464,678	4,412	26,918,139	4,412	27,415,189
短期入所サービス(小計)	1,074	111,116,978	1,052	111,514,518	1,101	114,007,345	1,126	113,797,537
（介護給付）	1,051	110,242,832	1,029	110,554,976	1,075	113,147,652	1,098	112,846,893
（予防給付）	23	874,146	23	959,542	26	859,693	28	950,644
短期入所生活介護	976	103,520,444	959	104,560,864	1,011	106,757,856	1,032	106,777,096
（介護給付）	957	102,884,504	937	103,648,516	986	105,943,357	1,007	105,908,531
（予防給付）	19	635,940	22	912,348	25	812,499	25	868,565
短期入所療養介護	98	7,596,534	93	6,953,654	90	7,249,489	94	7,020,441
（介護給付・老健）	94	7,358,328	92	6,906,460	89	7,202,295	91	6,938,362
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	4	238,206	1	47,194	1	47,194	3	82,079
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	13,029	107,510,205	12,739	103,128,583	13,288	107,533,910	12,875	105,694,579
（介護給付）	12,132	101,441,053	11,837	96,960,855	12,362	101,189,122	11,959	99,421,833
（予防給付）	897	6,069,152	902	6,167,728	926	6,344,788	916	6,272,746
特定施設入居者生活介護	794	150,804,045	815	156,088,432	801	147,274,563	828	158,119,507
（介護給付）	677	141,296,842	699	146,560,331	689	138,257,236	722	149,391,828
（予防給付）	117	9,507,203	116	9,528,101	112	9,017,327	106	8,727,679
福祉用具購入	159	5,492,020	124	4,364,218	142	5,260,516	150	5,513,390
（介護給付）	69	3,503,431	54	3,108,214	96	3,822,728	102	4,177,047
（予防給付）	60	1,988,589	30	926,004	46	1,437,788	48	1,336,343
住宅改修費	142	11,573,007	127	9,972,501	113	9,221,019	134	12,036,128
（介護給付）	74	5,451,829	58	4,138,385	53	4,068,471	64	5,573,118
（予防給付）	68	6,121,178	69	5,834,116	60	5,152,548	70	6,463,010
介護予防支援・居宅介護支援	18,653	233,231,903	18,122	228,947,178	18,925	236,169,450	18,715	235,622,932
（居宅介護支援）	13,143	206,120,104	12,932	203,282,717	13,204	208,187,259	13,201	208,424,445
（介護予防支援）	5,510	27,111,799	5,190	25,664,461	5,721	27,982,191	5,514	27,198,487
地域密着型（介護予防）サービス	3,725	472,997,754	3,753	474,443,369	3,702	464,740,194	3,730	474,910,400
（介護給付）	3,686	470,913,326	3,724	472,252,570	3,676	462,659,947	3,702	472,769,374
（予防給付）	29	2,083,948	31	2,190,799	30	2,080,247	30	2,145,026
定期巡回・随時対応訪問介護看護	166	30,985,941	190	34,846,361	172	31,413,681	168	31,238,255
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	160	19,115,953	156	18,810,152	163	19,127,217	152	18,113,945
（介護給付）	160	19,115,953	156	18,810,152	163	19,127,217	152	18,113,945
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	318	65,054,472	325	66,694,967	320	66,145,883	318	66,216,738
（介護給付）	290	63,229,688	295	64,763,332	291	64,316,466	289	64,331,092
（予防給付）	28	1,824,784	30	1,931,635	29	1,829,417	29	1,885,646
認知症対応型共同生活介護	507	140,788,759	521	144,268,268	505	136,629,843	505	139,181,641
（介護給付）	506	140,529,595	520	144,009,104	504	136,379,013	504	138,922,261
（予防給付）	1	259,164	1	259,164	1	250,830	1	259,380
地域密着型特定施設	51	11,669,225	51	11,572,673	50	11,198,086	52	11,433,891
地域密着型介護老人福祉施設	95	31,077,748	89	28,355,061	95	29,415,528	93	28,927,292
複合型サービス	81	24,462,872	89	25,983,873	80	25,835,633	95	28,060,575
地域密着型通所介護	2,347	149,842,784	2,332	143,912,014	2,317	144,974,323	2,347	151,738,063
施設サービス	3,304	1,009,127,930	3,225	983,179,929	3,410	1,006,263,125	3,314	1,006,663,481
介護老人福祉施設	2,069	602,665,331	1,986	575,681,508	2,141	600,936,793	2,048	592,019,988
介護老人保健施設	1,076	345,745,206	1,090	349,450,682	1,117	348,348,490	1,114	356,803,134
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	159	60,717,393	149	58,047,739	152	56,977,842	152	57,840,359
特定入所者介護(予防)サービス費	2,500	73,577,332	2,432	69,432,372	2,563	71,545,012	2,492	72,019,660
（介護給付）	2,494	73,523,393	2,423	69,344,071	2,554	71,486,784	2,486	71,970,212
（予防給付）	6	53,939	9	88,301	9	58,228	6	49,448
計	79,744	3,910,690,569	78,027	3,791,546,293	80,384	3,844,206,251	79,853	3,915,022,065
（介護給付）	66,382	3,759,342,666	65,055	3,645,576,211	66,769	3,694,395,288	66,413	3,761,916,473
（予防給付）	13,362	151,347,903	12,972	145,970,082	13,615	149,810,963	13,440	153,105,592
高額介護(予防)サービス費	8,863	124,252,105	8,626	117,940,188	8,581	121,683,787	8,751	122,551,502
高額医療費合算介護(予防)サービス費	1,294	47,845,020	365	13,496,736	90	3,625,827	48	1,650,086
審査支払手数料	76,574	3,958,875	74,988	3,876,879	77,205	3,991,498	76,715	3,966,165
合 計	166,475	4,086,746,569	162,006	3,926,860,096	166,260	3,973,507,363	165,367	4,043,189,818

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	51,259	2,004,249,556	51,773	2,080,056,420	51,374	2,016,545,557	50,856	1,917,297,223
（介護給付）	43,373	1,889,340,045	43,797	1,961,192,306	43,310	1,897,853,200	42,807	1,801,527,627
（予防給付）	7,886	114,909,511	7,976	118,864,114	8,064	118,692,357	8,049	115,769,596
訪問通所サービス	36,074	1,631,855,350	36,716	1,706,134,663	36,302	1,639,942,959	36,066	1,572,800,652
（介護給付）	29,281	1,533,842,872	29,826	1,604,417,238	29,335	1,538,633,517	29,121	1,473,034,046
（予防給付）	6,793	98,012,478	6,890	101,717,425	6,967	101,309,442	6,945	99,766,606
訪問介護	7,470	782,428,312	7,577	811,497,985	7,456	797,235,250	7,462	749,190,369
（介護給付）	7,470	782,428,312	7,577	811,497,985	7,456	797,235,250	7,462	749,190,369
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	248	13,868,176	255	15,023,045	240	13,465,149	241	12,790,802
（介護給付）	248	13,868,176	255	15,023,045	240	13,465,149	241	12,790,802
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	5,162	167,763,891	5,163	178,742,200	5,255	176,391,933	5,120	167,698,637
（介護給付）	4,200	142,881,459	4,213	152,823,698	4,310	151,554,710	4,184	143,522,922
（予防給付）	962	24,882,432	950	25,918,502	945	24,837,223	936	24,175,715
訪問リハビリテーション	1,200	40,203,335	1,421	49,002,141	1,282	42,994,327	1,272	41,005,390
（介護給付）	934	32,768,030	1,107	40,070,757	982	34,683,943	980	33,230,074
（予防給付）	266	7,435,305	314	8,931,384	300	8,310,384	292	7,775,316
通所介護	4,610	317,286,535	4,729	333,509,800	4,517	301,362,581	4,522	296,608,304
（介護給付）	4,610	317,286,535	4,729	333,574,371	4,517	301,362,581	4,522	296,608,304
（予防給付）	0	0	0	-64,571	0	0	0	0
通所リハビリテーション	2,658	138,127,220	2,730	145,266,785	2,692	135,447,823	2,672	132,999,298
（介護給付）	1,538	99,798,032	1,576	105,743,901	1,517	95,367,183	1,498	93,033,582
（予防給付）	1,122	38,329,185	1,154	39,522,884	1,173	40,080,640	1,174	39,965,716
福祉用具貸与	14,726	172,177,881	14,841	173,092,707	14,860	173,045,896	14,777	172,507,852
（介護給付）	10,283	144,812,325	10,369	145,683,481	10,311	144,964,701	10,234	144,657,993
（予防給付）	4,443	27,365,556	4,472	27,409,226	4,549	28,081,195	4,543	27,849,859
短期入所サービス(小計)	1,065	112,160,154	1,086	109,679,596	1,120	114,361,241	1,028	102,055,805
（介護給付）	1,050	111,519,437	1,066	108,944,470	1,095	113,556,251	1,014	101,617,437
（予防給付）	15	640,717	20	735,126	25	804,990	14	438,368
短期入所生活介護	974	105,123,255	989	103,097,170	1,017	106,477,720	943	95,877,373
（介護給付）	960	104,529,732	971	102,457,992	996	105,840,187	931	95,516,278
（予防給付）	14	593,523	18	639,178	21	637,533	12	361,095
短期入所療養介護	91	7,036,899	97	6,582,426	103	7,883,521	85	6,178,432
（介護給付・老健）	90	6,989,705	95	6,486,478	99	7,716,064	83	6,101,159
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	1	47,194	2	95,948	4	167,457	2	77,273
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	13,290	107,573,754	13,157	108,423,180	13,136	106,924,321	12,955	103,700,662
（介護給付）	12,337	101,029,813	12,209	101,809,954	12,188	100,436,513	11,989	97,179,246
（予防給付）	953	6,543,941	948	6,613,226	948	6,487,808	966	6,521,416
特定施設入居者生活介護	830	152,660,298	814	155,818,981	816	155,317,036	807	138,740,104
（介護給付）	705	142,947,923	696	146,020,644	692	145,226,919	683	129,696,898
（予防給付）	125	9,712,375	118	9,798,337	124	10,090,117	124	9,043,206
福祉用具購入	129	4,487,030	145	5,238,075	113	4,240,545	138	4,982,828
（介護給付）	92	3,260,939	99	4,287,505	75	2,957,364	90	3,293,541
（予防給付）	37	1,226,091	56	1,950,571	38	1,283,181	50	1,689,287
住宅改修費	100	8,261,210	139	12,437,716	109	9,580,113	105	9,012,165
（介護給付）	55	4,051,333	73	6,496,273	62	5,135,127	55	4,368,380
（予防給付）	45	4,209,877	66	5,941,443	47	4,444,986	50	4,643,785
介護予防支援・居宅介護支援	18,711	235,225,190	18,820	237,266,263	18,679	233,238,377	18,606	232,299,193
（居宅介護支援）	13,105	207,652,947	13,221	209,640,192	12,990	205,333,459	12,934	204,184,907
（介護予防支援）	5,606	27,572,243	5,599	27,626,071	5,689	27,904,918	5,672	28,114,286
地域密着型（介護予防）サービス	3,712	461,369,014	3,704	471,043,398	3,637	454,510,550	3,680	442,478,367
（介護給付）	3,680	459,127,815	3,674	469,014,751	3,674	452,569,505	3,652	440,612,977
（予防給付）	32	2,241,199	30	2,028,647	29	1,941,045	28	1,865,390
定期巡回・随時対応訪問介護看護	180	34,436,764	174	31,797,736	180	34,255,724	173	32,692,353
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	157	18,247,629	162	19,179,275	149	17,071,810	180	17,427,074
（介護給付）	157	18,247,629	162	19,179,275	147	16,999,764	179	17,355,018
（予防給付）	0	0	0	0	2	72,046	1	72,056
小規模多機能型居宅介護	321	67,196,588	325	67,858,909	314	64,290,546	309	61,196,110
（介護給付）	290	65,206,219	296	66,089,426	288	62,680,711	283	59,636,941
（予防給付）	31	1,990,369	29	1,769,483	26	1,609,835	26	1,559,169
認知症対応型共同生活介護	495	133,838,414	502	140,113,364	506	138,568,617	501	125,595,230
（介護給付）	494	133,587,584	501	139,854,200	505	138,309,453	500	125,361,065
（予防給付）	1	250,830	1	259,164	1	259,164	1	234,165
地域密着型特定施設	51	10,629,300	49	11,167,878	50	11,000,343	50	10,278,458
地域密着型介護老人福祉施設	95	29,325,781	93	28,743,660	92	29,318,824	91	27,364,895
複合型サービス	99	29,938,686	92	28,080,403	91	26,793,174	101	31,377,000
地域密着型通所介護	2,314	137,755,852	2,307	144,102,173	2,255	133,211,512	2,275	136,547,247
施設サービス	3,326	979,084,705	3,281	995,870,494	3,285	992,185,130	3,262	897,209,033
介護老人福祉施設	2,060	580,417,328	2,072	598,630,552	2,067	595,478,496	2,046	533,303,545
介護老人保健施設	1,117	344,039,501	1,052	338,327,289	1,062	339,844,439	1,050	306,897,563
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	149	54,627,876	157	58,912,653	156	56,862,195	166	57,007,925
特定入所者介護(予防)サービス費	2,490	70,426,886	2,476	72,743,744	2,485	72,813,522	2,419	64,845,311
（介護給付）	2,485	70,379,891	2,471	72,710,840	2,480	72,782,421	2,412	64,801,985
（予防給付）	5	46,995	5	32,904	5	31,101	7	43,326
計	79,727	3,763,103,591	80,338	3,874,656,110	79,682	3,783,113,794	79,066	3,568,124,120
（介護給付）	66,116	3,612,897,675	66,606	3,718,212,360	65,810	3,628,816,206	65,210	3,415,998,450
（予防給付）	13,611	150,205,916	13,732	156,443,750	13,872	154,297,588	13,856	152,125,670
高額介護(予防)サービス費	8,432	116,575,556	8,645	125,162,460	8,486	116,227,684	8,525	117,818,542
高額医療合算介護(予防)サービス費	27	1,156,729	17	684,408	9	(12,219)	13	364,724
審査支払手数料	76,669	3,963,786	77,235	3,993,049	76,646	3,962,598	76,079	3,933,284
合 計	164,855	3,884,799,662	166,235	4,004,496,027	164,823	3,903,291,857	163,683	3,690,240,670

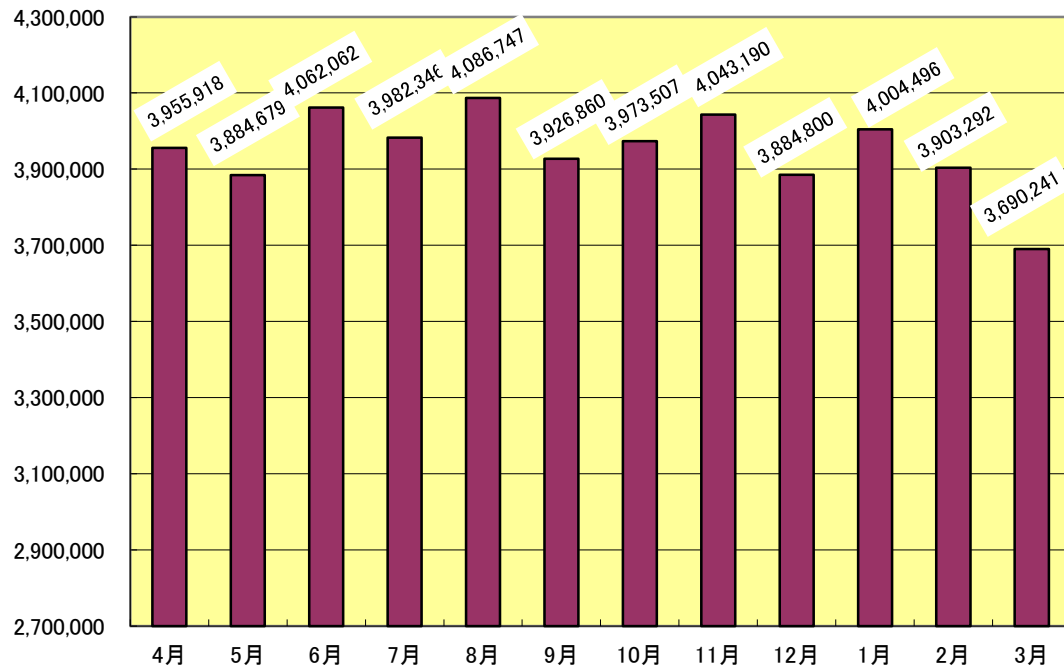
	令和7年度合計 A		令和6年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	611,536	24,448,195,844	592,183	23,747,156,988	103.3%	103.0%
（介護給付）	518,607	23,090,304,101	507,566	22,522,280,055	102.2%	102.5%
（予防給付）	92,929	1,357,891,743	84,617	1,224,876,933	109.8%	110.9%
訪問通所サービス	434,187	20,030,029,584	426,122	19,432,043,977	101.9%	103.1%
（介護給付）	353,868	18,868,864,501	353,067	18,398,280,147	100.2%	102.6%
（予防給付）	80,319	1,161,165,083	73,055	1,033,763,830	109.9%	112.3%
訪問介護	90,897	9,578,290,233	91,111	9,070,914,720	99.8%	105.6%
（介護給付）	90,897	9,578,290,233	91,111	9,070,914,720	99.8%	105.6%
（予防給付）	0	0	0	0	-	-
訪問入浴介護	3,020	178,199,111	3,218	197,810,947	93.8%	90.1%
（介護給付）	3,018	178,137,908	3,217	197,790,802	93.8%	90.1%
（予防給付）	2	61,203	1	20,145	200.0%	303.8%
訪問看護	61,733	2,119,126,646	59,013	2,072,678,728	104.6%	102.2%
（介護給付）	50,840	1,822,910,960	49,436	1,807,258,222	102.8%	100.9%
（予防給付）	10,893	296,215,686	9,575	265,420,506	113.8%	111.6%
訪問リハビリテーション	15,623	540,902,500	15,248	518,591,410	102.5%	104.3%
（介護給付）	12,145	440,312,948	11,994	424,477,835	101.3%	103.7%
（予防給付）	3,478	100,589,552	3,254	94,113,575	106.9%	106.9%
通所介護	55,071	3,895,930,983	55,360	3,956,526,517	99.5%	98.5%
（介護給付）	55,071	3,896,201,269	55,359	3,956,715,928	99.5%	98.5%
（予防給付）	0	-270,286	1	-189,411	0.0%	142.7%
通所リハビリテーション	31,304	1,667,034,242	29,721	1,619,124,701	105.3%	103.0%
（介護給付）	12,310	1,225,071,152	12,434	1,233,836,616	99.3%	99.3%
（予防給付）	12,994	441,963,089	11,287	385,288,085	115.1%	114.7%
福祉用具貸与	176,539	2,050,545,869	172,451	1,996,396,954	102.4%	102.7%
（介護給付）	123,587	1,727,940,030	123,514	1,707,286,024	100.1%	101.2%
（予防給付）	52,952	322,605,839	48,937	289,110,930	108.2%	111.6%
短期入所サービス(小計)	12,945	1,340,191,878	13,449	1,361,281,280	96.3%	98.5%
（介護給付）	12,683	1,331,187,199	13,201	1,352,272,328	96.1%	98.4%
（予防給付）	262	9,004,679	248	9,008,952	105.6%	100.0%
短期入所生活介護	11,823	1,255,965,028	12,286	1,267,566,325	96.2%	99.1%
（介護給付）	11,593	1,248,343,432	12,073	1,260,123,880	96.0%	99.1%
（予防給付）	230	7,621,596	213	7,442,445	108.0%	102.4%
短期入所療養介護	1,122	84,226,850	1,163	93,714,955	96.5%	89.9%
（介護給付・老健）	1,090	82,843,767	1,122	90,533,037	97.1%	91.5%
（介護給付・病院等）	0	0	6	1,615,411	0.0%	0.0%
（予防給付・老健）	32	1,383,083	35	1,566,507	91.4%	88.3%
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	154,695	1,261,833,883	143,004	1,161,573,304	108.2%	108.8%
（介護給付）	143,744	1,186,651,353	133,080	1,091,907,757	108.0%	108.7%
（予防給付）	10,951	75,182,530	9,924	69,665,547	110.3%	107.9%
特定施設入居者生活介護	9,709	1,816,140,499	9,608	1,792,258,427	101.1%	101.3%
（介護給付）	8,312	1,703,601,048	8,218	1,679,819,823	101.1%	101.4%
（予防給付）	1,397	112,539,451	1,390	112,438,604	100.5%	100.1%
福祉用具購入	1,709	62,209,715	1,869	65,445,447	91.4%	95.1%
（介護給付）	1,133	42,850,222	1,231	46,031,901	92.0%	93.1%
（予防給付）	576	19,359,493	638	19,413,546	90.3%	99.7%
住宅改修費	1,449	123,997,349	1,586	137,849,087	91.4%	90.0%
（介護給付）	745	60,021,813	803	66,643,195	92.8%	90.1%
（予防給付）	704	63,975,536	783	71,205,892	89.9%	89.8%
介護予防支援・居宅介護支援	223,313	2,804,947,489	218,297	2,790,487,722	102.3%	100.5%
（居宅介護支援）	157,389	2,480,189,747	158,017	2,492,782,413	99.6%	99.5%
（介護予防支援）	65,924	324,757,742	60,280	297,705,309	109.4%	109.1%
地域密着型(介護予防)サービス	44,715	5,597,924,683	44,732	5,552,244,312	100.0%	100.8%
（介護給付）	44,340	5,571,922,314	44,333	5,522,872,559	100.0%	100.8%
（予防給付）	375	26,002,369	399	29,371,753	94.0%	88.5%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	2,107	395,132,850	2,025	399,190,034	104.0%	99.0%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	1,897	218,965,968	1,957	225,707,920	96.9%	97.0%
（介護給付）	1,894	218,821,866	1,955	225,645,861	96.9%	97.0%
（予防給付）	3	144,102	2	62,059	150.0%	232.2%
小規模多機能型居宅介護	3,889	797,644,041	4,233	869,074,034	91.9%	91.8%
（介護給付）	3,529	774,837,839	3,848	842,807,064	91.7%	91.9%
（予防給付）	360	22,806,202	385	26,266,970	93.5%	86.8%
認知症対応型共同生活介護	6,097	1,657,513,232	6,007	1,622,460,598	101.5%	102.2%
（介護給付）	6,085	1,654,461,167	5,995	1,619,417,874	101.5%	102.2%
（予防給付）	12	3,052,065	12	3,042,724	100.0%	100.3%
地域密着型特定施設	605	134,528,635	579	128,257,629	104.5%	104.9%
地域密着型介護老人福祉施設	1,116	348,488,543	1,125	339,752,794	99.2%	102.6%
複合型サービス	1,027	312,272,695	776	256,052,489	132.3%	122.0%
地域密着型通所介護	27,977	1,733,378,719	28,030	1,711,748,814	99.8%	101.3%
施設サービス	39,633	11,830,758,015	38,589	11,411,620,917	102.7%	103.7%
介護老人福祉施設	24,735	7,033,581,846	24,047	6,803,587,769	102.9%	103.4%
介護老人保健施設	13,058	4,112,545,756	13,525	4,236,443,858	96.5%	97.1%
介護療養型医療施設	0	0	0	0	-	-
介護医療院	1,840	684,630,413	1,017	371,589,290	180.9%	184.2%
特定入所者介護(予防)サービス費	29,911	858,453,855	29,934	848,911,390	99.9%	101.1%
（介護給付）	29,839	857,927,912	29,854	848,327,582	99.9%	101.1%
（予防給付）	72	525,943	80	583,808	90.0%	90.1%
計	952,266	45,726,486,950	927,190	44,553,715,863	102.7%	102.6%
（介護給付）	791,686	43,933,974,124	780,393	42,910,558,622	101.4%	102.4%
（予防給付）	160,580	1,792,512,826	146,797	1,643,157,241	109.4%	109.1%
高額介護(予防)サービス費	102,504	1,417,823,801	99,764	1,356,429,367	102.7%	104.5%
高額医療療養費介護(予防)サービス費	5,570	206,520,763	5,298	187,503,345	105.1%	110.1%
審査支払手数料	915,003	47,305,647	889,601	45,992,360	102.9%	102.9%
合 計	1,975,343	47,398,137,161	1,921,853	46,143,640,935	102.8%	102.7%

	令和5年度合計		令和4年度合計		令和3年度合計		令和2年度合計		令和元年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	574,591	22,947,295,706	547,594	21,896,299,126	528,887	21,438,319,603	504,801	20,482,432,507	496,508	20,013,340,551
〔介護給付〕	500,673	21,914,154,166	478,938	20,968,372,382	458,597	20,509,591,043	438,073	19,574,924,966	430,955	19,116,351,116
〔予防給付〕	73,918	1,033,141,540	68,656	927,926,744	68,290	928,728,560	66,728	907,507,541	65,553	896,989,435
訪問通所サービス	420,454	18,708,563,416	405,543	17,815,333,319	392,514	17,416,637,348	378,371	16,610,940,252	376,137	16,211,340,579
〔介護給付〕	356,379	17,840,222,711	346,127	17,052,966,285	333,409	16,652,911,671	320,639	15,870,403,803	319,607	15,477,502,900
〔予防給付〕	64,075	868,340,705	59,416	762,367,034	59,105	761,725,677	57,732	740,536,449	56,530	733,837,679
訪問介護	91,929	8,427,101,571	90,976	7,947,710,381	88,820	7,687,589,683	86,122	7,291,755,258	84,233	6,782,751,042
〔介護給付〕	91,929	8,427,101,571	90,976	7,947,710,381	88,820	7,687,589,683	86,122	7,291,755,258	84,233	6,782,751,042
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	3,517	208,818,783	3,806	217,899,713	3,937	229,750,612	3,619	213,582,001	3,475	201,755,796
〔介護給付〕	3,513	208,751,226	3,794	217,491,251	3,919	229,281,556	3,606	213,294,190	3,463	201,440,180
〔予防給付〕	4	67,557	12	208,462	18	469,056	13	287,811	12	315,616
訪問看護	55,357	1,976,621,326	51,683	1,891,577,049	47,838	1,763,056,087	43,344	1,565,883,107	41,598	1,518,342,712
〔介護給付〕	47,232	1,753,271,575	44,433	1,692,227,015	40,603	1,564,929,045	36,730	1,384,787,459	35,131	1,338,428,121
〔予防給付〕	8,125	223,349,751	7,250	199,350,034	7,235	198,127,042	6,614	181,095,648	6,467	179,914,591
訪問リハビリテーション	15,541	526,000,709	15,580	522,053,955	15,588	523,149,784	14,318	484,018,228	13,597	455,532,877
〔介護給付〕	12,590	435,832,723	12,868	440,597,216	12,687	436,420,229	11,657	399,531,460	11,188	379,539,927
〔予防給付〕	2,951	90,167,986	2,712	81,456,739	2,901	86,729,555	2,661	84,486,768	2,409	75,992,950
通所介護	56,000	3,992,105,026	52,831	3,794,170,003	51,678	3,804,521,512	52,196	3,801,157,487	57,750	4,053,578,633
〔介護給付〕	56,000	3,992,265,583	52,831	3,794,560,584	51,678	3,805,153,748	52,196	3,802,612,587	57,752	4,054,690,680
〔予防給付〕	0	-160,557	0	-390,581	0	-632,236	0	-145,100	-2	-1,112,027
通所リハビリテーション	28,408	1,617,652,692	26,194	1,551,827,651	25,719	1,581,813,338	25,540	1,518,561,509	26,919	1,549,787,718
〔介護給付〕	19,236	1,309,116,694	18,801	1,301,130,844	18,578	1,335,759,922	18,287	1,271,981,339	19,169	1,290,243,068
〔予防給付〕	9,172	308,535,998	7,393	250,696,807	7,141	246,053,416	7,253	246,580,170	7,750	259,544,650
福祉用具貸与	169,702	1,960,263,309	164,473	1,890,294,567	158,934	1,824,756,332	153,232	1,735,982,662	148,565	1,649,591,801
〔介護給付〕	128,878	1,713,883,339	122,424	1,659,248,989	117,124	1,593,777,488	112,041	1,506,441,510	108,871	1,430,408,902
〔予防給付〕	43,823	246,379,970	42,049	231,045,578	41,810	230,978,844	41,191	229,541,152	39,894	219,181,899
短期入所サービス(小計)	14,157	1,410,136,545	13,572	1,369,582,233	13,111	1,383,594,112	13,316	1,426,748,068	16,375	1,589,672,710
〔介護給付〕	13,966	1,402,986,428	13,396	1,362,802,217	12,941	1,377,030,911	13,126	1,419,235,634	16,099	1,580,542,295
〔予防給付〕	191	7,150,117	176	6,780,016	170	6,563,201	190	7,512,434	276	9,130,415
短期入所生活介護	12,990	1,314,099,845	12,417	1,272,752,715	12,030	1,295,000,637	12,231	1,330,777,641	15,051	1,474,724,974
〔介護給付〕	12,837	1,308,521,326	12,289	1,268,176,515	11,889	1,289,458,112	12,052	1,323,598,330	14,792	1,466,099,568
〔予防給付〕	153	5,578,519	128	4,576,200	141	5,541,525	179	7,179,311	259	8,625,406
短期入所療養介護	1,167	96,036,700	1,155	96,829,518	1,081	88,593,475	1,085	95,970,427	1,324	114,947,736
〔介護給付・老健〕	1,122	93,511,330	1,107	94,625,702	1,051	87,555,109	1,074	95,637,304	1,307	114,442,727
〔介護給付・病院等〕	7	953,772	0	0	1	16,690	0	0	0	0
〔予防給付・老健〕	38	1,571,598	48	2,203,816	29	1,021,676	11	333,123	17	505,009
〔予防給付・病院等〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	130,441	1,043,360,426	118,800	937,915,015	111,542	878,495,318	103,882	811,478,879	95,494	743,328,357
〔介護給付〕	122,023	983,903,590	111,064	883,715,653	103,902	825,002,958	96,473	758,657,971	88,112	690,617,684
〔予防給付〕	8,418	59,456,836	7,736	54,199,362	7,640	53,492,360	7,409	52,818,908	7,382	52,710,673
特定施設入居者生活介護	9,539	1,785,235,319	9,679	1,773,468,559	9,720	1,761,592,825	9,232	1,633,267,308	8,502	1,468,998,905
〔介護給付〕	8,305	1,687,041,437	8,351	1,668,988,227	8,345	1,654,645,503	7,835	1,562,827,558	7,137	1,367,688,237
〔予防給付〕	1,234	98,193,882	1,328	104,580,332	1,375	106,947,322	1,397	106,639,750	1,365	101,310,668
福祉用具購入	1,768	61,118,060	1,748	57,407,363	1,927	59,872,723	1,817	59,362,595	1,901	59,767,038
〔介護給付〕	1,223	45,060,891	1,211	42,771,669	1,392	45,365,318	1,271	43,674,356	1,297	43,106,603
〔予防給付〕	545	16,057,169	537	15,235,694	535	14,507,405	546	15,688,239	604	16,660,435
住宅改修費	1,512	133,067,040	1,477	121,876,974	1,585	131,021,684	1,432	121,800,306	1,808	146,809,462
〔介護給付〕	841	68,934,978	831	66,145,506	897	71,316,770	830	69,802,026	1,038	80,853,836
〔予防給付〕	671	64,132,062	646	55,731,468	688	59,704,914	602	51,998,280	770	65,955,626
介護予防支援・居宅介護支援	216,704	2,825,098,002	209,839	2,731,631,738	203,810	2,631,673,001	197,312	2,478,954,766	194,065	2,419,810,162
〔居宅介護支援〕	162,885	2,562,167,017	159,071	2,486,028,572	153,416	2,388,951,791	147,667	2,245,967,342	145,894	2,193,318,275
〔介護予防支援〕	53,819	262,930,985	50,768	245,603,166	50,394	242,721,210	49,645	232,987,424	48,171	226,491,887
地域密着型〔介護予防〕サービス	45,903	5,521,474,833	44,200	5,326,113,625	41,885	5,184,209,957	40,933	5,105,533,805	42,314	4,946,286,769
〔介護給付〕	45,554	5,498,909,308	43,870	5,304,692,264	41,568	5,162,161,443	40,576	5,082,190,090	41,911	4,921,115,376
〔予防給付〕	349	22,565,525	330	21,421,361	317	22,048,514	357	23,343,715	403	25,171,393
定期巡回・随時対応訪問介護看護	2,422	460,453,792	2,348	436,732,947	1,814	340,829,344	1,738	316,406,933	1,724	302,777,240
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,037	232,338,904	2,176	259,519,197	2,219	261,874,172	2,422	281,357,757	2,823	305,595,303
〔介護給付〕	2,026	232,011,298	2,176	259,519,197	2,219	261,874,172	2,421	281,347,266	2,813	304,952,056
〔予防給付〕	11	327,606	0	0	0	0	1	10,491	10	643,247
小規模多機能型居宅介護	4,116	826,088,618	3,846	775,056,940	3,760	763,898,709	3,974	786,786,923	3,946	746,093,887
〔介護給付〕	3,779	804,056,225	3,518	754,131,446	3,448	742,924,317	3,623	764,287,210	3,553	721,565,741
〔予防給付〕	337	22,032,393	328	20,925,494	312	20,974,392	351	22,489,713	393	24,528,146
認知症対応型共同生活介護	5,781	1,539,208,617	5,742	1,519,476,470	5,840	1,525,982,282	5,754	1,499,030,221	5,524	1,413,863,622
〔介護給付〕	5,780	1,539,003,091	5,740	1,518,980,603	5,835	1,524,908,160	5,749	1,498,186,710	5,524	1,413,863,622
〔予防給付〕	1	205,526	2	495,867	5	1,074,122	5	843,511	0	0
地域密着型特定施設	539	114,990,408	562	117,613,667	588	121,617,540	567	114,514,480	557	109,906,231
地域密着型介護老人福祉施設	975	281,518,126	832	243,665,666	850	244,295,524	860	242,632,643	863	239,579,932
複合型サービス	742	239,885,780	697	213,113,455	710	211,953,801	691	208,146,770	644	194,890,151
地域密着型通所介護	29,291	1,826,990,588	27,997	1,760,935,283	26,104	1,713,758,585	24,927	1,656,658,078	26,233	1,633,580,403
施設サービス	38,749	11,128,640,656	38,543	10,961,940,671	37,498	10,521,809,662	36,149	10,030,119,630	34,825	9,477,080,497
介護老人福祉施設	23,911	6,579,231,192	23,675	6,454,022,349	23,207	6,254,880,876	22,293	5,954,770,954	21,200	5,571,313,778
介護老人保健施設	13,910	4,227,486,113	13,976	4,200,885,211	13,886	4,122,738,942	13,516	3,947,540,350	13,354	3,803,545,934
介護療養型医療施設	94	30,004,431	225	72,329,150	274	95,837,255	265	99,910,067	215	80,387,976
介護療養型医療施設	834	291,918,920	667	234,703,961	131	48,352,589	75	27,898,259	56	21,832,809
特定入所者介護(予防)サービス費	30,755	858,921,887	30,859	866,353,593	31,882	989,811,406	33,173	1,133,319,058	33,510	1,087,923,352
〔介護給付〕	30,684	858,469,296	30,796	866,038,793	31,814	989,196,933	33,077	1,132,288,104	33,387	1,087,031,298
〔予防給付〕	71	452,591	63	314,800	68	614,473	96	1,030,954	123	892,054
計	909,982	43,475,616,184	874,260	41,961,623,090	845,474	40,956,718,036	815,617	39,411,522,667	804,931	38,151,017,831
〔介護給付〕	780,609	42,076,336,312	753,260	40,695,389,857	725,182	39,688,392,960	697,643	38,178,966,514	689,307	36,918,857,001
〔予防給付〕	129,373	1,399,279,872	121,000	1,266,233,233	120,292	1,268,325,076	117,974	1,232,556,153	115,624	1,232,160,830
高額介護(予防)サービス費	97,874	1,279,899,688	96,635	1,222,754,835	94,803	1,201,518,331	93,302	1,170,584,090	82,983	1,061,373,163
高額療養費合算介護(予防)サービス費	5,309</									

	平成30年度合計		平成29年度合計		平成28年度合計		平成27年度合計		平成26年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	476,451	19,174,813,538	486,354	19,535,605,730	504,427	19,449,351,346	497,446	19,976,682,827	466,019	19,254,077,139
（介護給付）	418,394	18,404,728,970	402,030	18,096,926,341	384,962	17,130,292,108	383,896	17,716,954,862	358,702	16,864,776,002
（予防給付）	58,057	770,084,568	84,324	1,438,679,389	119,465	2,319,059,238	113,550	2,259,727,965	107,317	2,389,301,137
訪問通所サービス	363,232	15,633,994,193	383,443	16,176,998,270	408,313	16,255,974,901	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289
（介護給付）	313,002	14,997,763,459	306,247	14,870,604,744	295,279	14,058,588,494	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,999,693
（予防給付）	50,230	636,230,734	77,196	1,306,393,526	113,034	2,197,386,407	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596
訪問介護	84,609	6,590,642,607	104,096	6,926,145,571	122,168	6,798,678,219	119,934	6,822,297,518	117,536	6,321,857,829
（介護給付）	84,594	6,590,405,967	84,438	6,532,344,747	81,983	6,004,496,810	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666
（予防給付）	15	236,640	19,658	393,800,824	40,185	794,181,409	40,525	811,288,390	40,686	844,976,163
訪問入浴介護	3,591	211,482,991	3,543	203,809,387	3,451	198,490,872	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332
（介護給付）	3,576	211,094,145	3,520	203,214,068	3,408	197,170,334	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729
（予防給付）	15	388,846	23	595,319	43	1,320,538	27	935,182	30	1,169,603
訪問看護	39,089	1,436,654,145	35,703	1,307,564,160	33,539	1,243,397,368	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053
（介護給付）	33,354	1,275,166,276	30,983	1,173,485,851	28,981	1,110,719,928	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474
（予防給付）	5,735	161,487,869	4,720	134,078,309	4,558	132,677,440	4,234	120,848,570	3,689	106,820,579
訪問リハビリテーション	12,628	415,983,655	12,029	398,960,438	10,398	334,233,169	8,876	270,956,857	8,663	258,318,596
（介護給付）	10,596	353,147,945	10,130	341,969,826	8,734	285,416,419	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341
（予防給付）	2,032	62,835,710	1,899	56,990,612	1,664	48,816,750	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255
通所介護	57,595	3,941,269,775	69,994	4,336,789,106	90,508	4,861,966,242	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,652,558
（介護給付）	57,576	3,941,525,408	57,551	3,989,184,801	58,423	3,971,109,452	75,000	5,048,505,101	69,051	4,784,121,628
（予防給付）	19	-255,633	12,443	347,604,305	32,085	890,856,790	30,736	873,161,806	28,101	945,530,930
通所リハビリテーション	24,308	1,454,858,902	23,810	1,492,796,185	21,838	1,400,251,138	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604
（介護給付）	18,147	1,244,435,916	18,026	1,301,520,800	16,806	1,237,077,702	15,672	1,168,243,457	15,798	1,196,131,789
（予防給付）	6,161	210,422,986	5,784	191,275,585	4,932	163,173,436	4,350	147,167,699	4,059	171,039,815
福祉用具貸与	141,412	1,583,102,118	134,268	1,510,933,423	126,411	1,418,957,893	117,487	1,336,013,976	108,647	1,262,278,317
（介護給付）	105,159	1,381,987,802	101,598	1,328,884,851	96,844	1,252,597,849	91,173	1,188,081,275	85,164	1,124,609,066
（予防給付）	36,253	201,114,316	32,669	182,048,572	29,567	166,360,044	26,314	149,932,701	23,483	137,669,251
短期入所サービス（小計）	16,656	1,580,859,076	16,178	1,522,773,659	16,015	1,499,597,680	16,236	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755
（介護給付）	16,405	1,573,193,837	15,912	1,513,094,697	15,765	1,492,003,390	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,358
（予防給付）	251	7,665,239	266	9,678,962	250	7,594,290	288	10,206,871	330	12,254,397
短期入所生活介護	15,268	1,468,810,266	14,720	1,408,839,812	14,626	1,384,096,934	14,801	1,418,771,093	14,258	1,352,981,124
（介護給付）	15,029	1,461,614,676	14,456	1,399,416,569	14,393	1,377,029,506	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,318
（予防給付）	239	7,195,590	264	9,423,243	233	7,087,428	273	9,739,237	316	11,819,806
短期入所療養介護	1,388	112,048,810	1,456	113,933,847	1,389	115,500,746	1,435	122,581,400	1,405	110,822,631
（介護給付・老健）	1,376	111,579,161	1,432	112,794,365	1,372	114,973,884	1,420	122,113,766	1,391	110,388,040
（介護給付・病院等）	0	0	2	25,719	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	12	469,649	22	883,763	17	526,862	15	467,634	14	434,591
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	89,044	682,764,126	79,558	614,255,100	73,386	557,304,953	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851
（介護給付）	82,608	636,424,438	73,813	571,630,470	68,251	518,912,365	63,489	483,626,479	54,718	421,663,218
（予防給付）	6,436	46,339,688	5,745	42,624,630	5,135	38,392,588	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633
特定施設入居者生活介護	7,519	1,277,196,143	7,175	1,221,578,701	6,713	1,136,473,812	6,231	1,082,968,208	6,046	1,065,506,244
（介護給付）	6,379	1,197,347,228	6,058	1,141,596,430	5,867	1,060,767,859	5,320	1,014,498,018	5,006	969,563,733
（予防給付）	1,140	79,848,907	1,117	79,982,271	1,046	75,685,933	911	68,470,195	1,040	95,942,511
福祉用具購入	1,796	55,124,774	1,944	59,802,935	2,030	59,587,353	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859
（介護給付）	1,249	40,346,041	1,346	43,917,518	1,406	43,125,238	1,374	42,983,396	1,411	44,557,978
（予防給付）	547	14,778,733	598	15,885,417	624	16,462,115	646	18,075,564	694	16,883,886
住宅改修費	1,650	131,768,712	1,776	148,113,774	1,805	148,082,842	1,825	159,525,920	1,833	159,066,166
（介護給付）	958	76,636,136	1,029	84,923,623	1,042	84,476,162	1,056	93,336,547	1,063	90,526,865
（予防給付）	692	55,132,576	747	63,190,151	763	63,606,680	769	66,189,373	770	68,539,301
介護予防支援・居宅介護支援	186,887	2,336,902,684	197,289	2,315,390,518	211,743	2,351,762,363	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693
（居宅介護支援）	143,392	2,132,497,077	141,187	2,052,471,538	136,916	1,999,564,742	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613
（介護予防支援）	43,495	204,405,607	56,102	262,918,980	74,827	352,197,621	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080
地域密着型（介護予防）サービス	40,973	4,688,691,947	38,394	4,314,297,399	34,681	3,880,322,463	11,969	2,334,848,786	9,576	1,938,241,934
（介護給付）	40,622	4,664,932,210	38,130	4,297,284,271	34,485	3,867,764,226	11,835	2,327,966,446	9,507	1,934,371,541
（予防給付）	351	23,759,737	264	17,013,128	196	12,558,237	134	6,882,340	69	3,870,393
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1,551	264,147,619	916	148,743,973	924	143,549,423	880	141,668,449	343	52,196,007
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,853	309,316,120	2,927	327,203,065	2,881	312,716,150	3,017	312,187,348	2,668	283,387,195
（介護給付）	2,838	308,074,326	2,912	326,463,561	2,862	312,293,191	3,003	311,747,924	2,668	283,387,195
（予防給付）	15	1,241,794	15	739,504	19	422,959	14	439,424	0	0
小規模多機能型居宅介護	3,480	629,570,758	2,894	542,812,153	2,486	465,430,415	1,825	339,736,047	1,021	203,482,325
（介護給付）	3,160	610,661,010	2,651	527,838,877	2,312	454,708,035	1,706	333,308,874	953	199,767,622
（予防給付）	320	18,909,748	243	14,973,276	174	10,722,380	119	6,427,173	68	3,714,703
認知症対応型共同生活介護	5,416	1,358,317,325	5,213	1,308,827,946	4,975	1,232,521,392	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095
（介護給付）	5,400	1,354,709,130	5,207	1,307,527,598	4,969	1,231,108,494	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405
（予防給付）	16	3,608,195	6	1,300,348	6	1,412,898	1	15,743	1	155,690
地域密着型特定施設	557	111,077,816	490	99,266,802	495	95,849,275	456	86,573,162	349	70,476,807
地域密着型介護老人福祉施設	874	244,156,013	877	237,729,851	851	226,864,756	791	204,962,329	534	139,595,505
複合型サービス	659	189,709,197	545	122,295,406	186	41,180,896	26	5,057,680		
地域密着型通所介護	25,583	1,582,397,099	24,532	1,527,418,203	21,886	1,362,210,156				
施設サービス	34,591	9,134,898,005	32,542	8,447,292,974	32,158	8,298,981,685	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164
介護老人福祉施設	21,039	5,383,451,172	19,475	4,889,366,854	18,896	4,651,787,315	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984
介護老人保健施設	13,255	3,648,513,309	12,578	3,379,663,720	12,336	3,298,176,045	12,283	3,255,934,282	12,529	3,355,527,540
介護療養型医療施設	285	98,667,889	489	178,262,400	926	349,018,325	1,060	395,764,888	1,228	470,092,640
介護医療院										
特定入所者介護（予防）サービス費	32,794	1,035,497,306	32,378	990,760,782	31,689	1,030,431,975	32,972	1,113,049,066	34,527	1,114,273,174
（介護給付）	32,706	1,034,947,456	32,222	989,903,172	31,597	1,029,822,905	32,815	1,111,740,191	34,307	1,112,047,874
（予防給付）	88	549,850	156	857,610	92	609,070	157	1,308,875	220	2,225,300
計	775,142	36,557,696,966	790,677	35,811,264,112	818,533	35,218,520,027	780,834	34,132,669,758	738,673	33,070,057,129
（介護給付）	671,912	35,468,985,895	648,486	34,012,719,437	622,566	32,454,027,066	593,070	31,439,574,787	560,293	30,274,762,032
（予防給付）	103,230	1,088,711,071	142,191	1,798,544,675	195,967	2,764,492,961	187,764	2,693,094,971	178,380	2,795,295,097
高額介護（予防）サービス費	83,715	960,029,639	80,848	899,846,921	79,881	858,070,076	72,635	754,236,060	66,818	675,357,502
高額医療合算介護（予防）サービス費	2,757	87,768,292								

保険給付費 月別推移

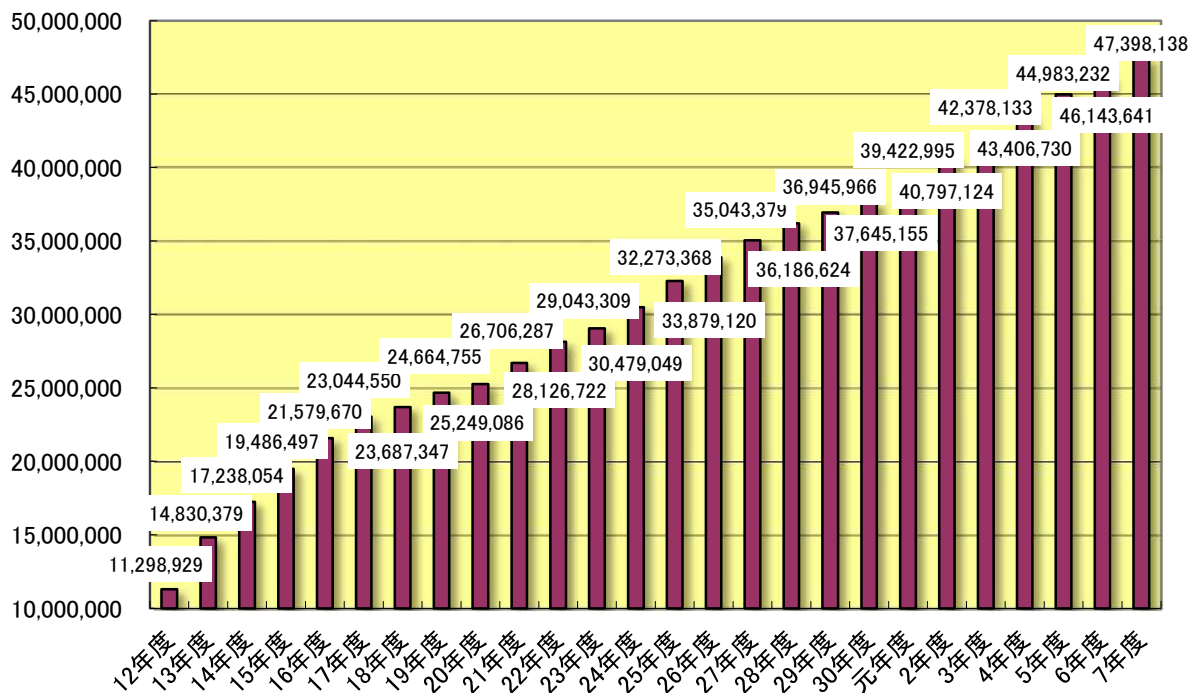
(単位:千円)



(審査月)

(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



4 負担割合証交付状況 (各年度 3月31日現在) (単位:人)

	1割	2割	3割	合 計
5年度	28,606	1,147	1,046	30,799
6年度A	29,138	1,145	1,044	31,327
7年度B	29,388	1,283	1,112	31,783
前年度比B/A	100.9%	112.1%	106.5%	101.5%

5 減免認定状況

(1) 食費・居住費に係る負担限度額認定

(単位:件)

		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合 計	前年度比 B/A
5年度	第1段階	406	236	3	17	241	903	100.9%
	第2段階	396	230	2	16	237	881	95.4%
	第3段階①	379	220	1	15	228	843	102.2%
	第3段階②	892	518	4	36	532	1,982	95.1%
	小 計	2,073	1,204	10	84	1,238	4,609	97.5%
6年度A	第1段階	400	224	17	19	208	868	96.1%
	第2段階	403	226	17	19	211	876	99.4%
	第3段階①	391	220	16	18	205	850	100.8%
	第3段階②	916	514	39	43	478	1,990	100.4%
	小 計	2,110	1,184	89	99	1,102	4,584	99.5%
7年度B	第1段階	404	213	30	18	198	863	99.4%
	第2段階	385	203	29	17	188	822	93.8%
	第3段階①	405	213	30	18	199	865	101.8%
	第3段階②	968	510	72	43	472	2,065	103.8%
	小 計	2,162	1,139	161	96	1,057	4,615	100.7%

* 介護療養型医療施設の6年度Aと7年度Bは介護医療院の件数を計上している

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

	法定	災害	合 計
5年度	12	6	18
6年度	9	1	10
7年度	22	0	22

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

(単位:件)

	特定標準負担	合 計	前年度比 B/A
5年度	第1段階	1	
	第2段階		
	第3段階		
	課税		
6年度A	第1段階	1	100.0%
	第2段階		
	第3段階		
	課税		
7年度B	第1段階	0	0.0%
	第2段階		
	第3段階		
	課税		

	減 免 (本人負担 3~10%)	免 除 (本人負担 0%)	合 計
5年度	1	0	1
6年度	1	0	1
7年度	0	0	0

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

6 高額介護(予防)サービス費支給状況

			世 帯 合 算	そ の 他	合 計	前年度比
5 年 度	第1段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	5	22,817	22,822	102.1%
		支給額 (円)	47,227	285,826,152	285,873,379	106.7%
	第2段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	1,573	41,804	43,377	98.4%
		支給額 (円)	15,307,583	595,447,116	610,754,699	101.4%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件 数 (件)	2,929	19,174	22,103	104.7%
		支給額 (円)	28,321,016	166,669,203	194,990,219	108.7%
	第4段階Ⅰ (上限額:44,400円)	件 数 (件)	4,294	4,970	9,264	105.0%
		支給額 (円)	59,080,707	124,639,971	183,720,678	108.9%
	第4段階Ⅱ (上限額:93,000円)	件 数 (件)	78	199	277	99.6%
		支給額 (円)	1,052,251	3,171,130	4,223,381	93.3%
6 年 度	第4段階Ⅲ (上限額:140,100円)	件 数 (件)	28	3	31	516.7%
		支給額 (円)	312,138	25,194	337,332	1275.5%
	小 計	件 数 (件)	8,907	88,967	97,874	101.3%
		支給額 (円)	104,120,922	1,175,778,766	1,279,899,688	104.7%
	第1段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	0	23,700	23,700	103.8%
		支給額 (円)	0	300,921,558	300,921,558	105.3%
	第2段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	1,756	42,002	43,758	100.9%
		支給額 (円)	19,688,955	625,393,701	645,082,656	105.6%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件 数 (件)	2,846	20,012	22,858	103.4%
		支給額 (円)	30,528,216	185,660,692	216,188,908	110.9%
7 年 度	第4段階Ⅰ (上限額:44,400円)	件 数 (件)	4,152	5,066	9,218	99.5%
		支給額 (円)	57,136,739	134,102,312	191,239,051	104.1%
	第4段階Ⅱ (上限額:93,000円)	件 数 (件)	14	172	186	67.1%
		支給額 (円)	188,909	2,304,156	2,493,065	59.0%
	第4段階Ⅲ (上限額:140,100円)	件 数 (件)	39	5	44	141.9%
		支給額 (円)	489,046	15,083	504,129	149.4%
	小 計	件 数 (件)	8,807	90,957	99,764	101.9%
		支給額 (円)	108,031,865	1,248,397,502	1,356,429,367	106.0%
	第1段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	12	24,706	24,718	104.3%
		支給額 (円)	361,912	322,953,668	323,315,580	107.4%
7 年 度	第2段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	1,784	41,257	43,041	98.4%
		支給額 (円)	19,173,871	627,674,907	646,848,778	100.3%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件 数 (件)	3,085	21,607	24,692	108.0%
		支給額 (円)	34,443,162	208,654,363	243,097,525	112.4%
	第4段階Ⅰ (上限額:44,400円)	件 数 (件)	4,069	5,679	9,748	105.7%
		支給額 (円)	56,389,844	143,398,704	199,788,548	104.5%
	第4段階Ⅱ (上限額:93,000円)	件 数 (件)	49	173	222	119.4%
		支給額 (円)	575,121	3,547,611	4,122,732	165.4%
	第4段階Ⅲ (上限額:140,100円)	件 数 (件)	66	17	83	188.6%
		支給額 (円)	615,973	34,665	650,638	129.1%
7 年 度	小 計	件 数 (件)	9,065	93,439	102,504	102.7%
		支給額 (円)	111,559,883	1,306,263,918	1,417,823,801	104.5%

7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 加入者	その他医療保険 加入者	合 計	前年度比
5 年 度	件 数 (件)	162	5,147	0	5,309	100.5%
	支給額 (円)	6,456,578	176,187,922	0	182,644,500	102.0%
6 年 度	件 数 (件)	152	5,146	0	5,298	99.8%
	支給額 (円)	5,796,122	181,707,223	0	187,503,345	102.7%
7 年 度	件 数 (件)	169	5,401	0	5,570	105.1%
	支給額 (円)	7,543,620	198,977,143	0	206,520,763	110.1%

8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

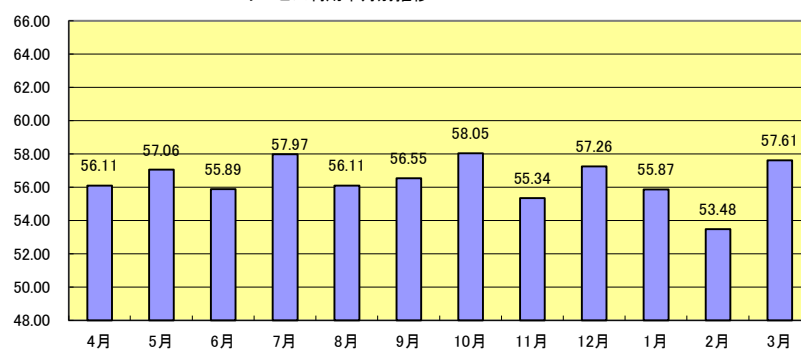
* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	2,194	3,259,411	29.52	2,189	3,309,826	30.05	2,230	3,299,412	29.40
要支援2	10,531	3,347	8,623,381	24.47	3,365	8,512,039	24.02	3,386	8,542,233	23.96
要介護1	16,765	4,325	31,937,377	44.05	4,356	33,275,977	45.57	4,349	31,999,551	43.89
要介護2	19,705	4,133	46,037,867	56.53	4,134	46,937,013	57.62	4,134	45,666,259	56.06
要介護3	27,048	2,604	43,352,890	61.55	2,624	45,117,507	63.57	2,651	44,231,425	61.69
要介護4	30,938	1,990	42,139,757	68.45	2,013	42,539,254	68.31	1,993	42,102,324	68.28
要介護5	36,217	1,417	39,861,321	77.67	1,421	40,377,455	78.46	1,450	40,526,701	77.17
計(平均)	-	20,010	215,212,004	56.11	20,102	220,069,071	57.06	20,193	216,367,905	55.89

	支給限度額 (単位)	7月			8月			9月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	2,256	3,441,897	30.32	2,240	3,361,153	29.82	2,268	3,337,252	29.24
要支援2	10,531	3,410	8,854,646	24.66	3,405	8,650,005	24.12	3,433	8,846,726	24.47
要介護1	16,765	4,316	33,722,752	46.61	4,305	31,960,104	44.28	4,360	33,209,772	45.43
要介護2	19,705	4,148	47,639,027	58.28	4,094	45,434,285	56.32	4,117	45,812,383	56.47
要介護3	27,048	2,611	45,840,699	64.91	2,616	44,767,772	63.27	2,622	45,038,735	63.51
要介護4	30,938	2,009	43,304,099	69.67	1,987	41,791,057	67.98	1,986	41,737,907	67.93
要介護5	36,217	1,453	41,407,732	78.69	1,427	39,452,183	76.34	1,451	40,704,523	77.46
計(平均)	-	20,203	224,210,852	57.97	20,074	215,416,559	56.11	20,237	218,687,298	56.55

(単位: %)

サービス利用率月別推移



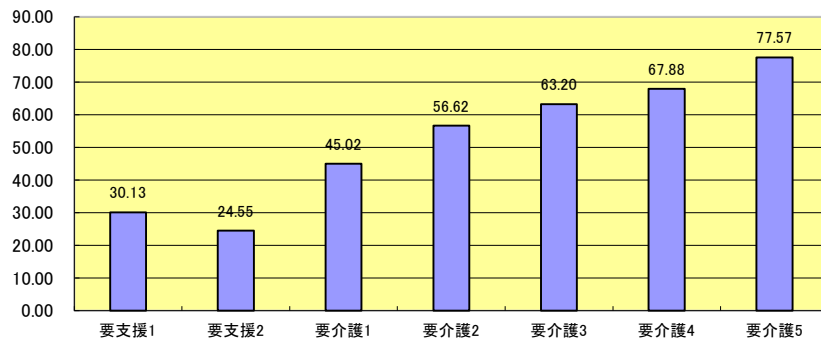
* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	10月			11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	2,275	3,497,310	30.55	2,307	3,448,639	29.71	2,346	3,659,228	31.00	2,378	3,675,569	30.72
要支援2	10,531	3,430	8,993,760	24.90	3,473	8,951,305	24.47	3,469	9,133,147	25.00	3,477	9,127,874	24.93
要介護1	16,765	4,391	34,507,202	46.88	4,385	32,288,765	43.92	4,422	34,175,688	46.10	4,370	32,543,500	44.42
要介護2	19,705	4,118	47,507,949	58.55	4,100	44,662,380	55.28	4,113	46,719,198	57.64	4,064	44,494,585	55.56
要介護3	27,048	2,639	46,777,057	65.53	2,606	43,212,013	61.30	2,586	44,578,454	63.73	2,517	42,709,775	62.73
要介護4	30,938	1,974	42,530,002	69.64	1,978	40,362,333	65.96	1,985	42,100,500	68.55	1,992	41,648,827	67.58
要介護5	36,217	1,445	40,902,641	78.16	1,440	40,855,564	78.34	1,451	41,457,359	78.89	1,465	40,730,025	76.77
計(平均)	-	20,272	224,715,921	58.05	20,289	213,780,999	55.34	20,372	221,823,574	57.26	20,263	214,930,155	55.87

	支給限度額 (単位)	2月			3月			年平均			年間累計	
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
要支援1	5,032	2,418	3,650,363	30.00	2,461	3,851,124	31.10	2,297	3,482,599	30.13	27,562	41,791,184
要支援2	10,531	3,483	8,850,954	24.13	3,525	9,441,197	25.43	3,434	8,877,272	24.55	41,203	106,527,267
要介護1	16,765	4,318	30,862,043	42.63	4,348	33,867,645	46.46	4,354	32,862,531	45.02	52,245	394,350,376
要介護2	19,705	4,066	42,926,349	53.58	4,079	46,182,408	57.46	4,108	45,834,975	56.62	49,300	550,019,703
要介護3	27,048	2,502	41,102,615	60.74	2,504	44,541,847	65.77	2,590	44,272,566	63.20	31,082	531,270,789
要介護4	30,938	1,984	38,991,866	63.52	1,981	41,964,749	68.47	1,989	41,767,723	67.88	23,872	501,212,675
要介護5	36,217	1,434	38,088,842	73.34	1,412	40,776,176	79.74	1,439	40,428,377	77.57	17,266	485,140,522
計(平均)	-	20,205	204,473,032	53.48	20,310	220,625,146	57.61	20,211	217,526,043	56.45	242,530	2,610,312,516

(単位: %)

年平均 介護度別サービス利用率



9 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	4年度	5年度	6年度	7年度
支給件数	56	73	73	71
支給額(円)	2,965,953	3,791,077	4,335,980	3,577,333

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

Ⅵ 地域支援事業 1

1 総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業

令和7年度月別支給額(総合事業費)

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,248	146,893,009	8,339	148,569,294	9,886	150,675,569	8,361	149,246,895
訪問型サービス事業	2,733	52,071,082	2,716	51,790,546	4,269	52,858,792	2,750	52,439,566
通所型サービス事業	3,180	83,266,576	3,230	84,797,714	3,265	86,109,738	3,243	85,105,814
介護予防ケアマネジメント事業	2,335	11,555,351	2,393	11,981,034	2,352	11,707,039	2,368	11,701,515
高額介護予防サービス費等相当事業	85	227,736	88	254,622	114	831,505	175	1,710,449
高額介護(予防)サービス費	85	227,736	83	199,188	75	198,421	80	201,807
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	5	55,434	39	633,084	95	1,508,642
審査支払手数料	8,244	426,214	8,336	430,970	8,297	428,954	8,359	432,160
合 計	16,577	147,546,959	16,763	149,254,886	18,297	151,936,028	16,895	151,389,504

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,359	149,487,854	9,746	149,349,113	8,462	149,644,008	8,419	150,974,164
訪問型サービス事業	2,719	51,942,704	4,322	53,879,932	2,704	51,332,950	2,782	53,195,910
通所型サービス事業	3,264	85,664,052	3,177	84,230,255	3,255	85,935,338	3,244	85,794,107
介護予防ケアマネジメント事業	2,376	11,881,098	2,247	11,238,926	2,503	12,375,720	2,393	11,984,147
高額介護予防サービス費等相当事業	136	1,234,904	78	455,284	86	282,088	87	237,228
高額介護(予防)サービス費	85	231,165	72	188,050	84	227,144	87	237,228
高額医療合算介護(予防)サービス費	51	1,003,739	6	267,234	2	54,944	0	0
審査支払手数料	8,357	432,056	8,145	421,096	8,460	437,381	8,417	435,158
小 計	16,852	151,154,814	17,969	150,225,493	17,008	150,363,477	16,923	151,646,550

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,851	151,661,984	8,351	148,838,905	8,339	149,342,381	9,604	149,789,287
訪問型サービス事業	4,172	52,494,454	2,807	52,803,760	2,803	53,012,625	4,066	53,678,010
通所型サービス事業	3,302	87,313,617	3,194	84,421,482	3,190	84,625,165	3,204	84,418,981
介護予防ケアマネジメント事業	2,377	11,853,913	2,350	11,613,663	2,346	11,704,591	2,334	11,692,296
高額介護予防サービス費等相当事業	72	210,781	82	248,875	84	254,486	82	240,064
高額介護(予防)サービス費	72	210,781	81	247,279	83	252,031	81	230,084
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	1	1,596	1	2,455	1	9,980
審査支払手数料	8,381	433,296	8,349	431,643	8,333	430,815	8,311	429,678
合 計	18,304	152,306,061	16,782	149,519,423	16,756	150,027,682	17,997	150,459,029

	令和7年度合計 A		令和6年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	105,965	1,794,472,463	104,021	1,727,255,080	101.9%	103.9%
訪問型サービス事業	38,843	631,500,331	38,568	622,901,931	100.7%	101.4%
通所型サービス事業	38,748	1,021,682,839	36,891	962,037,981	105.0%	106.2%
介護予防ケアマネジメント事業	28,374	141,289,293	28,562	142,315,168	99.3%	99.3%
高額介護予防サービス費等相当事業	1,169	6,188,022	1,085	5,279,124	107.7%	117.2%
高額介護(予防)サービス費	968	2,650,914	908	2,200,969	106.6%	120.4%
高額医療合算介護(予防)サービス費	201	3,537,108	177	3,078,155	113.6%	114.9%
審査支払手数料	99,989	5,169,421	97,822	5,057,387	102.2%	102.2%
小 計	207,123	1,805,829,906	202,928	1,737,591,591	102.1%	103.9%

※訪問型サービス事業は、訪問型支え合い活動を含む。

(2) 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。

令和5年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年 代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	59	3	5	5	7	9	8	18	4
女	120	25	16	12	10	20	17	19	1
計	179	28	21	17	17	29	25	37	5

令和6年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年 代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	39	0	1	7	11	5	11	4	0
女	64	4	2	6	10	15	18	6	3
計	103	4	3	13	21	20	29	10	3

令和7年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年 代								
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
男	18	0	1	0	2	5	8	2	0	0
女	80	2	2	6	11	23	23	9	3	1
計	98	2	3	6	13	28	31	11	3	1

2 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	5年度	6年度	7年度
支給件数	117	106	66
支給額(円)	234,000	212,000	132,000

(2) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護サービス相談員数(令和8年3月31日現在) 12人

イ 派遣先 (令和7年度実績)

介護老人福祉施設 17施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 24施設

特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム) 1施設

(単位:件)

	活動件数 合計	活動内容					延べ訪問件数	各年度末	
		面接	声かけ	気づき	相談	その他		相談員数	派遣先
5年度	7,144	3,145	3,867	110	3	19	271件	13人	48箇所
6年度	13,840	5,974	7,684	180	1	1	526件	12人	48箇所
7年度	10,393	4,321	5,973	99	0	0	410件	12人	47箇所

※令和4年度までコロナ禍により訪問活動中止していたが、令和5年9月より再開

(3) 介護給付適正化事業

利用者に対する適切な介護サービスを確保・維持するとともに、不適切な介護給付費を削減することを目的に、ケアプラン点検や医療と介護の突合点検等の点検を行う。

なお、本市においてはサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加傾向にあるため、当該住宅に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。

(単位:件)

項目	説明	単位	5年度	6年度	7年度
給付費通知の送付	介護保険サービスの利用者に給付実績に係る通知書を送付する。(年1回)	通知件数	24,053	実施なし	実施なし
ケアプラン点検	自立支援・重度化防止に資する適正なケアプランが作成されているか点検する。	点検件数	157	248	282
		指導件数	111	174	196
縦覧点検	複数月の給付実績を利用者単位で確認し、サービスの整合性を点検する。 (点検項目:初回加算、居宅療養管理指導、R5～短期集中リハ加算)	点検件数	181	261	227
		過誤件数	35	25	13
医療情報との突合	医療と介護の重複請求を点検する。 (点検項目:福祉用具貸与)	点検件数	100	114	78
		過誤件数	34	43	34
給付適正化支援システムによる点検	介護給付適正化支援システムを活用し給付内容の整合性を点検する。 (点検項目:例外給付、認知症加算)	点検件数	119	164	163
		過誤件数	43	96	112

VII 地域支援事業 2

1 介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき100万歩運動事業費

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	3,246	39.1%
女	5,048	60.9%
合計	8,294	100.0%

(イ) 年度別申込者数 (単位:人)

	R5年度	R6年度	R7年度
男	32	106	108
女	28	172	137
合計	60	278	245

(ウ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	798	1,288	2,086	25.2%
80～89歳	1,556	2,485	4,041	48.7%
70～79歳	793	1,162	1,955	23.6%
65～69歳	99	113	212	2.6%
合計	3,246	5,048	8,294	100.0%
構成比	39.1%	60.9%	100.0%	—

(エ) 達成者数 (単位:人)

	達成者数
100万歩達成者	5,539
500万歩達成者	3,195
1000万歩達成者	2,346
5000万歩達成者	128

② 栄養・口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室（講話、お口の体操、レシピ紹介等）を実施する。

（単位：回数（回）、人数（人））

		5年度	6年度	7年度	
研修会（管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等）	開催回数	34	31	33	
	延参加者数	521	442	447	
介護予防教室 「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	15	12	13
		延参加者数	198	151	154
	出前講座	開催回数	173	165	178
		延参加者数	3,096	2,651	3,019

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

（単位：部）

		5年度	6年度	7年度
広報紙：介護保険だより（介護予防版）	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	12月	12月	12月

（単位：部）

		5年度	6年度	7年度
広報紙：シニア元気アップパンフレット	発行部数	33,000	30,000	28,500
	発行時期	1月	1月	1月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

（単位：グループ（グループ）、人数（人））

		5年度	6年度	7年度
いきいき百歳体操の登録グループ数等	登録グループ数	152	160	167
	登録者数	4,985	5,845	6,029

イ 住民フレイルサポーターによるフレイルチェック会

30回 471人実施

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実を図る。

（単位：サロン数（か所）、人数（人））

		5年度	6年度	7年度
高齢者ふれあいサロンのサロン数等	サロン数	135	137	138
	登録者数	3,955	3,116	3,168

⑥ フレイル改善通所プログラム事業 ※令和7年度新規事業

(1) 目的・概要

生活機能の低下が見られる高齢者を対象に、運動メニューを中心に取り入れたフレイル改善のための複合型プログラムを、リハビリ専門職を関与させたうえで、短期間で集中的に提供することにより、参加者の心身機能・生活機能を改善・向上させる。

(2) 対象者

尼崎市在住の要支援1,2又は未認定者で生活機能の低下が見られる高齢者のうち、本プログラムの適用が効果的であると判断された者。

(3) 実施場所

武庫健康ふれあい体育館

(4) 定員

12名程度/期

(5) 実施頻度

年間3期(第1期:7～9月、第2期:10～12月、第3期:翌1月～3月)

※1期10回(1回120分程度)のプログラムを実施。

※令和8年度以降は4期実施予定。(第1期:4～6月、第2期:7～9月、第3期:10～12月、第4期:翌1～3月)

(6) 参加人数

年間34人

⑦ 体験型スポーツクラブの運営 ※令和7年度新規事業

(1) 目的・概要

高齢者を対象とした体操教室や、転倒予防教室等の介護予防に資するレッスンを提供するとともに、地域の集いの場やスポーツクラブに係る情報提供を行う等、地域資源を活用した自発的な介護予防・フレイル対策の実践に向けた支援を行う。

(2) 対象者

⑥フレイル改善通所プログラム事業の修了者、尼崎市在住の65歳以上で、要支援・要介護の認定を受けていない者。

(3) 実施場所

武庫健康ふれあい体育館

(4) 定員

30名程度/期

(5) 実施頻度

年間3期(第1期:7～9月、第2期:10～12月、第3期:翌1月～3月)

※1期10回(1回90分程度)のプログラムを実施。

※令和8年度以降は4期実施予定。(第1期:4～6月、第2期:7～9月、第3期:10～12月、第4期:翌1～3月)

(6) 参加人数

年間69人

⑧ 高齢者運動習慣促進事業 ※令和7年度新規事業

(1) 目的・概要

地域資源の一つであるスポーツクラブの利用料の一部を助成することにより、自発的な介護予防・フレイル対策の継続に向けた支援を行う。

(2) 対象者

⑦体験型スポーツクラブの修了者

(3) 実施場所

市が指定するスポーツクラブ

(4) 助成内容

最大3か月を限度として、月額4,000円

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段: 名称 下段: 運営法人名	上段: 住所(尼崎市) 下段: 職員の定数
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑内
	(福)ほがらか会	定数4名
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター	神田中通9-291 ナニワ診療所内
	尼崎医療生活協同組合	定数5名
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東
	(医)中央会	定数7名
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成内
	(福)サンシャイン	定数5名
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター	崇徳院2-159 KマンションJIN II 1F
	(福)平成会	定数5名
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	三反田3-3-16 ヴィラ壱園(もくえん)内
	(福)あかね	定数8名
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター	富松町2-27-22 尼崎市立尼崎北小学校南西
	尼崎医療生活協同組合	定数8名
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	南武庫之荘1-25-18 阪急武庫之荘駅南西
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター	武庫元町1-26-3 西武庫交番東
	(福)真澄会	定数6名
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑南西
	(福)阪神共同福祉会	定数7名
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑内
	(福)田能老人福祉会	定数6名

※地域包括支援センターには三職種(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)が配置されておりそれぞれの職種に準ずるものを含む。

※令和8年4月1日現在

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談実績

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
総合相談	1,243	2,833	1,293	2,794	2,785	2,431
権利擁護	65	258	119	265	154	249
合 計	1,308	3,091	1,412	3,059	2,939	2,680

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
総合相談	2,480	3,116	2,192	2,450	4,903	1,313	29,833
権利擁護	242	186	148	109	377	92	2,264
合 計	2,722	3,302	2,340	2,559	5,280	1,405	32,097

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所等)、病院等関係機関及び各種職能団体との連携

イ 地域福祉活動専門員、生活支援コーディネーターとの連携と協力体制の整備

ウ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及びつなぎ

エ 高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整

オ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりの強化

カ 医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」と協働した介護予防支援の推進や、研修会の企画・実施

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

- ア 地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた、同行訪問等のスーパーバイズ
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築と推進(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 地域の介護支援専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や様々な機関が行う研修会等の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導、自立支援ケアマネジメントの理解促進

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

- ・ 課題解決型
- ・ 開催回数 46回
- ・ 内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。
- ・ 気付き支援型
- ・ 開催回数 18回
- ・ 内容 介護保険の理念に基づき、高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質(QOL)を高めるために、ケアマネジャーや多職種(その他の医療介護専門職等)の気付き(学び)を支援する多職種連携による事例の検討を実施した。

イ 課題共有会議の開催

- ・ 開催回数 1回
- ・ 内容 個別地域ケア会議(課題解決型及び気付き支援型地域ケア会議)を振り返り、他地区の地域課題や全市的な課題を共有・整理し、代表者会議につなげるもの。

ウ 代表者会議の開催

- ・ 開催回数 1回
- ・ 内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討するもの。

(4) 生活支援体制整備事業

【生活支援サービス体制整備事業】

多様な主体が多様なサービスを提供することで高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進する。これにより、被保険者が地域において自立した日常生活を送ることを支援するとともに、要介護状態等とならないための予防、要介護状態等の軽減又は悪化の防止を目指す。生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。

- ① 配置人数 12人(地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーターとの兼務))
- ② 委託先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績

1. 地域福祉のネットワーク形成に向けた支援・地域福祉ネットワーク会議(地区協議体)の設置及び運営等

地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が中心となって開催する各地区地域福祉ネットワーク会議において、地域住民や地域包括支援センター等と支え合いに関する協議を行い、中央地区では、地域の集いの場に参加したことのない独居高齢者等をサロン等の居場所につなげる取組を実施した。また、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、立花地区では、生活支援サポーター等と地域活動団体との「ボランティアマッチング会」を開催し、地域活動の担い手不足の解消に向けた取組を実施した。
(地域福祉のネットワーク形成に向けた支援回数:210回)

【高齢者生きがい就労事業】

就労的活動の場を提供できる民間企業と就労的活動の取組を実施したい高齢者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

- ① 配置人数 4人
- ② 委託先 あをに工房株式会社・労働者協同組合はんしんワーカーズコープ共同事業体
- ③ 活動実績

1. 地域に出向く就労的活動支援コーディネーターの配置

就労的活動支援コーディネーターが地域包括支援センターや尼崎市社会福祉協議会等の関係団体、地域の高齢者の集い場に出向き、生きがい就労事業の周知・啓発を実施するとともに、社会参加・生きがいづくりはもとより、介護予防・フレイル対策に資する生きがい就労を地域等で実施できるようコーディネートを行う。

・ 実績

地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、園田地区にて新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し継続伴走支援を行ったことで、令和7年度より活動の本格実施に至った。また、市内の介護事業所(認知症共同生活介護)との連携による地域での生きがい就労の活動拠点の創出も実現することができた。

2. 多様な生きがい就労を用意する就労的活動支援コーディネーターの配置

生きがい就労事業を広く地域での実践に繋げるため、より簡単な作業メニューの追加など、多様な需要に応えるための体制を整備する取組として、老人福祉工場(はたらくらボ)利用者へのコーディネートに加え、産業界への参画の働きかけなど、事業範囲の拡大を実施する。

・ 実績

老人福祉センター和楽園ワークルームにおける授産事業を高齢者生きがい就労に事業転換し、レイアウト変更や見学・体験会を実施すること等で、参加者の確保を行ったところ、事業全体の参加者は202人(令和6年度169人)となった。また、参加者増への対応に向けては、大阪・関西万博に出展する商品の作成を行うなど、新たな就労メニューの確保も行った。

(5) 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

① 医療・介護連携協議会における取組(コアメンバーワーキングを含めて全13回開催)

ア 人づくり

- ・あまつなぎ研修会の開催(3回)
- ・地域包括支援センターとの共催研修(2回)
- ・その他研修(4回)

イ ものづくり

- ・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)リーフレットの発行・普及啓発動画の作成

ウ 市民の意識づくり

- ・学生を巻き込んだ地域住民向けワークショップの開催(5回)
- ・市政出前講座の実施(2回)
- ・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及・啓発

(6) 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日 平成26年8月4日

イ 組織

- ・構成員数 11人以内 (令和7年3月31日現在 9人)
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 令和7年度開催回数 3回

② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター(12ヶ所)に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。

③ もの忘れあんしんガイドの発行

最近、もの忘れが進んだ・認知症と診断され不安を感じている方や、そのご家族に向け、様々な不安や疑問に寄り添い、安心して住み慣れた地域で暮らすための情報を盛り込んだ「尼崎市もの忘れあんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、認知症コミュニケーション講座の実施や、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 認知症コミュニケーション講座

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	5年度	6年度	7年度
開催回数	4	4	4
参加者数	26	50	67

イ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守るサポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	5年度	6年度	7年度
開催回数	90	81	112
受講者数	2,247	1,360	1,923

延受講者数 30,929人(令和7年度末)

⑤ キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を増やすため、サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。(令和5・6・7年度尼崎市での開催無し)

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

事前登録者数1,015人(令和7年度末)

【参考:一般会計】認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の人が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を補償する保険。加入者数 784人(令和7年度末)

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	5年度	6年度	7年度
人数	1	1	0

(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	2	1,372	1,374
久々知	10	1		51	448	499
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	1,173	25,856	27,029
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	210	1,011	1,221
今福	30			249	1,402	1,651
金楽寺※	32			209	2,749	2,958
潮江	60			119	1,213	1,332
道意	30	1	(福)サンシャイン	496	2,369	2,865
築地北	30	1	(福)ほがらか会	162	2,534	2,696
合計	522	12		2,671	38,954	41,625

(3) 認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外でひとり歩きしたときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	5年度	6年度	7年度
登録者数	45	38	31

(4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

※令和7年度末に事業廃止 (単位:人)

年度	5年度	6年度	7年度
年度末入居者数	15	13	0

(5) 在宅高齢者等あんしん通報システム事業

在宅ひとり暮らし高齢者等における家庭内の事故等による通報に随時(24時間・365日)対応し、在宅ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全確保や不安の解消に努め、在宅生活を支援する。

※令和3年度から事業開始。

(単位:件)

年度	5年度	6年度	7年度
設置台数	611	660	639

(6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	5年度	6年度	7年度
相談件数	2,142	1,950	2,036

(7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	5年度	6年度	7年度
支給件数(件)	2,182	1,994	1,931
支給額(円)	11,478,285	11,809,293	12,315,479

(8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:件)

年度	5年度	6年度	7年度
配布者数	24	7	14

(9) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	5年度	6年度	7年度
申立件数	11	19	21
助成件数	265	357	308

VIII その他

1 広報活動

(1) パンフレットの作成・配布 【令和7年4月～令和8年3月】

- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布

(2) 保険料のしおり

【保険料決定通知書に同封、令和7年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】

(3) 介護保険だよりの発行 【令和7年6月、令和7年12月発行】

令和7年6月		令和7年12月	
229,000部発行		229,000部発行	
市内一円戸別配布	225,000部	市内一円戸別配布	225,000部
公共施設窓口設置	4,000部	公共施設窓口設置	4,000部

- ・ 点字版・CD版の作成・配付
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置

(4) 市報あまがさきへの掲載

- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
- ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について

(5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	5	169
その他講座等	1	51
合 計	6	220

(6) ホームページへの掲載

- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

2 苦情相談件数 ※対応困難事例のみ

項 目	件 数
サービス事業所に関するもの	29
サービスの質や量に関するもの	5
従業員に関するもの	3
契約や説明に関するもの	8
介護保険法や制度に関するもの	5
利用者等からの暴言や態度に関するもの	2
虐待に関するもの	1
要介護認定の関係	0
その他(その他)	23
合 計	76

3 尼崎市内 介護保険事業所・施設数

(1)介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	5年度	6年度	7年度
ア	介護予防支援	0	21	17
	居宅介護支援	211	212	205
	訪問介護	307	296	293
	訪問入浴介護	6	5	4
	訪問看護	94	101	103
	訪問リハビリテーション	5	6	6
	居宅療養管理指導	0	0	0
	通所介護	87	84	83
	通所リハビリテーション	13	13	13
	短期入所生活介護	30	30	30
	短期入所療養介護	14	14	14
	特定施設入居者生活介護	13	13	13
	福祉用具貸与	34	35	35
	特定福祉用具販売	32	33	33
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	3	3
	夜間対応型訪問介護	1	1	1
	地域密着型通所介護	107	102	98
	認知症対応型通所介護	11	11	9
	小規模多機能型居宅介護	17	16	15
	認知症対応型共同生活介護	29	30	29
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	4	4
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	3	4	6
ウ	介護老人福祉施設	23	24	24
	介護老人保健施設	14	14	14
	介護療養型医療施設	0	0	0
	介護医療院	1	2	2
合 計		1,062	1,076	1,056

※1 事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。

※2 区分アは介護予防支援、居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。ただし、介護予防支援について、地域包括支援センターは除く。

※3 翌年度の6月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

(2)市内の介護保険施設(令和8年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	97
2	中央	特別養護老人ホームはなみずき	西難波町5丁目12-1	100
3	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	114
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	80
6	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	110
8	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
9	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
10	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
11	大庄	尼崎特別養護老人ホームラガール	大庄西町4丁目4-1	100
12	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	65
13	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
14	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
15	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	80
16	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
17	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	70
18	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	74
19	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
20	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	70
21	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
22	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	90
23	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55
24	園田	特別養護老人ホーム百楽荘尼崎館	食満5丁目8-43	100

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	立花	ロータス・ガーデン別邸李園	尼崎市三反田町3丁目3-16	20
3	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
4	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
4	中央	社会医療法人愛仁会介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
5	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
6	大庄	老人保健施設サンブラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150
13	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺3丁目13-20	20
14	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺3丁目13-20	80

④ 介護医療院

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	園田	つかぐち介護医療院	南塚口町6丁目8-1	48
2	園田	介護医療院トワイエ尼崎	南塚口町6丁目8-22	144

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
2	小田	ウエルハウス尼崎Ⅱ番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
3	小田	バストラール尼崎	潮江1丁目10-2	174
4	小田	介護付有料老人ホームトワイエ久々知	久々知3丁目2-1	48
5	小田	ソーシャルコート杭瀬	杭瀬本町3丁目1-11	75
6	大庄	介護付有料老人ホームラウレート武庫川	武庫川町1丁目9	45
7	立花	介護付有料老人ホームブレザンメゾン塚口	塚口本町1丁目30-1	100
8	立花	介護付有料老人ホームブレザンメゾン立花	立花町1丁目24-42	48
9	武庫	そんぼの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
10	園田	そんぼの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
11	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
12	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64
13	園田	養護老人ホーム百楽荘尼崎館	食満5丁目8-43	29

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレート	武庫川町1-8	29

(3) 市内の地域密着型サービス事業所(令和8年3月31日現在)

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ (2)に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	中央	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵西難波町	西難波町2丁目28-7	29
3	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	29
4	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
5	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一步』	大庄北3丁目14-27	29
6	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
7	大庄	尼崎小規模多機能施設ラガール	大庄西町4丁目4-1	25
8	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	29
9	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	29
10	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	29
11	武庫	愛・小規模多機能武庫之荘	南武庫之荘4丁目18-31	29
12	武庫	バンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	29
13	武庫	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵武庫之荘	武庫之荘8丁目13-1	29
14	武庫	小規模多機能型居宅介護たのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	24
15	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	小田	セントケア看護小規模多機能あまがさき	杭瀬寺島1丁目4-48	25
3	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29
4	武庫	看護小規模多機能虹のきずな	南武庫之荘12丁目20-3	29
5	大庄	看護小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	24
6	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎西・看護小規模多機能	大島1丁目10-1	29

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼのの家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームサンブラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
11	大庄	グループホームひだまりの郷大島五番館	道意町4丁目33-2	18
12	大庄	尼崎グループホームラガール	大庄西町4丁目4-1	18
13	立花	ライブラリ塚口Ⅰ	南塚口町8丁目3-15	18
14	立花	ライブラリ塚口Ⅱ	南塚口町8丁目3-21	18
15	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
16	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
17	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
18	立花	グループホームみさき尼崎	七松町2丁目26-9	18
19	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
20	武庫	グループホームここあ武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
21	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
22	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
23	武庫	グループホームきらら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	18
24	武庫	グループホームたのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	18
25	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	11
26	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
27	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
28	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
29	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

4 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1) 設置年月日 平成26年4月1日

(2) 設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会（以下「部会」という）を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 20人以内（令和8年3月31日現在 16人）
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
 - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
 - ③ 地域における福祉関係者
 - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
 - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4) 所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5) 開催回数

運営部会 3回（令和7年7月24日、令和7年10月17日、令和8年2月6日）

(6) 地域包括支援センターについて

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

5 尼崎居宅介護支援事業連絡会

- (1) 設立
平成12年2月3日
- (2) 目的
尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。
- (3) 会員数
133事業者(令和8年3月31日現在)
- (4) 主な活動内容
- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
 - ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
 - ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
令和7年4月15日 (火)	① 幹事会	5月総会及び全体研修会について
令和7年4月15日 (火)	会計監査	令和6(2024)年度会計監査の実施
令和7年5月20日 (火)	② 幹事会	定例会(総会資料確認及び具体的研修計画)
令和7年5月20日 (火)	総会	令和6(2024)年度事業報告・決算報告・会計監査報告 令和7(2025)年度事業計画及び予算等について
令和7年5月20日 (火)	第1回 全体研修会	【講 義】 テーマ： ①BCPについて ②能登地震下の対応について 講 師： ①石川県ケアマネジャー協会副会長 関本崇詞氏 ②石川県ケアマネジャー協会副会長 水上直彦氏
令和7年6月13日 (金)	③ 幹事会	定例会
令和7年7月24日 (木)	④ 幹事会	定例会
令和7年7月24日 (木)	第2回 全体研修会	【講 義】 テーマ： 実践の事例を通しての障害支援・介護支援 講 師： 社会福祉法人福成会 このは 障害支援相談員 西村氏
令和7年8月18日(月)	⑤ 幹事会	定例会
令和7年9月16日 (火)	⑥ 幹事会	定例会
令和7年9月16日 (火)	第3回 全体研修会	【講 義】 テーマ： ケアマネジャーに対するハラスメントについて 講 師： 兵庫県介護支援専門員協会会長 山内 知樹氏
令和7年10月27日 (月)	⑦ 幹事会	定例会
令和7年11月27日 (木)	⑧ 幹事会	定例会
令和7年11月27日 (木)	第4回 全体研修会	【講 義】 テーマ： 医療・介護連携について 講 師： はせがわ内科 長谷川吉昭Dr はやさか内科クリニック 早坂朋彦Dr
令和8年1月16日 (金) (2026年)	⑨ 幹事会	定例会
令和8年2月16日 (月) (2026年)	⑩ 幹事会	定例会
令和8年2月16日 (月) (2026年)	第5回 全体研修会	【講 義】 テーマ： ケアマネジャーの今後の展望 講 師： あたご研究所 後藤佳苗氏
令和8年2月16日 (月) (2026年)	情報交換会 懇親会	18事業所、26名参加
令和8年3月16日 (月) (2026年)	⑪ 幹事会	定例会

※ 研修は、その内容について幹事会で協議し、必要に応じたタイムリーなものを実施する。
 ※ 各会員への資料提供については、会員の要望に沿って幹事会で決定する。
 ※ 尼崎市の介護保険の運営状況について、随時、情報提供していく。

6 その他の支援

(1) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	5年度	6年度	7年度
発生件数	10	11	24
保護延日数	159	288	326

(2) 権利擁護推進事業

成年後見等支援センターを設置・運営し、権利擁護に関わる相談を受け、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

(単位:件)

年度	5年度	6年度	7年度
高齢者相談件数	1,166	1,122	1,051

Ⅸ 財政・条例等

1 財政 (1)介護保険事業費歳入歳出予算決算

(歳入) (単位: 円)

款 項 目	R4決算	R5決算	R6決算	R7当初予算	R7決算見込	R8当初予算
04 介護保険料	8,683,937,438	8,593,651,952	9,937,218,249	9,812,583,000	10,072,948,772	9,973,615,000
05 介護保険料	8,683,937,438	8,593,651,952	9,937,218,249	9,812,583,000	10,072,948,772	9,973,615,000
05 第1号被保険者保険料	8,683,937,438	8,593,651,952	9,937,218,249	9,812,583,000	10,072,948,772	9,973,615,000
35 使用料及び手数料	1,102,864	1,180,350	1,059,680	340,000	242,430	296,000
10 手数料	1,102,864	1,180,350	1,059,680	340,000	242,430	296,000
05 手数料	1,102,864	1,180,350	1,059,680	340,000	242,430	296,000
40 国庫支出金	11,607,603,533	12,176,824,591	12,605,417,037	12,495,443,000	13,241,147,033	12,870,567,000
05 国庫負担金	8,271,112,335	8,600,067,568	8,823,451,200	8,929,964,000	9,290,409,191	9,107,077,000
10 介護給付費負担金	8,271,112,335	8,600,067,568	8,823,451,200	8,929,964,000	9,290,409,191	9,107,077,000
10 国庫補助金	3,336,491,198	3,576,757,023	3,781,965,837	3,565,479,000	3,950,737,842	3,763,490,000
10 調整交付金	2,790,901,000	3,041,138,000	3,279,742,000	3,020,616,000	3,394,924,000	3,169,320,000
25 地域支援事業交付金	411,998,198	416,879,023	411,483,837	454,123,000	455,764,842	486,781,000
30 介護保険事業費補助金	1,478,000	5,089,000	0	0	0	7,340,000
35 保険者努力支援交付金	66,002,000	64,764,000	60,077,000	60,077,000	69,386,000	69,386,000
40 保険者機能強化推進交付金	66,112,000	48,887,000	30,663,000	30,663,000	30,663,000	30,663,000
45 介護保険災害臨時特例補助金	-	-	-	-	-	-
41 支払基金交付金	12,185,402,000	12,627,025,000	13,005,379,000	13,564,483,000	13,329,885,000	13,839,855,000
05 支払基金交付金	12,185,402,000	12,627,025,000	13,005,379,000	13,564,483,000	13,329,885,000	13,839,855,000
05 介護給付費交付金	11,736,660,000	12,172,466,000	12,517,662,000	13,065,345,000	12,818,719,000	13,301,369,000
10 地域支援事業交付金	448,742,000	454,559,000	487,717,000	499,138,000	511,166,000	538,486,000
45 県支出金	6,379,429,000	6,590,650,869	6,790,604,143	7,068,946,000	6,982,500,786	7,195,895,000
05 県負担金	6,132,774,000	6,341,012,000	6,539,280,000	6,796,839,000	6,698,890,000	6,903,829,000
05 介護給付費負担金	6,132,774,000	6,341,012,000	6,539,280,000	6,796,839,000	6,698,890,000	6,903,829,000
10 県補助金	246,655,000	249,638,869	251,324,143	272,107,000	283,610,786	292,066,000
05 地域支援事業交付金	246,655,000	249,638,869	251,324,143	272,107,000	283,610,786	292,066,000
50 財産収入	2,778,170	2,101,852	4,280,111	2,619,000	3,595,416	18,105,000
05 財産運用収入	2,778,170	2,101,852	4,280,111	2,619,000	3,595,416	18,105,000
10 利子及び配当金	2,778,170	2,101,852	4,280,111	2,619,000	3,595,416	18,105,000
60 繰入金	7,313,298,540	8,297,458,890	7,699,610,874	8,860,418,000	7,975,468,452	8,982,483,000
05 他会計繰入金	7,313,298,540	7,635,428,890	7,699,610,874	8,244,660,000	7,975,468,452	8,372,234,000
05 他会計繰入金	7,313,298,540	7,635,428,890	7,699,610,874	8,244,660,000	7,975,468,452	8,372,234,000
10 基金繰入金	0	662,030,000	0	615,758,000	0	610,249,000
10 介護給付費準備基金繰入金	0	662,030,000	0	615,758,000	0	610,249,000
65 繰越金	1,043,584,787	519,980,956	551,603,279	1,000	598,822,287	1,000
05 繰越金	1,043,584,787	519,980,956	551,603,279	1,000	598,822,287	1,000
05 繰越金	1,043,584,787	519,980,956	551,603,279	1,000	598,822,287	1,000
70 諸収入	27,315,984	21,130,316	31,980,389	16,976,000	21,813,063	17,437,000
05 延滞金、及び過料	1,573,814	1,609,178	1,685,656	1,569,000	1,563,522	1,585,000
05 第1号被保険者延滞金	1,573,814	1,609,178	1,685,656	1,569,000	1,563,522	1,585,000
30 雑入	25,742,170	19,521,138	30,294,733	15,407,000	20,249,541	15,852,000
05 滞納処分費	0	0	0	1,000	0	1,000
10 第三者納付金	9,031,718	7,992,585	10,629,460	8,924,000	13,030,289	9,217,000
15 返納金	11,106,781	7,699,593	16,315,137	3,998,000	3,459,717	4,038,000
20 雑入	5,603,671	3,828,960	3,350,136	2,484,000	3,759,535	2,596,000
合 計	47,244,452,316	48,830,004,776	50,627,152,762	51,821,809,000	52,226,423,239	52,898,254,000

対前年度比

1.05

1.03

1.04

1.02

1.03

1.02

(歳出) (単位: 円)

款 項 目	R4決算	R5決算	R6決算	R7当初予算	R7決算見込	R8当初予算
05 総務費	828,386,498	954,304,491	950,920,508	1,214,891,000	1,083,326,323	1,243,535,000
05 総務管理費	828,386,498	954,304,491	950,920,508	1,214,891,000	1,083,326,323	1,243,535,000
05 一般管理費	592,791,332	611,444,886	647,444,286	856,198,000	784,228,430	851,945,000
10 連合会負担金	2,346,210	2,328,102	2,313,846	2,299,000	2,297,844	2,290,000
15 賦課徴収費	54,207,292	60,570,518	66,740,091	83,982,000	72,330,105	100,858,000
20 介護認定費	179,041,664	279,960,985	234,422,285	272,412,000	224,469,944	288,442,000
10 保険給付費	43,406,729,182	44,983,231,076	46,143,640,935	48,399,092,000	47,398,137,161	49,273,549,000
対前年度比		1.04	1.03	1.05	1.03	1.02
05 介護サービス等諸費	42,004,866,924	43,520,686,888	44,599,708,223	46,819,897,000	45,773,792,597	47,530,318,000
05 介護サービス等給付費	41,961,623,090	43,475,616,184	44,553,715,863	46,772,646,000	45,726,486,950	47,481,398,000
10 審査支払手数料	43,243,834	45,070,704	45,992,360	47,251,000	47,305,647	48,920,000
10 高額介護サービス費	1,401,862,258	1,462,544,188	1,543,932,712	1,579,195,000	1,624,344,564	1,743,231,000
05 高額介護サービス費	1,401,862,258	1,462,544,188	1,543,932,712	1,579,195,000	1,624,344,564	1,743,231,000
17 地域支援事業費	1,809,801,023	1,859,469,998	1,977,321,636	2,046,536,000	2,051,258,083	2,201,310,000
05 地域支援事業費	1,809,801,023	1,859,469,998	1,977,321,636	2,046,536,000	2,051,258,083	2,201,310,000
05 介護予防事業費(H29～日常生活支援総合事業)	1,603,992,777	1,643,424,447	1,741,931,672	1,801,870,000	1,818,778,945	1,947,042,000
10 包括的支援等事業費	205,808,246	216,045,551	235,389,964	244,666,000	232,479,138	254,268,000
25 基金積立金	277,010,000	2,101,852	454,429,000	2,619,000	171,090,000	18,105,000
05 基金積立金	277,010,000	2,101,852	454,429,000	2,619,000	171,090,000	18,105,000
05 介護給付費準備基金積立金	277,010,000	2,101,852	454,429,000	2,619,000	171,090,000	18,105,000
60 諸支出金	479,294,080	479,294,080	502,018,396	157,671,000	597,729,648	160,755,000
10 諸費	287,176,908	365,601,765	384,236,684	18,650,000	468,696,267	20,522,000
10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	287,176,908	365,601,765	384,236,684	18,650,000	468,696,267	20,522,000
15 繰出金	115,367,749	113,692,315	117,781,712	139,021,000	129,033,381	140,233,000
10 他会計繰出金	115,367,749	113,692,315	117,781,712	139,021,000	129,033,381	140,233,000
65 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	46,801,220,783	48,278,401,497	50,028,330,475	51,821,809,000	51,301,541,215	52,898,254,000

対前年度比

1.07

1.03

1.04

1.04

1.03

1.02

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)	443,231,533	551,603,279	598,822,287		924,882,024	
-------------	-------------	-------------	-------------	--	-------------	--

(2) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	5 年 度	6 年 度	7 年 度
前 年 度 末 基 金 残 高	2,154,000,066	1,494,071,918	1,948,500,918
基 金 積 立 額 合 計	2,101,852	454,429,000	171,090,000
保 険 料 積 立 額		450,148,889	167,494,584
運 用 収 入 積 立 額	2,101,852	4,280,111	3,595,416
介護保険料軽減事業補助金			
基 金 取 崩 額	662,030,000	0	0
年 度 末 基 金 残 高	1,494,071,918	1,948,500,918	2,119,590,918

2 条例等

(1)尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

改正	平成15年3月28日条例第14号	平成18年3月28日条例第36号
	平成20年3月27日条例第12号	平成21年3月30日条例第15号
	平成24年3月28日条例第24号	平成25年10月9日条例第60号
	平成27年3月27日条例第25号	平成27年5月22日条例第35号
	平成28年3月28日条例第36号	平成29年3月24日条例第14号
	平成30年3月26日条例第22号	平成30年10月15日条例第47号
	令和3年3月25日条例第14号	令和6年3月6日条例第9号
	令和6年3月25日条例第18号	令和8年3月24日条例第16号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

(平29条例14・追加)

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)

第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第4条 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(保険料率)

第5条 保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 40,912円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 61,593円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 62,043円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 80,925円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 89,916円

(6) 次のいずれかに該当する者 107,900円

ア 合計所得金額(当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(令第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう。)をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。以下この条において同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 116,891円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13

- 号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 134,874円
- ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 152,858円
- ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 170,841円
- ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 188,824円
- ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 206,807円
- ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 215,799円
- ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 224,790円
- ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 233,782円
- ア 合計所得金額が920万円以上1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (16) 次のいずれかに該当する者 242,774円
- ア 合計所得金額が1,020万円以上1,120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)
- (17) 次のいずれかに該当する者 251,765円
- ア 合計所得金額が1,120万円以上1,220万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 260,757円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・平30条例47・令3条例14・令6条例18・令8条例16・一部改正)

(普通徴収に係る保険料の納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定による納期により難い特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(平29条例14・旧第5条繰下・一部改正、令3条例14・一部改正)

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。))において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正、令6条例18・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第8条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(平29条例14・旧第7条繰下)

(保険料の減免等)

第9条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴

収を猶予することができる。

(平29条例14・旧第8条繰下、令8条例16・一部改正)

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上、令6条例9・一部改正)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第11条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上)

(指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料等)

第11条の2 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2の2に定める手数料を納付しなければならない。

(令6条例9・追加)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者、法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者、法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護医療院の変更の許可(同令第138条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上、平30条例47・一部改正)

(指定事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上)

(手数料の減免等)

第14条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条

繰上・一部改正)

(罰則)

第15条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

第16条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

第18条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

第19条 第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第20条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第23条繰上)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

- 3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平27条例25・追加、平29条例14・一部改正)

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

- 4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|-----|------------------|---------|
| (1) | 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 4,584円 |
| (2) | 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 6,876円 |
| (3) | 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 9,167円 |
| (4) | 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 11,459円 |
| (5) | 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 13,751円 |

(平27条例25・旧第3項繰下)

- 5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|-----|------------------|---------|
| (1) | 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 13,454円 |
| (2) | 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 20,181円 |
| (3) | 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 26,907円 |
| (4) | 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 33,634円 |
| (5) | 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 40,361円 |

(平27条例25・旧第4項繰下)

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

- 6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 第1期 | 平成12年10月1日から同月31日まで |
| 第2期 | 平成12年11月1日から同月30日まで |
| 第3期 | 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで |
| 第4期 | 平成13年1月4日から同月31日まで |
| 第5期 | 平成13年2月1日から同月28日まで |
| 第6期 | 平成13年3月1日から同年4月2日まで |

(平27条例25・旧第5項繰下)

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平27条例25・旧第6項繰下)

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険

料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(平27条例25・旧第7項繰下)

- 9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額

(2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平27条例25・旧第8項繰下)

(平成18年度における保険料率の特例)

- 10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

- 11 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19

年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円
(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

12 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

13 第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

14 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

15 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正)

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

16 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「39,655円」とあるのは「23,793円」と、同条第2号中「54,327円」とあるのは「34,500円」と、同条第3号中「59,483円」とあるのは「55,517円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条(付則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。

(令3条例14・追加)

(令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例)

17 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「40,912円」とあるのは「25,627円」と、同条第2号中「61,593円」とあるのは「43,610円」と、同条第3号中「62,043円」とあるのは「61,593円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条(付則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。

(令6条例18・追加)

(令和8年度における保険料率の特例)

18 令和8年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「に掲げる者」とあるのは「(令附則第24条第1項から第3項までの規定により令の規定を読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる者(令附則第25条第1項の規定が適用されることにより同号イ((1)に限る。)及びハのいずれにも該当しないこととなる者を除く。)」と、同条第2号中

「に掲げる者」とあるのは「(令附則第24条第1項から第3項までの規定により令の規定を読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる者(令附則第25条第1項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。)」と、同条第3号中「者」とあるのは「者(令附則第25条第1項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。)」と、同条第4号中「に掲げる者」とあるのは「(令附則第24条第1項から第3項までの規定により令の規定を読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる者(令附則第25条第2項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。)」と、同条第5号中「者」とあるのは「者(令附則第25条第2項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。)」と、同条第6号ア中「に規定する」とあるのは「(令附則第24条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する」とするほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。この場合において、前項中「第5条の」とあるのは「第5条(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の」と、「の規定に」とあるのは「及び第18項の規定に」とする。

(令8条例16・追加)

付 則(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進

するための関係法律の整備等にする法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定公布の日の翌日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

- 2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1) 平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

- 3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

付 則(平成30年3月26日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成30年10月15日条例第47号)

この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第5条第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月25日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和2年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

付 則(令和6年3月6日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に限り、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)附則第15条の規定による同法第13条の規定による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者(介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)の指定の申請に係るこの条例による改正後の尼崎市介護保険条例第11条の2の規定の適用については、同条中「法第115条の22第1項」とあるのは、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)第13条の規定による改正後の法第115条の22第1項」とする。

付 則(令和6年3月25日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条(同条例付則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和6年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和5年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

付 則(令和8年3月24日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加、平29条例14・令6条例9・一部改正)

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請	居宅サービスの種類1件につき 10,000円

手数料	
3 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2

(平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2の2

(令6条例9・追加)

種別	手数料
1 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
2 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
3 指定介護予防支援事業者の指定申請手数料	1件につき 14,000円
4 指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 7,000円

別表第3

(平24条例24・追加、平29条例14・平30条例47・一部改正)

種別	手数料
1 指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
6 介護医療院の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
7 介護医療院の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
8 介護医療院の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円

別表第4

(平29条例14・追加)

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき 14,000円
2 指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき 7,000円

(2)尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

改正 平成18年3月30日規則第44号 平成23年3月31日規則第27号
平成27年3月31日規則第21号 平成29年3月24日規則第8号
令和8年3月27日規則第14号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス(法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防

サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条 条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平29規則8・令8規則14・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

(1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不適当であると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平23規則27・旧第16条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平27規則21・旧附則・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

- 2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

(平27規則21・追加)

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

付 則(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和8年3月27日規則第14号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式
(表面)

第 号	介護保険徴収職員証	↑ 5.2 セ ン チ メ ー ト ル ↓
顔写真	所属 氏名	
	平成 年 月 日	
	尼 崎 市 長	印
← 7.4センチメートル →		

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(3)尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業 の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

改正 平成25年3月7日 条例第14号 平成26年12月19日 条例第48号
平成28年10月6日 条例第50号 平成30年10月15日 条例第48号
令和6年3月6日 条例第11号 令和7年3月4日 条例第8号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(平30条例48・一部改正)

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、その利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。

5 指定居宅サービス事業者等は、市長が別に定める評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 指定居宅サービス事業者等は、市長が別に定める研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。

7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、その利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開

き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

- 9 指定居宅サービス事業者等(市長が別に定める事業(以下「特定事業」という。))を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)は、リハビリテーションその他の機能訓練その他その利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えてその利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)をその利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、居宅サービス計画等において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。
- 12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(その利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 13 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。
(平25条例14・平26条例48・平28条例50・平30条例48・令6条例11・令7条例8・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

- 第4条** 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令の規定で市長が別に定めるものにより居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、その利用者の意向を尊重しなければならない。
 - 3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(平26条例48・追加、令7条例8・一部改正)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

- 第5条** 法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(市長が別に定める事業に限る。)について準用する。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・平30条例48・令7条例8・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

- 第6条** 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定

める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加、令7条例8・一部改正)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(市長が別に定める事業に限る。)について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・平30条例48・令7条例8・一部改正)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚

生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。

(平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・令7条例8・一部改正)

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・平30条例48・令7条例8・一部改正)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。

(平30条例48・追加、令7条例8・一部改正)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正、平30条例48・旧第15条繰下)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第17条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正、平30条例48・旧第16条繰下)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第18条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正、平30条例48・旧第

17条繰下・一部改正、令7条例8・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第19条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第18条繰下)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第20条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第3項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、そのセンターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

3 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第19条繰下・一部改正、令7条例8・一部改正)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付 則(平成30年10月15日条例第48号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年3月6日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。(後略)

付 則(令和7年3月4日条例第8号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。